

たきがしら会館 提案書

1. 事業者の状況	3
(1) 施設の管理運営の基本方針.....	3
(2) 基本方針を実施するための目標及び実施策.....	11
(3) 安定的な経営体力と経営情報開示（経営の透明性）.....	14
2. 施設の平等・公平な利用の確保	18
(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保.....	18
(2) 多様な利用者への配慮・支援に関する取組.....	21
3. 施設の効用の最大限発揮	29
(1) 利用者本位のサービス提供.....	29
(2) 広報・利用促進活動.....	33
(3) スポーツ教室等の計画.....	38
(4) 自主事業の計画.....	45
(5) 安全かつ効率的な業務履行体制.....	47
4. 横浜市の重要施策を踏まえた取組	53
(1) 指定管理者に課される情報管理の徹底.....	53
(2) 高い透明性を確保する情報開示への対応.....	54
(3) ヨコハマ3R夢プランへの取組.....	55
(4) 人権尊重に徹した施設運営と事業.....	56
(5) 男女共同参画社会推進の取組.....	57
(6) 市内中小企業への優先発注.....	57
(7) SDGsの取組.....	57
(8) インクルーシブスポーツの推進に向けて.....	58
5. 管理運営経費	61
(1) 利用料金等収入増への取組.....	61
(2) 指定管理料の額.....	63
(3) 施設の課題等に応じた費用配分.....	66
(4) 適正な委託・調達・雇用.....	68
6. 施設管理	71
(1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮.....	71
(2) 修繕等への取組.....	76
7. 安全管理について	79
(1) 平常時の体制.....	79
(2) 緊急時の体制.....	81

(3) 災害・事故等が発生した場合の賠償保険.....	85
8. 地域との協力について.....	87
(1) 地域支援・地域連携.....	87
(2) 地域貢献.....	91
9. モニタリングについて.....	93
(1) 自己評価・第三者評価.....	93
(2) PDCA サイクルによる組織的な改善活動.....	93
(3) 指定管理者としての自己評価.....	94
(4) 利用者・横浜市・第三者評価機関によるモニタリング.....	95
10. 新型コロナウイルスの感染症等対策に関する取り組み.....	97
(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応.....	97
(2) with/after コロナを見据えた会館たきがしら会館施設運営・事業展開.....	101
11. 特記内容について.....	102
(1) 重ねて記載する重要な事項.....	102
(2) 多くのパートナーとの協働によるスポーツ推進.....	103
12. 収支計画について.....	105
(1) 収支計画の総括表.....	105
13. 収支予算書.....	106

1. 事業者の状況

(1) 施設の管理運営の基本方針

私たちは、公の施設の管理者として、本施設の設置目的や役割を正しく理解し、横浜市の行政課題及び基本構想等を踏まえ、たきがしら会館の管理運営に取り組みます。

私たちは 2010 年のチーム創設以来 12 年にわたって、本施設を男子プロバスケットボールチームの練習会場として、また下部組織であるスクール事業・アカデミー事業の練習会場として使用してまいりました。練習会場として使用させていただく傍ら、ファンクラブ向けのイベントやアカデミー事業の合宿会場、地域貢献事業の一環としての高齢者向け体操教室の会場等としても長期にわたって利用させていただいており、他のどの団体よりもたきがしら会館の施設を熟知しております。また所属選手やチームスタッフの大半はたきがしら会館周辺に居住しており、日常生活にプロバスケットボール選手が溶け込み、市民の皆さまとのふれあいを大切にしながら活動しております。

こうした背景から、今回の公募要項を拝見するにあたり、私たち以上にたきがしら会館の運営・管理に想いを持った団体はないと自負しております。

施設管理者としては、現在の管理運営団体である公益財団法人横浜市スポーツ協会の協力を得ながら、民間企業としての経営ノウハウを最大限に活かし、徹底的にお客さま目線を意識した質の高い行政サービスを提供するとともに、自らがプロスポーツクラブを運営するコンテンツホルダーであることを積極的に利活用し、施設の維持・管理・修繕を最優先しながら、より高いレベルでの稼働率の向上を実現いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、お客さまのスポーツとの関わり方が変化する中で、新しい生活様式に適応し、従来のスポーツ・文化施設運営の観点に加え、「with コロナ」「after コロナ」を意識した新たな運営方法や事業展開を実施し、感染状況に応じてフレキシブルな対応を心掛けることで、豊かな市民生活の実現に最大限寄与してまいります。



たきがしら会館 ホールにてイベントを実施した際の様子



たきがしら会館におけるバスケットボールクリニックの開催



たきがしら会館 体育館にて公開練習を実施した際の様子

ア 施設の設置目的や役割の理解

たきがしら会館は、昭和 58 年の建設以来平成 22 年までは横浜市職員用の福利厚生施設として、職員のスポーツやレクリエーションの場として使用されてきました。その後平成 23 年より暫定施設として市民利用施設となり、令和 3 年度「横浜市スポーツ施設条例」改正以降、公の施設として位置付けられたことで、「スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため」の施設として、運営が続けられております。

私たちは、公の施設の管理者として、幅広い性別・年代、障がいの有無に関わらず、お客さまそれぞれに合った楽しみ方ができる施設環境を整備し、横浜市スポーツ推進計画等の施策である「市民のスポーツ実施率の向上」と、それに向けた「施設稼働率の最大化」を指定管理者として最大の目標に掲げて活動してまいります。そのために、指定管理者は、協力会社である横浜市スポーツ協会との連携のもと、幅広い競技にわたるスポーツ関係団体・関係者と連携し、より多くの団体、市民が気軽にスポーツに親しめる拠点として運営してまいります。

また、また自らがプロスポーツクラブを運営する企業であることや長年にわたっての興行・イベント運営ノウハウを保有することの強みを最大限活かし、大会やイベントの誘致・開催を積極的に行い、市民スポーツサークルの活動拠点として、市民のスポーツ・レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与できるように、たきがしら会館の特徴と周辺環境を活かしてスポーツ振興事業のさらなる発展に貢献してまいります。

■磯子区の現状

たきがしら会館が所在する横浜市磯子区は面積 19.05 km²、人口 166,306 人、78,906 世帯が暮らす、横浜市南部に位置するエリアです。(いずれも令和 3 年 4 月 1 日現在) 人口は 1991 年に 17 万人に達したのをピークに若干の減少傾向にありますが、近年は 16 万 6~7 千人の間で横ばいで推移しており、大きな人口減少は見られません。横浜市全域平均と比較すると高齢化率が高く、また年少人口も若干少ない傾向にあり、近年は労働力人口の減少が顕著ですが、女性の労働力率は徐々に上昇しており、労働力人口減に歯止めをかけていると言える状況です。



磯子区のシンボルマーク

■たきがしら会館の特徴と周辺環境

たきがしら会館の特徴および周辺環境を踏まえ、指定管理者制度の本来的な

目的でもある、民間企業のノウハウを活かした市民サービス向上のための創意工夫・イノベーションを惜しまず活動してまいります。

また、時代とともに変化する横浜市磯子区、およびたきがしら会館の周辺環境に常に適応し、幅広い世代や地域の市民環境に適合したサービスを提供してまいります。

たきがしら会館の特徴	
立地	東日本旅客鉄道根岸線、および神奈川臨海鉄道の貨物線である本牧線が乗り入れている根岸駅より徒歩 19 分、横須賀街道に面した磯子区滝頭 3 丁目に所在しています。
施設	敷地総面積は 5,728.69 m ² 、延べ床面積は 3,188.76 m ² 、鉄筋コンクリート造の地上 2 階建て、施設内には体育室 (28m×32m; バasketボール 1 面 (練習 2 面)、バレーボール 2 面、バドミントン 3 面 (体育館半面利用の場合は 1 面)、フットサル 1 面、卓球 12 台)、ホール (16m×17m; ステージ、ホール)、武道場 (8.75m×9m、50 畳)、トレーニング室 (14m×10m)、会議室 (第 1 会議室 (4m×8m)、第 2 会議室 (4m×8m)、第 3 会議室 (4m×8m)、第 4 会議室 (4.4m×4.5m、和室 10 畳)) の各施設を有しています。
併設施設	駐車場約 20 台分が併設されているほか、横浜市立東滝頭保育園分園が会館内に併設されており、令和 3 年現在で 1,2 歳児クラス 20 名程度が在籍しています。
近隣施設	公の施設としては横浜市電保存館および滝頭地域ケアプラザが近接しているほか、近隣の体育施設としては横須賀街道・掘割川を挟んで根岸地区センターが存在しています。

■共創や協働の考え方の理解

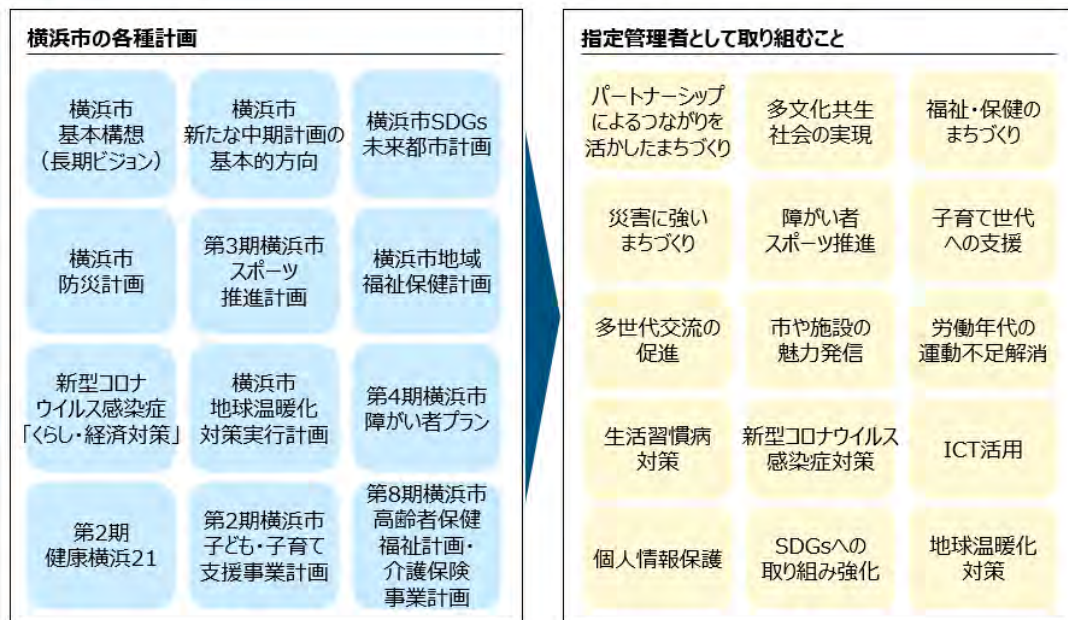
横浜市が取り組む『共創』の考え方は、「双方向の対話を通じて目標を共有し、それぞれの持つ知識やノウハウを最大限活用して、この YOKOHAMA を舞台に新たな価値を共に創っていく」ことです。スポーツや市民の健康増進、文化的生活の促進に向けて、質の高い行政サービスの一環として、横浜市や地域団体、地元企業等と協働し、対話を重ね、地域の活性化に繋がっていくよう事業を展開していきます。

イ 行政課題及び施策の理解

■横浜市のパートナーとして

私たちは、地域課題の集積地とも言われる横浜市の様々な行政課題を理解し、横浜市が取り組む共創の考え方に共感し、横浜市のパートナーとして、横浜市の掲げる基本構想、新たな中期計画の基本的方向、横浜市 SDGs 未来都市計画、第 3 期横浜市スポーツ推進計画をはじめとする、横浜市の各施策の実現を

目指し、たきがしら会館の管理運営方針や取り組みにも反映していきます。
また、横浜市市民局とも密に連携し、各種計画や施策の変更にも柔軟に対応する体制を築きます。



ウ 基本方針：指定管理者としてのテーマ

たきがしら会館 第1期指定管理テーマ

市民スポーツの活動拠点として高い稼働率を実現し、幅広いニーズを捉えるための維持管理を前提としながら、スポーツを通じた健康増進と共生社会の実現に寄与し、地域の賑わいづくりの拠点としての機能を向上させる

施設の設置目的や理念を実現していくために、私たちは施設としてサステナブルなビジネスモデルを構築していくことが非常に重要だと考えております。現在のたきがしら会館は、稼働率に向上の余地が見込めることに加え、ロビー部分や2階部分等、修繕や清掃、維持管理を積極的に行っていくことで収益に変えていくことが可能な設備が複数存在しています。会館40周年を迎えるたきがしら会館を安全・安心に運営していけるよう、予防修繕を積極的に実施し、ロビー部分や2階部分の一部改修を行うことで、既存のニーズに捉われず、幅広い世代の方に馴染みあるたきがしら会館を創っていきます。

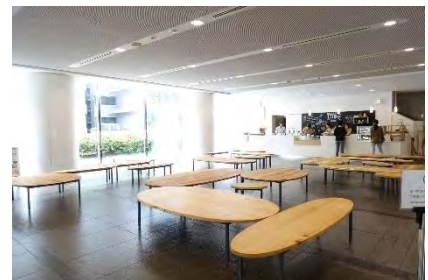
一例として、2階第二・第三会議室のスタジオ化が挙げられます。現在横浜市では横浜市創業促進



第二・第三会議室のスタジオ利用

助成金制度を開始する等、市内における新たな産業創出を積極的に支援しています。たきがしら会館が位置する磯子区でも近年では個人事業主の創業が増加しており、事業者が自前で設備を整えずとも撮影や動画の制作、配信等が気軽に行える簡単な設備を有するスタジオに改修することで、これまでたきがしら会館の存在を知らなかった層にアプローチし、体育室や武道室を使用する際の設備としても利用できるようにすることで使用単価増も狙うことができます。

また、ロビー部分の清掃や整備を積極的に行い、自動販売機収入の増加やお客様の利便性向上を見込むことに加えて、駐車場事業は指定管理事業の一部として財源確保に努め、それぞれの収益を向上させることにより、市民サービス向上や利用促進に繋がります。このほかに、ロビー部分の展示スペースを充実させることで、『するスポーツ』の振興の他、『みるスポーツ』『ささえるスポーツ』の拠点としても意識し、事業を展開します。



ロビー部分の清掃と修繕により利便性を向上
※写真はイメージ

さらに、『市民の健康増進』や『子どもの運動能力の向上』等、市民生活の向上に資する施策を展開し、施設価値の向上と収入増を目指していきます。私たちは、『市民の生活に「近い」クラブ』を理念としています。市民生活に近いクラブを標榜し12年にわたりプロスポーツクラブと、主力事業としてバスケットボールやチアリーディングスクール事業を運営してきた私たちの思いは、たきがしら会館の施設の設置目的と非常に親和性が高く、たきがしら会館で市民スポーツの普及・振興を進めていく主体として、私たち以上に適切な主体は存在しないと考えております。

■管理運営の2つの基本方針

私たちは、「施設の設置目的」、「施設の役割」、「指定管理者制度の目的」、「施設周辺の地域特性」、「横浜市の方策」を踏まえた上で、協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会のサポートを得て、以下の管理運営の基本方針を設定します。全ての職員にこの基本方針を理解・浸透させ、この基本方針に立ち返りながら、目標達成に向けて全力で邁進いたします。

基本方針①

施設の安全・安心な利用を促進するための修繕や維持管理活動を積極的に行い、常に稼働率が高く、より多くのお客さまに使用される施設を目指します

基本方針②

地域との連携を積極的に行うことで、豊かな地域社会を実現するための施設運営に取り組み、誰にとっても、いつでも親しみのある施設を目指します

エ 公の施設の指定管理者にふさわしい団体として

■指定管理に取り組む当社の紹介

私たちは、男子プロバスケットボール B.LEAGUE 所属のプロバスケットボールチームを運営しております。2010 年に発足して以来、12 年にわたり横浜のスポーツ振興に寄与してきました。リーグ内でもアカデミー組織を強みとすることで知られ、現在ではバスケットボールスクール、チアリーディングスクールの生徒数が 1,300 名を超える水準まで成長してまいりました。更に、プロバスケットボールチームや下部組織としてのアカデミー・スクール事業を推進する中で、毎試合数千名規模の試合興行を運営することや、各年代に向けたバスケットボールのみならず、チアリーディングや運動能力向上等のプログラムの教室を運営することのプロフェッショナルとしてのケイパビリティを獲得してまいりました。こうした背景をもとに、主たる事業としてスポーツ振興を本業として実施するとともに、市民の皆様の健康・体力づくり、競技スポーツの推進に貢献してまいります。



■指定管理者が遵守する法令等

私たちは、協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会の適切なアドバイスのもと、公共の施設を管理する指定管理者としてふさわしい倫理を保持し、法令や条例を遵守した運営を行います。

また、「個人情報の保護」、「適正な労務環境の堅持」、「建物・設備の維持管理」を重要視し、趣旨を十分に理解したうえで、管理にあたります。その重要さを

しっかり認識するため、職員研修や資格取得のための機会を充実させるとともに、委託業者・外部講師など施設に係る全ての人にその浸透を図ります。

■指定管理者が遵守すべき主な法律・条例・方針・計画等

スポーツ基本法／横浜市スポーツ推進計画／横浜市スポーツ施設条例（同条例施行規則）

横浜市基本構想長期ビジョン／横浜市中期計画の基本的方向／横浜市 SDGs 未来都市計画

健康増進法／第 2 期健康横浜 21／第 8 期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

地方自治法（同施行令）／公共サービス基本法／横浜市行政手続条例／横浜市暴力団排除条例

横浜市市民協働条例／横浜市市民活動推進条例（同条例施行規則）

環境基本法／エネルギーの使用の合理化に関する法律／地球温暖化対策の推進に関する法律

横浜市防災計画／災害時等における施設利用に関する協定災害時等における施設利用に関する協定

障害者差別解消法／第 4 期横浜市障害者プラン／横浜市障害福祉計画／障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

横浜市子ども・子育て支援事業計画／横浜市中企業振興基本条例／横浜市中小企業振興基本条例／横浜市商店街振興基本条例

横浜市地域の絆をはぐくむ条例／ヨコハマ 3R 夢プラン（一般廃棄物処理基本計画）

個人情報の保護に関する法律／横浜市個人情報の保護に関する条例

労働基準法／労働組合法／労働安全衛生法／職業安定法／最低賃金法／労働者派遣法／男女雇用機会均等法／育児・介護休業法／雇用保険法

建築基準法／消防法／電気事業法／水道法／建築物における衛生的環境の確保に関する法律

■認証制度等の取得

私たちは、広く社会に貢献するための各種認定やそれに類するものを取得しています。

●かながわ SDGs パートナーの認証

当社は、SDGs の推進に資する事業を展開している企業・団体等を神奈川県が

募集・登録・発信するとともに、県と企業・団体等が連携して SDGs の普及促進活動に取り組む活動であるかながわ SDGs パートナーとして登録されています。第 5 期かながわ SDGs パートナーとして認証されており、YOHO アクションと銘打って市内の小中学校や幼稚園・保育園に向けた活動や、多くのパートナー企業との活動によってさまざまな SDGs 活動を実現しております。



●Sport in Life コンソーシアムへの加盟申請

スポーツ庁が主体となり、地方自治体、スポーツ団体、経済団体等でスポーツ振興に取り組むことを目的とした「Sport



in Life コンソーシアム」に加盟申請しており、生活の中に自然とスポーツが取り込まれるような取り組みを行うことで、国民のスポーツ参画を促進しています。

●プライバシーマークおよび ISO20121 の取得検討

当社が所属する男子プロバスケットボール B.LEAGUE では、リーグが主体となってプライバシーマークの認定取得および ISO20121 の認証取得を検討しています。

オ 財務状況改善と経営体力の強化

■財務状況の監査

当社は男子プロバスケットボール B. LEAGUE 所属のクラブとして、「財務面でのフェアプレイ」「財務状況の向上・安定」「透明性の確保、信頼の維持」等を目的として制定された公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグのクラブライセンス基準に基づく運営を実施し、当該公益社団法人の審査機関による監査を毎年受けております。

また、クラブライセンス基準に則り、社内監査役の監査に加えて、公認会計士による外部監査も実施しております。

■新型コロナウイルスの影響と財務状況改善に向けた取組

3 年間におよぶ新型コロナウイルスの影響を受け、財務状況は一時的に悪化し、興行中止や無観客試合の実施、バスケットボールスクール等の休校等が重なり、令和 2 年 6 月末決算▲81 百万円、令和 3 年 6 月末決算▲164 百万円と大幅な赤字を計上し、令和 3 年 6 月末時点で▲212 百万円の債務超過となりま

した。

しかしながら、令和 3 年 7 月～令和 4 年 6 月末事業年度においては、新型コロナウイルスに共存する運営が奏功し、売上 900 百万円（前年度比 144%）にまで大幅に改善しており、20 百万円程度の黒字を確保する見通しとなっております。

また、令和 4 年 7 月より開始している事業年度においては、前事業年度を更に大きく上回る売上 [REDACTED] 経常利益 [REDACTED] を計画しており、財務状況の改善に向けて大きく前進している状況です。

■資本政策の実施

また、上記財務状況の悪化を受け、財務状況改善と経営体力の強化を目的とした資本政策を実施しております。

令和 4 年 7 月には地元横浜市に本社を構える大企業である横浜トヨペット株式会社の当社株式保有比率を [REDACTED] 引上げ、横浜トヨペット株式会社の連結子会社となり、財務ならびに経営のバックアップを受けることとなりました。

更に、令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月末の事業年度中に、[REDACTED] 債務超過解消を達成する見込みとなっております。

■横浜トヨペット株式会社の財務状況について

親会社となる横浜トヨペット株式会社は、日本最大級のトヨタ車ディーラーとして、新車をはじめ、レクサス、U-Car（中古車）を販売するとともに、自動車販売以外の分野へも幅広く事業を展開しております。お客様のカーライフのサポート、地域に密着した経営を実現するため、収益確保を図りながら、安定した経営基盤を確保しております



(1) 基本方針を実施するための目標及び実施策

たきがしら会館指定管理者として、お示しした管理運営の 2 つの基本方針を踏まえ、実行施策を具体的に示したうえで、9 つの目標と KPI を定め、実行いたします。目標および KPI は SMART（Specific-具体的な-, Measurable-測定可能な-,

Achievable –達成可能な–, Related –基本方針に関連した–, Time-bound –時限が定められている–) の観点を意識して設定します。

また目標と KPI は PDCA マネジメントサイクルに沿って、最短 1 か月、最大で 1 年単位で振り返りを行い、成果を確認し、達成されていない KPI については翌年の経営計画で具体的な達成施策を盛り込み、継続的な改善活動により管理運営の質の向上に取り組んでまいります。

■ 第 1 期指定管理期間の目標人数設定

指定管理者として、たきがしら会館の設置目的や基本方針を実現しているかを定量的に評価する指標のひとつとして、延べ利用者数を目標として設定します。

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
利用者数	95,100 人	113,200 人	114,400 人	115,700 人	117,000 人

(参考：令和 3 年度延べ利用者数 85,170 人)

■ 2 つの基本方針にもとづく実施策

8 つのチャレンジ目標と 27 のアクションプランを着実に実行してまいります。

基本方針①

- 施設の安全・安心な利用を促進するための修繕や維持管理活動を積極的に行い、常に稼働率および収益性が高く、より多くのお客さまに使用される施設を目指します

チャレンジ目標①	チャレンジ目標②	チャレンジ目標③	チャレンジ目標④
<p>快適なお客さまのご利用環境のための予防修繕</p> <ul style="list-style-type: none"> 1日6回以上の日常点検・清掃 24時間対応の警備システム 予防保全を主な目的とした毎年度330万円(税込み)以上の修繕実施 独自の建物劣化診断に基づく中期修繕計画と管理 老朽化した体育器具・備品等の更新 	<p>延べ利用者数11万人の達成</p> <ul style="list-style-type: none"> たきがしら会館の市民認知度の向上 一般利用体育室の施設稼働率80%以上 一般利用のホール稼働率50%以上 優先利用枠の95%以上稼働 	<p>省エネによる地球温暖化対策/環境保全の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務所内照明設備のLED化 横浜市グリーン電力調達制度を活用 	<p>危機管理体制/コーポレートガバナンス強化</p> <ul style="list-style-type: none"> AED操作訓練を全スタッフが年4回実施 常勤職員全員が普通救命講習会等を受講 地域の各主体と連携した防災訓練を実施 災害発生時の避難訓練対応の整備 公衆無線LANの導入

基本方針②

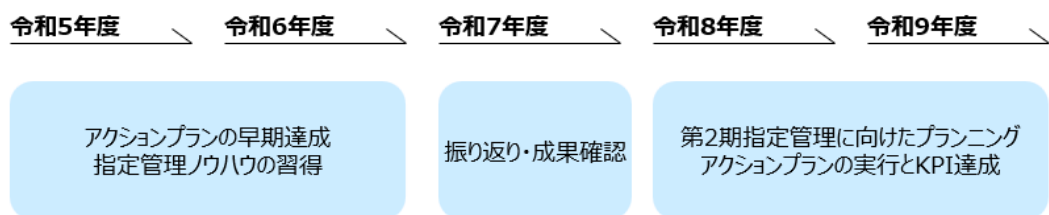
- ・ 地域との連携を積極的に行うことで、豊かな地域社会を実現するための施設運営に取り組み、誰にとっても、いつでも親しみのある施設を目指します

チャレンジ目標⑤	チャレンジ目標⑥	チャレンジ目標⑦	チャレンジ目標⑧
<p>誰も取り残さないインクルーシブスポーツ拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者が利用しやすい施設の整備 ・ ホームページのリニューアルによる参加障壁の除去 ・ 障がい者スポーツイベントを年4回誘致 	<p>次世代育成への取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちが運動を好きになるきっかけづくりの教室プログラムの展開 ・ バスケットボール以外のスポーツも含めた教室事業の充実 	<p>地域支援、社会貢献活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域からの雇用促進 ・ シニア向けプログラムによるコロナ禍でのフレイル対策 ・ 年4回以上のお客さま還元イベントの実施 	<p>スポーツ実施率支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教室申込のクレジットカードでのお支払い ・ キャッシュレスの推進 ・ Webによる申し込み方法の拡充

■ たきがしら会館第1期指定管理のマネジメント計画

新型コロナウイルスの感染拡大により、社会全体が先行き不透明な中で、私たちはプロスポーツクラブの長年にわたる運営ノウハウを最大限活かし、市民スポーツ振興・子どもたちへのスポーツ指導やイベント運営を行うことで、地域交流のハブとして様々な活動を行いながら、全てのアクションプランを確実に実行し、地域における行政サービスのニーズの変化に柔軟さをもって対応し、役割を果たしてまいります。

■ 第1期指定管理期間・5年間のプロジェクトスケジュール



■ 協力会社 公益財団法人横浜市スポーツ協会

横浜市スポーツ協会は、公益法人認定法に基づき公益性を認定された公益財団法人です。昭和4年に発足して以来、90年以上横浜のスポーツ振興に寄与しています。現在は、競技、地域、学校関連など74の団体が加盟し、強大なネットワークを駆使して施設運営やスポーツ振興事業を実施するとともに、市民の皆様の健康・体力づくり、競技スポーツの推進に貢献しています。

横浜市民の誰もがスポーツを楽しみ、健康な生活が送れるよう、スポーツ施設の運営はなおのこと、「ワールドトライアスロンシリーズ横浜大会」「横浜マラソン」等の大規模なスポーツ大会や「身近な地域における健康づくり」のための地域への派遣事業などに取り組んでいます。



2019 世界トライアスロンシリーズ横浜大会



横浜マラソン 2019

●横浜市スポーツ協会加盟団体一覧

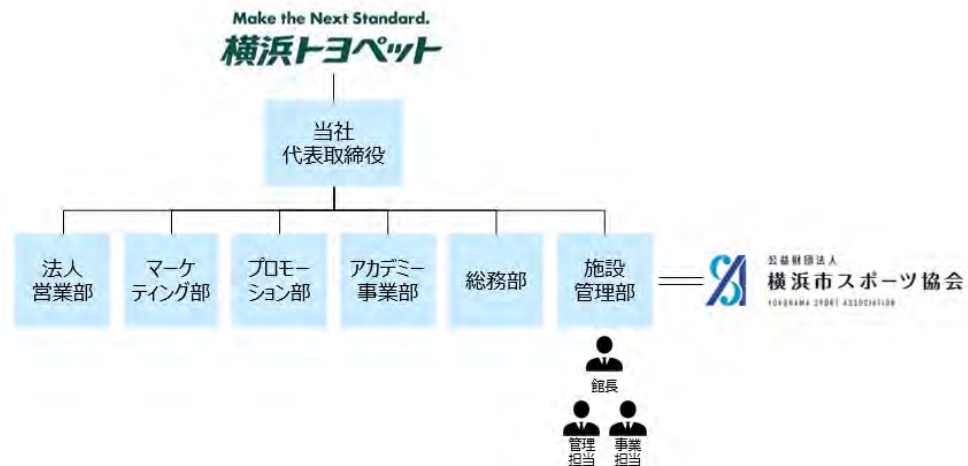
◆ 競技団体 (52団体)		令和3年4月現在	
1 横浜市バドミントン協会	2 NPO 法人横浜市馬術協会	3 横浜バスケットボール協会	
4 横浜バレーボール協会	5 横浜ハンドボール協会	6 横浜市ホッケー協会	
7 横浜市陸上競技協会	8 横浜市ヨット連盟	9 横浜市卓球協会	
10 横浜市体操協会	11 横浜市ソフトボール協会	12 横浜野球協会	
13 横浜野球連盟	14 横浜市ラグビーフットボール協会	15 横浜市剣道連盟	
16 横浜市テニス協会	17 NPO 法人横浜ソフトテニス協会	18 横浜市弓道協会	
19 一般社団法人横浜サッカー協会	20 横浜市柔道協会	21 一般社団法人横浜水泳協会	
22 横浜市相撲連盟	23 横浜市山岳協会	24 横浜スキー協会	
25 横浜市アマチュアボクシング協会	26 横浜市クレー射撃協会	27 横浜市レスリング協会	
28 横浜市ウエイトリフティング協会	29 横浜市なぎなた連盟	30 横浜市アーチェリー協会	
31 横浜市ライフル射撃協会	32 横浜市ボウリング協会	33 横浜市空手道連盟	
34 横浜アメリカンフットボール協会	35 横浜市カヌー協会	36 NPO 法人横浜市ボート協会	
37 横浜市太極拳協会	38 横浜市ゲートボール連合	39 横浜市少林寺拳法連盟	
40 横浜市ゴルフ協会	41 横浜アイスホッケー連盟	42 横浜市インディアカ協会	
43 横浜市綱引連盟	44 横浜市スポーツダンス協会	45 横浜市合気道連盟	
46 横浜市スポーツチャンバラ協会	47 横浜市日本拳法連盟	48 横浜市バトン協会	
49 横浜市トライアスロン協会	50 横浜市パワーリフティング協会	51 横浜市グラウンド・ゴルフ協会	
52 横浜市ターゲット・バードゴルフ協会			
◆ 地域団体 (18団体)			
1 鶴見区スポーツ協会	2 保土ヶ谷区スポーツ協会	3 青葉区スポーツ協会	
4 神奈川区スポーツ協会	5 旭区スポーツ協会	6 都筑区体育協会	
7 西区スポーツ協会	8 磯子区スポーツ協会	9 戸塚区スポーツ協会	
10 中区スポーツ協会	11 金沢区スポーツ協会	12 栄区体育協会	
13 南区スポーツ協会	14 港北区スポーツ協会	15 泉区スポーツ協会	
16 港南区スポーツ協会	17 緑区スポーツ協会	18 瀬谷区スポーツ協会	
◆ 学校団体 (3団体)			
1 横浜市立小学校体育研究会	2 横浜市立中学校体育連盟	3 横浜地区高等学校体育連盟	
◆ 体育団体 (1団体)			
1 横浜市レクリエーション連合			

(3) 安定的な経営体力と経営情報開示 (経営の透明性)

ア 安定的な管理運営が可能な経営体制

私たちは、スポーツの普及振興を専門とする経験豊富な人材と、12年にわたるスポーツイベントの主催と運営、収益化の実績を有しており、強固なスポーツネットワークを有しております。

また、協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会のアドバイスおよび、横浜市スポーツ協会が統括する管理・運営に関する豊富なネットワークを駆使し、指定管理者制度に順応した体制を整備します。



■ 12年の実績とノウハウを持つ組織構成と関係業務執行体制

私たちは、管理部門や施設・事業を運営する6つの部から構成される組織で、総勢20名(令和4年6月1日現在)の職員を配置しています。代表取締役をトップとした業務執行体制のもと、当社施設管理部が中心となり、たきがしら会館事業の円滑な運営をバックアップしています。

責任体制は、会社法に基づくガバナンスのもと、業務執行組織及び事務分掌を規定し、権限を明確にします。

また、施設維持・管理業務については、本領域で35年以上の実績とノウハウをもつ公益財団法人横浜市スポーツ協会の協力のもと、幅広い業務のバックアップを得ています。

加えて、親会社となる横浜トヨペット株式会社は、当社株式の過半数取得にあたり、地域密着の経営を目的に、当社コンテンツを最大限活用するために全面的なバックアップを行います。グループ全体で神奈川県下に200以上の店舗を有し、災害時のサポートや車両の提供等を通して、当社の指定管理事業の安定的な運営をサポートします。

■ 災害等発生時のバックアップ体制

当社は、公益財団法人横浜市スポーツ協会のアドバイスのもと、施設管理部門にリスク管理・危機管理を担う担当者を設置し、危機管理の実践的体制を構築していきます。法的なリスク管理や事故の補償等には、スポーツ業界での経験豊富なTMI法律総合事務所の顧問弁護士チームによって事態に備えています。

また、公共施設の運営経験豊富なメンバーの在籍に加え、親会社にあたる横浜トヨペット株式会社の全面的な協力のもと、近隣に所在する店舗の運営スタッフにより応援体制を構築することで、緊急時の応援要請が可能となります。近隣に協力会社である横浜市スポーツ協会の管理施設も複数所在しており、緊急時の応援体制が充実しているため、様々な災害や危機に対して強い組織力を備えています。

●緊急時 30 分以内に応援要請できる施設

磯子スポーツセンター	根岸地域ケアプラザ
中スポーツセンター	港南スポーツセンター
横浜トヨペット 磯子店	トヨタウエイズグループサービス
ネットトヨタ神奈川 横浜三春台店	横浜トヨペット 山下公園店 他

イ 積極的な情報公開

■積極的な情報公開

私たちは、男子プロバスケットボール B.LEAGUE に所属しており、リーグのレギュレーションの中で損益計算書および貸借対照表の公開を義務付けられています。公告方法およびフォーマットは B.LEAGUE 規定に従っておりますが、どなたでもインターネットを通じて目にすることができます。

また、経営計画、横浜市との協約事項の達成基準やその評価、事故等含めた記者発表内容、大会、イベント情報等について、自社ホームページのみならず、SNS 等を積極的に活用してインターネットで広く公開していきます。

※詳しくは、様式 11「横浜市の重要施策を踏まえた取組」参照

■情報公開請求への対応

情報開示請求に対する取り扱いは、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の趣旨に則った「当社の保有する情報の公開に関する規程」を制定しています。また情報開示にあたり、個人情報が含まれる場合は十分に配慮する必要がありますため、JISQ15001 個人情報保護マネジメントシステムに適合した運用により個人情報を適正に取り扱います。

ウ 類似施設の管理運営実績

■当社の類似施設管理運営実績

当社の本社機能、および簡易的なスタジオ機能を有する施設の管理運営実績を有しており、施設保有者から高い評価を得ております。



■協力会社の類似施設管理運営実績

また、協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会は横浜市内のスポーツ施設指定管理において圧倒的な実績を有しており、横浜市スポーツ協会の適切なアドバイスのもと施設の管理運営を行い、必要に応じて人材の派遣等を含めた実質的なサポートを受ける体制を整えます。

公益財団法人横浜市スポーツ協会の運営施設（令和4年4月1日現在）

スポーツセンター・公会堂 12 施設	テニスコート 3 施設
野外活動施設 5 施設	運動公園 2 施設
体育館等 3 施設	スポーツ医科学センター
プール 2 施設	その他（スケート場・漕艇場）

2. 施設の平等・公平な利用の確保

私たちは、公の施設であるたきがしら会館の利用について、地方自治法に則り、法的な平等性・公平性を担保するのみならず、お客さまが利用されるいかなるシーンにおいても、関係法令遵守による平等利用の原則遵守はもちろん、年齢や性別、ハンディキャップ、国籍等による使いにくさを排除し、公の施設として、誰にとっても使いやすい施設運営を行ってまいります。

(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保

ア 平等利用の原則を堅持する体制～トラブル0への取組～

公共の施設として、お客さま目線で平等性・公平性を担保することは非常に重要です。勤務する全てのスタッフが、その勤務体系に依らず、たきがしら会館の設置目的や関連諸規定を理解し、各々の役割とその責任を認識し、実行できる体制を整えます。

■公共性・公平性保持に関する条例理解の取組

公共施設は、「地方自治法第 244 条第 2 項及び第 3 項(※条文後述)」により、信条、性別、社会的身分、年齢等による合理的な理由ない利用制限を禁じられています。

「地方自治法」をはじめ、「横浜市スポーツ施設条例及び同施行規則」、「横浜市民活動推進条例」の正しい解釈に向けて、研修や職場での実務研修、理解度を測るチェックテストの実施により全ての勤務者の理解の徹底を図り、利用許可や調整方法に平等性を担保します。

※地方自治法

第 244 条第 2 項

「普通地方公共団体(次条第 3 項に規程する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」

第 244 条第 3 項

「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。」

■貸切利用における一般利用の受付

貸切の一般利用については、令和 5 年度の指定管理開始当初においては、従来通りインターネットおよび来館による窓口予約によって受け付けます。

令和 5 年度秋以降は、オンライン予約システム「横浜市民利用施設予約システム」を導入し、事前の公正な抽選、および空き枠の先着受付により決定します。

空き状況については館内掲示やホームページでリアルタイムな状況を掲出するのみならず、SNS 等を積極的に活用し、利用促進と稼働率向上に取り組みます。当館受付および当館ホームページでは、初めての方にも予約方法や空き枠がわかりやすいよう、ご案内します。

■貸切利用における優先利用手順

優先利用については、「横浜市市民活動推進条例」で規定する活動に合致した団体のほか、横浜市主催・共催事業、各市民体育大会等での利用団体などを優先利用対象団体とし、指定管理者が事前に市と調整したうえで、毎年実施する「たきがしら会館年間利用調整委員会」にて決定します。

また各団体とのやり取りにおいては「横浜市市民活動推進条例第 12 条および同施行規則第 3 条」に定められている申請理由や必要な書類に漏れないよう、適正に対応します。

■定期教室の優先利用

定期教室の開催日程調整は、原則的にたきがしら会館業務の基準の範囲内とし、室場や開催時間は、稼働率の低い時間帯の有効活用とのバランスをとり、団体利用への影響を最小限にして設計することで、できるだけ稼働率の向上に寄与します。

■減免利用の受付

たきがしら会館の利用料金の減免については、高齢者や障がい者、子どもが気軽に運動できる環境づくりを目的として、横浜市スポーツ施設条例第 14 条及び同条例施行規則第 11 条に沿った減免基準を設けるとともに、適正に事務処理を行います。

また、お客様に対して減免の適用についてわかりやすく説明し、ホームページ等を通じて正しく告知します。

●減免に関する基準の抜粋

横浜市スポーツ施設条例第 14 条

第 14 条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

横浜市スポーツ施設条例施行規則第 11 条（抜粋）

第 11 条 条例第 14 条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に規定する社会福祉事業のためにスポーツ、

レクリエーション、文化活動等の行事にスポーツ施設(駐車場を除く。)を利用する場合 利用料金の半額

(2) 土曜日に、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が横浜国際プール又はスポーツセンターを個人利用する場合(横浜国際プールのスポーツフロアをテニスコートとして個人利用する場合を除く。次号において同じ。) 利用料金の全額

(3) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者がスポーツ施設を個人利用する場合 利用料金の半額(スポーツ施設の駐車場の利用料金にあっては、全額)

利用の受付や料金受領、減免措置等については、お客さま目線に立ち、関連条例の遵守やたきがしら会館業務の基準に則り適正に取り扱います。減免措置等の適用可否の判断の際には、厳密に審査し平等・公平利用を堅持します。

■人権尊重の取り組み

私たちは、地域に根差した公の施設の管理者として人権尊重の考え方を重視し、当社代表取締役を人権啓発推進者として位置づけ、全スタッフ対象の人権研修(年 1 回)を実施します。また、『横浜市障害者差別解消の推進に関する取組指針』を踏まえ、障害者差別解消法の目的「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」を目指し、多様なお客様に平等・公平な接遇を徹底します。

また、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合、対応が過重にならない範囲で「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」に基づいて合理的配慮の提供に努めることとします。

■「公共サービス従事者」の心構えを徹底する全員研修

内閣府『公共サービス窓口配慮マニュアル』を用いた公共サービス従事者研修を全スタッフに毎年行います。また、横浜市政策局主催の指定管理者セミナーに参加するなど、サービスの公平性を保つ取り組みを積極的に行います。

(2) 多様な利用者への配慮・支援に関する取組

ア 市民にやさしい施設を目指して（多様なお客様への配慮）

横浜市の老年人口比率は 24.7%、また中でも磯子区の老年人口比率は 27.7%と横浜市平均よりも高い状況です（いずれも令和 3 年 3 月末現在）。障害者手帳の発行数も増加する中、すべてのお客様の平等な施設利用を可能にするために、性年代や障がい、国籍、性的志向などの違いや条件による参加障壁なく、安心して利用できる施設を目指していきます。

■ユニバーサルデザイン

私たちは、ユニバーサルデザインとバリアフリーの考え方にに基づき、たきがしら会館を利用するすべてのお客様に満足していただくことができるよう、日々の改善や工夫に励むほか、人権研修をはじめとした職員研修を積極的に実施することにより、全職員に意識やスキルの向上を徹底させます。

当社代表取締役を人権啓発推進者として、職員への指導教育を徹底するほか、人権啓発研修の実施などにより、すべてのお客様が平等・公平な利用を享受できるようにします。

お客様をはじめとする市民の皆さまがたきがしら会館を利用するにあたって、平等な利用機会を確保し、お客さま目線で運営していくことが最も大切です。関連する法令の遵守はもとより、年齢や国籍、能力などに左右されず、全てのお客様にとって利用しやすい施設にする必要があります。

私たちは、ユニバーサルデザインの 7 原則を踏まえ、人的サービスと業務内サービス、施設内サービスを適切に組み合わせながら、誰に対しても同等な情報とサービスを提供します。

ユニバーサルデザインの 7 原則	
原則 1	誰でも公平に利用できること
原則 2	使う上で柔軟性に富むこと
原則 3	使い方が簡単ですぐわかること
原則 4	必要な情報が簡単に理解できること
原則 5	単純なミスが危険につながらないこと
原則 6	無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること
原則 7	利用しやすい空間と十分なサイズを確保すること

■ユニバーサルデザインの実践

人的サービス

実践内容		主な対象者
送迎	職員による元気でさわやかな挨拶と温かい笑顔でお客様のお迎えとお見送りをします。	全員
案内・誘導	転倒、躓きをしないよう、職員が案内誘導を行います。	障がい者 高齢者
障がい者接客	接遇研修を通して職員のホスピタリティ溢れる接客をします。車いすの方でご希望された場合は、トイレや2階へ行くサポートを行います。	障がい者
子ども対応	子どもに対応する際は、子どもの目線まで姿勢を低め、わかりやすい会話を心掛けます。	子ども

業務的サービス

実践内容		主な対象者
受付	聴覚障がいのある方にパネル（筆談）ボード・コミュニケーションボードや、高齢者や弱視の方に老眼鏡や拡大鏡を用意します。	障がい者 高齢者
印刷物	視覚障がいのある方でも見やすい字体やポイント数、色などを考慮し、地図やアクセス方法等の情報を盛り込みます。	障がい者 高齢者
利用案内	障がい者高齢者利用案内初めての方でも施設の利用がスムーズに行われるよう、必要に応じたご案内・打合せを実施します。	全員

施設のサービス

実践内容		主な対象者
車いす	お客様で車いすが必要であれば貸出しをします。	障がい者 高齢者
通路	通路やフロアには歩行の妨げになるような物は置かないように気をつけるとともに、お客様にも注意を喚起します。	全員
案内表示	施設内の案内表示は子どもや外国人に理解しやすいよう絵文字や大きな文字、英字を使った案内サインを設置します。	全員
ロビー	ロビーには展示物や情報コーナーを設け、くつろげる快適な空間を提供するとともに、お客様が居心地よくくつろげるよう自動販売機等を設置します。	全員



イ 外国人のお客さまに対する取り組み

横浜市の外国人人口は、平成 31 年 4 月に初めて 10 万人を超え、外国人との共生に向けた環境整備が進められています。私たちは、日頃より外国籍選手が多数所属するプロスポーツクラブの特徴を活かし、施設内設備や職員の多言語対応のみならず、スポーツを通じて積極的に地域とのつながりを創出していくことで“国際都市・横浜”の魅力向上に寄与します。

■外国人のお客さまに対する取り組み

外国人のお客さまとのコミュニケーションにバイリンガルのスタッフを配置いたします。館内サインやホームページの多言語化に加え、日本語をわかりやすく伝える「やさしい日本語」を重視します。



■外国人のお客さまの利用を促進する取り組み

外国人の市民が多い横浜市において、クリスマスや感謝祭、イースター等、海外の様々な文化圏の暦に合わせたイベントを実施し、近隣にお住いの外国人のお客さまにとって馴染み深い施設となり、“国際都市・横浜”を象徴する施設として生まれ変わります。

当社所属の外国人選手にも該当のイベントに出席させ、様々なコンテンツを用意することで、国際都市らしい異文化交流拠点となるよう努めてまいります。

■緊急時・災害時の対応

緊急時および災害時用に外国語の放送原稿を用意し、全スタッフがご案内できるように準備します。また、定期研修で社会福祉協議会作成『コミュニケーションボード』を用いた対話研修を行い、有事にも混乱のない対応を行います。

ウ 障がい者の利用支援に関する取り組み

当社は、神奈川県を拠点とする車いすバスケットボールチームであるパラ神

奈川 SC との事業連携の協定締結に向けた準備を進めております。令和 4 年 4 月には当社が主催するホームゲームにおいて、パラ神奈川 SC にも公式戦を開催していただくなど、積極的な連携を進めている中で、様々な障がい者の利用支援に関する取り組みを共催してまいります。

■パラ神奈川 SC のご紹介

パラ神奈川 SC は神奈川県を中心に活動する車いすバスケットボールクラブです。鳥海連志選手、古澤拓也選手、土田真由美選手と、2021 東京パラリンピックにて男子銀メダル、女子 6 位という快挙を成し遂げた日本代表選手 3 名を要し、車いすバスケットボール界では国内きっての強豪クラブと言われています。



またパラ神奈川 SC は車いすバスケットボールの普及や共生社会の実現に向けて、車いすバスケットボールの体験イベント等も積極的に行っております。



パラ神奈川SCはインクルーシブスポーツ体験会にて車いすバスケットボール体験ブースを担当



■パラスポーツへの取り組み

当社は、協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会の協力のもと、横浜

市における「初級障がい者スポーツ指導員養成講座」の地域主催団体である横浜ラポールにて定期的な実践研修を行い、当該資格の取得を促進します。リハビリ教室の開催や障がい者スポーツプログラムの監修など連携した取組を強化していきます。

また、パラ神奈川 SC との連携のもと、車いすバスケットボールを始めとしたパラスポーツの普及に向けて定期的な教室・イベント等を開催し、インストラクターの派遣も同時に行います。

■障がい者利用時の利用者支援体制

たきがしら会館施設内外の導線、設置物、室場、駐車場など、事前に確認できるようホームページに詳細な施設紹介を設け、駐車場については料金も分かりやすく表示します。障がいの有無や年齢などに関係なく、だれもが同じように見られるウェブサイトのアクセシビリティに配慮します。

また、障がいのある方が不便なくご利用いただけるよう、職員がエレベーターに同乗してサポートしたり、自動販売機での購入をサポートする等、工夫を施します。当社のパートナー企業である医療機関や、パラ神奈川 SC 等の団体と、定期的な意見交換および施設のサイン等に関するフィードバックを受け、障がい者がより利用しやすい環境を整えていきます。

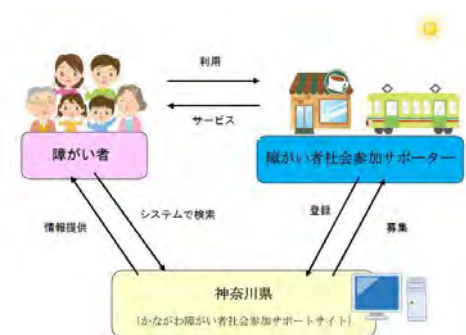
『かながわ障がい者社会参加サポーター』
に登録します

神奈川県による「かながわ障がい者社会参加サポート事業」に賛同するサポーター登録施設として、障がい者の社会参加・外出を社会全体でサポートしていきます。車いす対応の駐車スペースやトイレの設置、入り口のスロープの整備、2階へのエレベーター

利用促進等、障がいがある方も気軽に使用していただけるバリアフリー対応施設として積極的に発信します。

内部障がいの方にも適切に対応します

横浜市民の身体障害者手帳発行数（平成 31 年度）約 100,000 人うち、約 35%が内部障がいとなっています。このことから、目に見えない障がいを抱えた方にも安心してご利用いただけるようヘルプマークを掲示するとともに、ノーマライゼーション研修でスタッフ理解を深めます。



■障がい者向けのスポーツ事業の計画

障がい者とのスポーツ交流会の開催

種目別競技団体と連携し、障がい者競技大会を誘致します。

会場利用する平日の体育館の優先利用については、横浜市民局に相談の上、たきがしら会館年間利用調整委員会にて決定します。

障がいのある・なしに関わらず皆さまが皆さまが楽しめる「インクルーシブスポーツ」（様式 11 横浜市の重要施策を踏まえた取組参照）を推進していきます。私たちは、パラ神奈川 SC をはじめとした各種団体との連携のもと、東京パラリンピックを契機に、パラスポーツをより一層広く普及させ、インクルーシブスポーツの意義の実現に尽力します。

●英語や絵図（ユニバーサルデザイン）の併記

当社所属の外国籍選手のみならず、近隣にお住いの外国籍の方のご利用も促進していくため、施設内外の各種案内物や看板においては、英語のほかユニバーサルデザインとバリアフリーに基づいた絵図や国際的に通用するピクトグラムを併記します。バイリンガルな職員との会話も困難と判断される場合には、筆談具などを用いて対応します。

エ 高齢者への配慮

■高齢者が元気で居続けられるために

たきがしら会館を高齢者の健康増進の場として利用しやすいように、休憩用のいすの設置等、ハード面に配慮します。また、たきがしら会館が高齢者の継続的な運動・仲間づくりの継続的な場となるように、シニア向けの健康教室を開催します。

●代替医療法人監修『健康体操』プログラム

当社は、横浜市内の代替医療法人とのパートナーシップを締結し、代替医療法人監修のもと、高齢者向けの健康体操プログラムを作成しております。高齢者が元気で居続けるためのプログラムとしてたきがしら会館での実施実績もあり、地域交流の拠点となるとともに、地域の健康寿命の延伸に寄与します。



健康寿命を延ばす体操教室の開催



健康寿命を延ばす体操教室の開催

オ 多様なお客様への配慮

私たちは、多くの考え方や様々な習慣があることを理解して、一人ひとりの人権を尊重し、できる限りお客様側の立場になり、親身になって考え行動します。職員は、性的指向・性自認に関する知識を持つ理解者として、LGBTQ のお客様に、職員用の更衣室等を貸し出すなど配慮を行います。

カ 多くのお客様にご利用いただける体制

■新たなお客様を迎えるための広報活動

たきがしら会館をご利用されていない市民の方を含む、全市民に対して施設利用の平等性を確保するためには、広報活動を切れ目なく行い、当館の情報に触れる機会を絶やさないことが大切です。

当社は、豊富なプロスポーツクラブの運営経験に裏打ちされた広報的な知見や各種メディアとのリレーションをもとに、タイムリーな広報活動を行います。ホームページでは、施設案内はもちろん、お問合せメールや SNS (Facebook, Twitter, Instagram) により、より多くの方に当館の事業を周知します。

■定期教室の受付

定員以上の応募があった場合は、初めての参加希望者を優先したうえで抽選を実施し、平等・公平を担保します。教室の申し込み方法は、直接来館・インターネットからのお申し込みで受け付けます。

インターネットの申し込みであれば、連絡メールやクレジット決済などの利便性を図ることができます。また、インターネットが苦手なお客様のために、操作方法をたきがしら会館のホームページや受付窓口でご案内します。

■メディアへの情報提供

当社は、日ごろから横浜市報道担当との密接な協力体制により、イベント情報などを積極的に記者発表しています。

長年にわたるプロスポーツクラブ運営で培った各種メディアとの関係性を活かし、積極的なプレスリリースにより新聞・タウン誌各紙やテレビ・ラジオ局からの取材を受け付け、ニュースにしていきます。

また、当社公式 twitter アカウントは登録者数 7 万人を超える等、公式 SNS アカウントの運営にも強みを持っております。たきがしら会館にて発信する内容は必要に応じて当社公式 SNS でも発信することで、強大な発信力を得ることができます。



●情報発信のバリアフリー化

インターネットに不慣れな方やシニア層に向けて紙媒体での情報発信を行います。リニューアルするホームページには、当社ウェブアクセシビリティ方針を開示するほか、指定管理者になった場合、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、日本産業規格 JISX8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第 3 部:ウェブコンテンツ」の等級「AA」準拠を目標としたホームページとしてアップデートします。

3. 施設の効用の最大限発揮

たきがしら会館の施設の効用を最大限発揮するために最も重要な事項は、地方自治法をはじめとした関連法令を遵守することと併せて、スポーツ基本法を十分に理解し、その理念を具現化することです。

私たちは当館の運営を通じて、スポーツ基本法前文において謳われている「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利」の趣旨に鑑み、独創的なアイデアで市民の自発的かつ多種多様なスポーツ活動を受け入れることができるサービスの提供に尽力します。

また、当館は 2023 年に開館 40 周年を迎えます。予防修繕を積極的に実施し当館を安全・安心に運営していけるよう管理運営をしていくとともに、時代やお客様のニーズに合わせて目的用途が開館当初から変化していることを敏感に捉え、当館指定管理者としての使命を積極的に果たしてまいります。

(1) 利用者本位のサービス提供

たきがしら会館の運営においては、徹底したお客さま目線を重要視していきます。お客さまとのリアルの接点を積極的に作り、直接声をうかがう機会を意識的に多く構築して運営してまいります。幅広いお客さま層に利用いただくための修繕やレンタルサービス等の充実は、お客さまニーズに柔軟に対応していく一例として、継続的に検討していきます。今後もお客様からの要望・意見を積極的に採り入れた、お客様本位の運営に繋げていきます。

ア 日常的な改善活動によるサービスの向上

■ご意見・ご要望へのオープンでスピーディな対応

私たちは、お客様の声を取り入れた運営改善活動を強化します。当社で制定する「たきがしら会館管理運営マニュアル」に基づき、お客様へスピーディに回答するほか、この取組を館内掲示板で「見える化」します

■お客様の声反映の手段

種類	対象	実施頻度	回答方法
お客様の声（ご意見箱）	お客様	随時	回答を館内掲示
アンケート		上半期・下半期	回答・結果を館内掲示
お問合せメール	不特定多数	随時	メールにて直接回答・館内掲示
横浜市「ご意見ダイヤル」	不特定多数	随時	回答を館内掲示
第三者調査	お客様	第 4 期指定管理期間中 1 回	回答・結果を館内掲示・ホームページ掲載

■お客様との接点の機会を大事にする

私たちは長きにわたるプロスポーツクラブ経営の経験から、ファンクラブやイベント、試合興行の運営において、オンライン・オフラインいずれにおいてもお客様との接点を密接に持ち、SNS 等を通じて直接声を伺うことで経営に活かしてきました。当社公式の SNS アカウントのみならず、代表取締役をはじめとした職員個人のアカウントにご意見・ご要望が寄せられることも多く、幅広く寄せられたご意見を積極的に採り入れて経営してきた実績を活かし、お客さま目線を追求した運営を目指します。

また、お客様のたきがしら会館に対するご意見やご要望のほか、横浜市や当社のアカデミー事業、SDGs 事業等についての質問などを広くご相談いただけるよう、受付に相談コーナーを設けて、職員が万全なおもてなし精神をもって対応します。



■お客様満足度評価

サービス全般のみならず、設備面も含めた運営改善のために、利用者満足度調査を定期的実施します。調査結果に基づいて職員ミーティングにて改善策を速やかに決定し、スタッフ、教室指導者とも連携することで、その結果に基づいて改善の取り組みを行い、満足度のさらなる向上につなげます。

※様式 16「モニタリング」にて詳細は後述

イ おもてなしの接遇ができる体制

私たちは、職員向けの定期的な接遇研修をはじめ、今回制定するの「たきがしら会館管理運営マニュアル」に基づき、定期的に職場内研修を実施します。始業時のミーティングではさまざまなお客さまの接遇事例の共有を行い、本日の利用予定について確認します。特に、配慮が必要なお客様のご利用が予定されている場合は、留意点を共有し、必要な対応事項を確認のうえ準備します。また、たきがしら会館職員については、人事評価の際に、接遇に関する評価項目を新たに追加し、会社全体として接遇体制を強化します。

ご来館いただいたすべてのお客様が気持ちよくご利用され、「また来たい」と思っただけのように、ホスピタリティサービスが高い施設運営を実践していきます。

■ 接客トレーナーによる定期研修

当社では、協力会社である横浜市スポーツ協会の協力のもと、職員を「接客トレーナー」として育成し、トレーナー制による職場での実務研修（OJT）を実施します。よりよいサービスを提供し続けるために、職員を始めとした全スタッフのスキルが高水準であることを目指します。当社職員研修計画に位置づける接客研修をはじめ、「お客様接客マニュアル」を制定し、始業時のミーティングにおいて接客の基本を確認するとともに、日常的に接客に関する実務研修を実施し、「たきがしら会館の顔」に相応しいホスピタリティ・マインドに溢れた接客対応を実践していきます。全てのお客様により満足いただけるようにするため、接客・接客マナーの向上やユニバーサルデザイン等の知識向上を念頭に運営して参ります。



● 高いサービスレベルの徹底

たきがしら会館スタッフに対しては、接客研修の後、マニュアルの理解促進とレベルアップのため年1回の定期テストを行います。「研修（マニュアル理解）→実践→テスト→改善」のPDCAサイクルで質の高いサービスを維持します。

■ 苦情対応・アーカイブ

苦情対応については、職員の一次対応で解決しないケースも鑑み、二次対応者としてたきがしら会館統括責任者が引き継ぎます。苦情・要望は指定管理期間を通じてアーカイブ化し、担当者が変わった際にも検索できるようデータ管理します。内容と解決方法について、定期的に苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に報告する機会を作ります。

● たきがしら会館職員として

第1期指定管理期間では、地元精通したスタッフを積極的に採用します。初めて来館された方でも気軽に利用できるよう、施設の利用方法のみならず、市内の施設・サークル・イベント情報までの幅広い情報を、おもてなしの心を持って、お客様にわかりやすく提供します。たきがしら会館周辺施設をはじめ、本会館を長年利用し続けている当社だからこそ分かる豊富な知識でお客様をお迎えします。

ウ 団体利用者への支援

■ タイムリーな空き情報の発信

館内掲示、ホームページ、スマートフォンサイト、公式 SNS で、随時各諸室の空き情報を提供し、利用を促進します。他のスポーツ施設の空き情報（市民利用施設予約システム登録施設）についても適宜ご案内し、元来の目的である市民のスポーツ参加率の向上に向けて、運動機会のロスを防ぎます。



●前日・当日予約の直接受付（代行サービス）

団体利用の前日・当日のご予約は、市民利用施設予約システムでは申込できないため、その場合、電話または直接来館でのご予約を受け付け、利便性の向上を図ります。お支払いのために事前に一度来館していただく手間を省くために、当日支払いも可能とします。

■セッティングサポート

貸切利用で使う各種運動器具については、安全管理のため、器具庫からフロアまで職員が搬出の手伝いを行い、設置方法がわからない時や大型器具の移動が困難との申し出があった場合は、職員が随時サポートします。

職員・アルバイトスタッフは、たきがしら会館の顔としてお客様と接する重要な役割です。質の高いご案内およびサービス提供により、顧客満足度を向上させ、公共施設に「また来たい」と感じていただくことで、私たちの目的でもある市民のスポーツ振興・健康増進につながります。



■競技団体やサークルへのサポート（相談役）

●競技大会等へのサポート

競技大会等が行われる場合には、会場サポートとして主催者との事前打ち合

わせを確実に行います。当社は長きにわたってプロスポーツ興行を実施してきた経験から、競技大会運営ノウハウを強みとしております。事前準備や設営・撤収、片づけ等についても会得したノウハウを積極的に活用し、主催者へのサポートを行います。必要に応じて開館時間を早めたり、時間を延ばすなど柔軟に対応し、各大会の円滑な運営を支援します。

●サークル活動のサポート

たきがしら会館の利用促進と市民の皆さまのスポーツ参加率を向上させていくことを目的に、たきがしら会館を利用したスポーツ活動サークルメンバー募集や対戦相手募集、試合結果を専用掲示版にて発信します。

イベントや大会主催等を通じて当社が主体的にサークル間の交流や活性化を促し、継続的なスポーツ活動を支援します。

■Wi-Fi スポットの設置

市民の皆さまの利用環境改善、および、災害時の情報拠点としての機能を果たすため、無料の Wi-Fi スポットを設置します。既存の通信業者によるアクセスポイント (AP) と SSID が設置されている場合にはそれを活用します。

当館は、地域防災拠点として定義されているわけではありませんが、災害時における情報拠点としての機能を果たすことを目的に、災害発生直後の交通機関の運行停止等による、多数の滞留者の発生や帰宅困難者の発生に備え、横浜市市民局スポーツ振興課と連絡をとり、施設をご利用のお客様や近隣住民の方の一時滞在施設として開放できるよう調整します。横浜市ほかからの最新災害情報を、インターネットを活用して伝達し、利便性の良い施設環境づくりを進めます。

(2) 広報・利用促進活動

ア 新たなお客様を迎えるためのPR活動

私たちは、たきがしら会館を多くの方に認知していただき、運動意欲を喚起するための重要なアクションとして広報PR活動を重視します。

■誰にでも優しいインターネットでの情報発信

インターネット上での迅速な情報発信を通じて、的確な施設情報を提供することで施設稼働率の向上を目指します。

●SNSの効果的活用

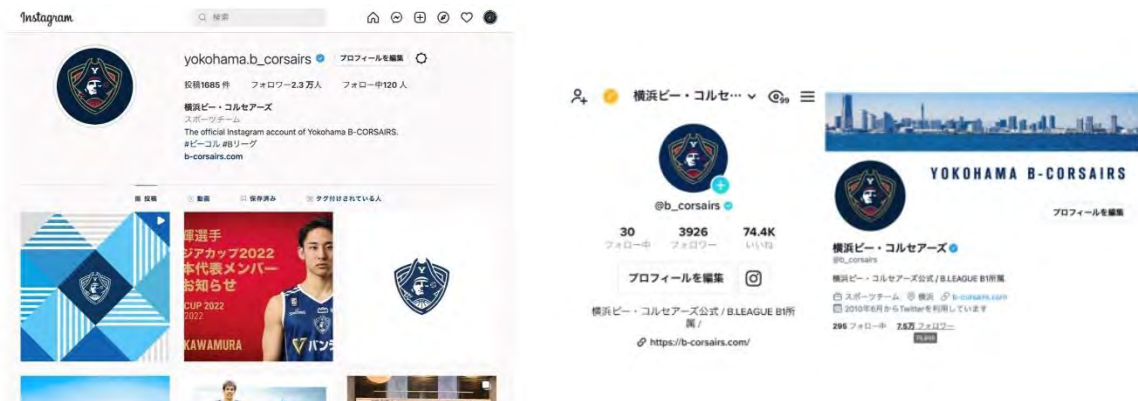
当社は創設以来、プロバスケットボールクラブとしてより多くの市民の皆さまに応援していただくため、広報活動を積極的に行ってまいりました。中でも、近年は公式 SNS アカウントの運営に注力することで、若年層の顧客獲得を積極的に行っております。



当社公式 SNS アカウントのフォロワー数一覧（令和 4 年 7 月現在）

各種公式 SNS アカウントの運営ノウハウを最大限発揮し、アクセスするお客様が、自宅、会社や屋外など、様々な環境の中で必要な情報を取得していただけるよう、ホームページだけでなく、SNS を有効活用した情報発信を行っていきます。SNS 活用により、より広い世代への情報発信が可能になることに加え、必要に応じてそうフォロワー数 10 万人を超える当社公式アカウントでリツイート等を行っていくことで、たきがしら会館単体では持ちえなかった強大な発信力を得ることができます。

発信内容によって複数の SNS プラットフォームを使い分けることで、空き情報のみならず、映像や画像を積極的に発信し、各種スポーツ教室事業やその他のコンテンツの集客に積極的に活用します。



●ホームページのリニューアル
たきがしら会館の施設概要やサービスを視覚化して分かりやすくお客さまにお伝えすることで、施設認知の向上や来館ハードルの低下、ひいては運動実施率の向上につながっていくと考えます。誰もが見やすくわかりやすい web デザインを意識し、スマホ、タブレット対応の各種端末サイトへの最適化や、高齢者・障がい者に配慮した横浜市ウェブサイトアクセシビリティ方針に沿って、公式ホームページのリニューアルを行います。

●インターネット広告の強化

Google Analytics 等の無料の web 解析ツールを積極的に活用し、自社サイトへの流入経路や検索ワード等の現状分析を行います。分析結果を踏まえ、効果を最大化するためのインターネット広告配信も積極的に行っていくことで、集客力を高めます。

当社はプロスポーツクラブの運営の根幹的業務として web 上のチケットイングサイトからのチケット販売業務を営んでおります。これまでに蓄積した横浜市内在住のスポーツ好きのお客さまに対するマーケティングデータを最大限活用し、ターゲットとなる顧客層に対して効果的な広告を行っていきます。

■多様な媒体の効果的活用

たきがしら会館の広報媒体は、顕在層（利用者）と潜在層（見込み客）の特性や対象年齢層、タイミングなどで適切に使い分けるなど、情報を効果的な形で配信し、認知を促していきます。

チラシ・ポスティング	比較的年齢の高い層への PR・新規お客様の獲得
広報・回覧板	市民・近隣住民の方への理解促進・PRとして
リーフレット	施設をご案内することで興味・来館・見学・実践に繋げる販促ツール
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顕在層への促進ツール ・ 新規客に魅力を伝える
SNS(フェイスブック等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顕在層への促進ツール ・ 潜在層に魅力を伝える
記者発表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の認知度向上 ・ 潜在層増加ツール
イベント等	市民、近隣住民の方へ理解度促進・PR

●年間広報計画

教室・事業に合わせた広報媒体を活用し、タイムリーな情報を発信します。広報活動においては、計画的で切れ目がなく、各種媒体に跨って定期的に想起される状況を作り出すことが理想的です。

また、当館が、4区（磯子区・中区・西区・南区）の区境に立地している特性を踏まえ、当該4区が発行する広報誌への記事掲載や広告掲載を依頼することとします。

●情報コーナー

横浜市内の他の施設情報やスポーツイベントなどの各種パンフレットやチラシをまとめたインフォメーションコーナーを、事業別に分かり易く設置します。ラックには、当社事業の案内に偏るのではなく、市内のスポーツ・健康づくりを中心に幅広い情報を提供します。



チラシ・リーフレット例

■パブリシティ活動の積極化

当社は、市民イベント・国際大会にて新聞各社、テレビ・ラジオ局などのマスコミ各社と協力関係を持っています。この関係を最大限に活用しイベント等のプレスリリースを積極的に行い、当館の存在を広くアピールしていきます。報道各社への情報提供には、直接の申し入れのほか、横浜市報道担当と協力し、市政記者発表の場を活用させていただきます。

●150 超のパートナー企業との連携

当社は 150 を超えるパートナー企業を有しており、中には関東学院大学や國學院大學をはじめとした横浜市内にキャンパスや活動拠点を持つ教育機関とのネットワークを豊富に有しております。その強固な情報ネットワークを活かし、各パートナー企業が参加・主催するイベントや行事等を活用して、たきがしら会館で実施する教室事業などの紹介等を行います。



■新たなお客様にお越しいただくためのご提案

●プロバスケットボールクラブのファンイベントの実施

当社のファンクラブ会員向けイベントをたきがしら会館にて積極的に実施することによって、これまで当館を利用することがなかったお客さまにも、当館の認知と利用を促進します。たきがしら会館スタッフは当社運営のプロバスケットボールチームデザインのオリジナルTシャツを制服とし、新たなお客様にとっても親しみやすい運営を心がけます。



●効果的な案内看板の設置

たきがしら会館の屋外敷地周りに案内板を設置し、お客様が来館しやすいようにします。これにより、近隣にお住まいの方々からも、当館の存在を改めてご認識していただく効果が期待できます。

●積極的な地域イベントの実施

夏祭り、ハロウィンパーティー等、近隣にお住まいのお客様が利用するための地域に向けたイベントを積極的に実施します。当社は年間 30 試合のホームゲーム開催のほか、横浜市・平塚市を中心とした地域のイベントを主催・出展した実績が数多くあります。豊富なイベント実績を活かし、地域に開かれたたきがしら会館を実現するために、定期的な地域イベントを実施し、近隣のお住まいのお客様との関係性を構築いたします。



またこのようなイベント開催には多くのスタッフ、出演者となるプロバスケットボール選手、ヘッドコーチ等の協力によってコンテンツを充実させることで集客力の向上を図るのが通例ですが、当社が指定管理者となることで、大きなコストを掛けることなく集客が可能となります。



平塚七夕まつりへの参加

年に 4 回以上、市民の皆さまが無料で参加できるたきがしら会館のお祭りイベントを開催し、該当日は会館を無料で開放しスポーツを身近に楽しんでもらうコンテンツを充実させることで、これまで利用することがなかった層にもたきがしら会館の魅力を伝えられるようにします。



みなとみらい大盆踊り大会

(3) スポーツ教室等の計画**ア 横浜市のスポーツ政策を反映した教室事業の考え方****■教室設計**

私たちは、横浜市民のスポーツ実施率を高めるために、プロスポーツクラブの運営経験およびアカデミー・スクール事業の事業経験を存分に活かし、多世代への豊富なプログラムで教室事業を構成し、指定管理者としての使命を果たしていきます。その際、バスケットボールやチアリーディングといった自社事業に捉われず、広い競技団体のネットワークを駆使し、多種多様な競技の教室事業を実施することで、横浜市民の健康増進に寄与していきます。



また、横浜市においても、子育て世代支援、子どもの体力向上、高齢社会や共生社会に注目が集まっています。たきがしら会館の教室事業は、ニーズ・質共に高いプログラムを企画し、参加者の満足度を高めることで、収益性を担保しながら利用者の拡大を図っていきます。

■スポーツ教室開催の工夫

スポーツ教室は、体育室とホールを中心に行い、実施日時や曜日については、優先利用コマ内に収まるように設定します。指導者については、バスケットボールやチアリーディングについては質の高い指導者を自社手配し、それ以外の競技については質の高い地域指導者や競技種目加盟団体と連携して手配します。

安全第一の考え方を絶対的に重視してスポーツ教室を実施しますが、万が一の事故の場合に備えて傷害保険に加入するほか、熱中症対策等の対策を万全にし、悪天候等が予測され来館が困難な場合には、中止・順延などの措置を素早く判断し参加者の安全を最優先で確保します。

●体育室

たきがしら会館の体育室はバスケットボール1面（練習2面）、バレーボール2面、バドミントン3面、フットサル1面、卓球12台の確保が可能な汎用性の高い施設です。このため利用率は非常に高く、大人数で実施の教室については、教室1コマ（2時間）の中で、1時間×2教室の開催や体育室を半面ずつ違う教室を展開し、最大1コマで4教室と多様なプログラムを展開する等、収益化に向けた工夫をします。



たきがしら会館 体育館
(参照：たきがしら会館ホームページ)

●ホール

たきがしら会館のホールは、272 m²の広さにステージと簡易客席を持つ施設です。ダンスやヨガ等のプログラムで利用できるほか、地域のお客さまを招いての文化的な活動にも活用可能なスペースです。



たきがしら会館 ホール
(参照：たきがしら会館ホームページ)

●武道場

たきがしら会館の武道場は、78 m²の畳面を保有しており、各種武道での利用に加え、ヨガやピラティス等でも利用可能なスペースです。現在は稼働率が低くなく、将来的にはトレーニング室として改修し、お客さまの利用環境改善に役立てることも併せて検討します。



たきがしら会館 武道場
(参照：たきがしら会館ホームページ)

●トレーニング室

たきがしら会館のトレーニング室は、140 m²の畳面を保有しており、トレーニング器材を新調し、地域の皆さまが個人で使用されることを前提に整備を進めます。

昨今の少子高齢化と健康寿命の延伸の傾向の中で、お年寄りから若年層まで幅広い世代が活用できるようトレーニング環境を整えます。

●2階会議室

たきがしら会館2階会議室は、第一会議室・第二/第三会議室・和室を有しています。

第二/第三会議室については、スタジオ化することでこれまでたきがしら会館に接点のなかった新たな利用者層を獲得し、稼働率の向上を目指します。

現在会議室の利用予約は1階体育館、ホール等の利用者向けの控室としての利用が大半を占めており、現行の活用用途での利用を継続しながら、和室を利用した華道・茶道等の文化教室を実施します。



第二/第三会議室のスタジオ使用イメージ



たきがしら会館 和室
(伊原：たきがしら会館ホームページ)

イ たきがしら会館教室計画

場所	種目	年代	定員	曜日	時間	時間帯
体育室	幼児バスケットボール	幼児	15	月・水・木	45分	16:15～17:00
	幼児サッカー	幼児	15	火	45分	16:15～17:00
	幼児陸上(かけっこ)	幼児	15	金	45分	16:15～17:00
	ジュニアバスケットボール(低学年)	小学生	20	月・水	50分	17:10～18:00
	ジュニアバスケットボール(高学年)	小学生	20	月・水	50分	18:10～19:00
	ジュニア野球教室(基本)	小学生	20	金	50分	17:10～18:00
	ジュニア野球教室(応用)	小学生	20	金	50分	18:10～19:00
ホール	幼児チアダンス	幼児	15	月・水・金	45分	16:15～17:00
	幼児体操・親子体操	幼児・親子	15	火・木	45分	16:15～17:00
	ジュニアチアダンス(低学年)	小学生	20	火・木	50分	17:10～18:00
	ジュニアチアダンス(高学年)	小学生	20	火・木	50分	18:10～19:00
	大人向けダンス(ジャズ・ヒップホップ)	働く世代	20	火・木	50分	11:00～11:50
	健康体操	高齢者	20	月・金	50分	10:00～10:50
	太極拳	高齢者	20	水	50分	10:00～10:50
武道場	健康体操	高齢者	20	水	50分	10:00～10:50
	太極拳	高齢者	20	月・金	50分	10:00～10:50

■オンラインを活用した教室展開

たきがしら会館に足を運ぶことが難しい方や、新しい生活様式に対応するための一環として、オンラインを活用した教室を展開します。体操教室やヨガ教室等、チアリーディングレッスン等、新たな顧客を獲得することを目指します。

■近隣施設との連携事業の展開

たきがしら会館の同一敷地内には横浜市東滝頭保育園（分園）があるため、当社所属のプロバスケットボール選手による保育園訪問や、保育園の運動会をはじめとしたイベントの開催等を積極的に行います。

当社では、保育園や幼稚園を対象とした子ども向けのバスケットボール教室を積極的に行っているほか、近年では企業の SDGs 活動と連携した児童向けのバスケットボール、バスケットゴールを寄贈する活動を行っております。東滝頭保育園にもこうした活動を実施し、児童にとって馴染み深い施設となるようたきがしら会館の運営を進めて参ります。

また、東滝頭保育園向けのバスケットボールやかけっこをテーマにしたスポーツ教室も、幼児向け教室の一部の時間帯で実施することで、東滝頭保育園の児童にとって馴染み深い環境を提供します。



■プログラムに合わせた指導者の配置

●団体連携による専門指導者のレッスン

バドミントンやバレーボール、フットサルなどの競技種目は、協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会の協力のもと、加盟競技団体等に所属する講師に依頼します。トップスポーツ界での活躍経験がある指導者の指導により、競技力の向上はもとより競技への関心を高めることができます。

また、当社と連携関係にある日本テレビグループのスポーツ個人指導サービス「Dream Coaching」と連携し、空き枠を活用した子ども向けの個人指導レッスンも実施可能です。



●地域人材の積極的な登用

横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座修了生、横浜市スポーツ人材活用システムに登録する地域の指導者を活用し、各種教室の講師や運営補助従事者として積極的に依頼し、地域の活力向上に寄与します。

ウ 満足度向上につながる教室事業の PDCA サイクル

私たちは、お客さま目線を徹底する一貫として、お客さまのフィードバックを

常に意識し、改善するために講師との連携を積極的に行っていきます。多様なお客さまにとって満足度の高いプログラムを提供するためには、フィットネス市場の動向やお客さまのニーズの変化にも常に目を光らせ、参加者を飽きさせない工夫を絶えず行います。

個別の教室の企画から改善まで、徹底した PDCA サイクルで検証しながらニーズ・質共に高い企画を実施し、参加者の満足度を高めます。

●指導およびコーチングスキルのモニタリング

スポーツ教室開催にあたっては、教室ごとにレッスン計画を作成します。

各回のプログラムや指導方法の留意点を記した指導案を作成することで、計画的で網羅的な指導を心掛けます。プロの講師による指導は、各回終了後に職員が報告を受けるほか、プログラムのマンネリ化、参加者への不適切な言動が無いように、指導者相互のチェックシートによるレッスン内容の評価を定期的に行います。

スタッフスキルチェックシート

また当社は10年以上にわたり小学生をはじめとした子ども向けのバスケットボールおよびチアリーディングのスクール事業を運営しております。指導者の育成に必須な定期的なスキルチェックとフィードバックを実施することで、優れたコーチングスキルを持った人材の輩出に取り組んでいきます。また指導者は雇用形態に関わらず毎週のスタッフミーティングの場で指導現場で起こった出来事や会員獲得に向けた現状を共有し、定期的に指導スキルの向上に向けた講習会を開催しています。



コーチングスタッフ講習会

教室に来てくださるお客さまの継続率には指導者の技術指導のスキルのみならず、生徒やその保護者等のケアも含めたコーチングスキルの向上が必要不可欠で、指導者の質がそのままプログラムの質だと言っても過言ではありません。指導者の育成ノウハウを保持している我々だからこそ、顧客満足度が高く、参加率の高いプログラム育成が可能であると自認しております。



アカデミースタッフによるミーティング

●新たなプログラムの導入とリニューアル

プログラムのマンネリ化防止や参加者数が少ない教室はお客さまアンケートを通じて、お客さまの意向などをタイムリーに確認し、翌期にはプログラムを改善・変更します。さらに、たきがしら会館全体の顧客満足度が低下しないよう、当社の幅広いスポーツスクール事業の知見を最大限発揮して、プログラムの入れ替えや新規教室の開校を積極的に行っていきます。

エ 安全・安心な教室運営のために

■外部講師への教育徹底

たきがしら会館で計画する教室を行う際、外部講師を起用する場合には、安心・安全な環境を構築するために、外部講師への安全教育を特に徹底します。また、公共サービス従事者として当館の設置目的等を十分に理解し、レッスンにあたります。

■外部講師との確認事項

契約時 (年1回以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応（誘導反、避難経路の確認） ・ 施設の運営方針、接遇マナー、モニタリングへの参画 ・ 個人情報の取り扱いに関する誓約書 ・ 指導関連資格書類の確認
年1回	<ul style="list-style-type: none"> ・ AED訓練
出勤時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス等感染症拡大防止対応、衛生管理への協力 ・ 教室参加者からのご意見、アンケート結果等のフィードバック ・ 施設からのお知らせ

■全参加者対象に傷害保険加入

たきがしら会館で実施されるスポーツ教室のプログラムは、安全面を十分に配慮して行いますが、万が一の事故に備えて、全ての参加者を対象に、傷害保険に加入します。教室開催中に発生した怪我を傷害保険の範囲内で補償します。なお、オンラインレッスンも補償対象に含まれます。

※補償内容は、様式 14「安全管理（3）」に詳しく掲載しています。

■荒天予報時等の事前連絡

台風の接近や大雪など、荒天の予報がされた際は、原則として当日のスポーツ教室は中止・順延とします。参加されているお客様に対しては、電話・電子メールによる連絡と併せて、公式 SNS 等で周知することで、確実にご案内し、行き違いがないようにします。

オ 教室への参加方法

■定期教室

■多様な応募方法	インターネット申込みのほか、窓口でも申し込みを受け付けます。ホームページのリニューアルにより、スマホ対応が可能となり、スマートフォンからお申込できるようになります。
■参加決定方法	定員を上回る場合は「市内在住・在勤・在学者で初参加」を優先し、抽選します。当選者以外はキャンセル待ちとし、当選者がキャンセルした場合に繰上当選となるよう柔軟な仕組みとします。
■定員に満たない場合	定員に満たない教室は、「追加募集」として、館内に申込み状況を掲出し、開催初日まで電話や来館により受付します。教室開始後は、途中参加についても柔軟に対応します。
■キャンセルのお客様への対応	自己都合でキャンセルする場合は、「たきがしら会館管理運営マニュアル」に則り、柔軟に対応します。キャンセル待ちの教室は、繰上当選の連絡を迅速に行います。

■当日受付教室

「今日は時間が空いたから運動したい！」というお客様が気軽に参加できるように、先着順による当日申込みの教室を開催します。

■定期教室 1 回お試し体験

「初めて教室に参加するので、運動プログラムや教室の雰囲気を知ってから入りたい！」というお客様が参加しやすいように、「1 回お試し体験」を実施します。これにより、市民の運動の機会の拡大を図ることが期待できます。

カ 駐車場事業

たきがしら会館敷地内の駐車場の運営については、横浜市スポーツ施設条例及び同施行規則に定められた関連規定に従って申請し、運営します。

当館指定管理事業の一部として、「24 時間営業」「料金の回収、つり銭の補充」「清掃と点検」を行い、お客様が安全に利便性をもって駐車できるように運営していくことで、お客さまが当館を安全かつ快適にご利用いただける原資とします。



たきがしら会館駐車場 全20台
(参照：こくちスペース)

(4) 自主事業の計画

横浜市民の運動機会を増やすことを目的とし、第1期指定管理期間については、安心・安全な運営に努め、積極的な修繕やマーケティングにより、現在と同様の枠の中で稼働率の向上を目指します。また、利便性向上策としてレンタル・物販事業を行うほか、ロビーに飲料自動販売機を新たに設置します。イベント使用による準備のための時間外利用等の対応も行い、創意工夫による利用拡大・収入増に取り組みます。

ア 良質なサービスの実施

■開館日の拡大

当館の設置目的でもある市民のスポーツ活動の場を増やしていくため、休館日である12月29日を開館します。

■利用チケット券売機の設置

トレーニング室の利用料の支払いにあたっては、ロビーに券売機を設置し、非対面での現金受け取りを実施します。これによりスタッフとの対面機会を減らし、感染症対策となるのみならず、小口現金管理の簡素化による業務の効率化も実現できます。

■物販・レンタル事業の展開

各種ボールやビブス（ゼッケン）の貸し出しや、脛あて（レガース）、体育館履き、当社プロバスケットボールチームのグッズ等を販売して、お客様の利便性を向上します。また、スタジオでの利用需要の高い「ヨガマット」や「ストレッチポール」、「室内シューズ」など、ニーズに応じた新たなレンタル品を取り揃えます。

■最新型の飲料自動販売機設置

飲料の自動販売機は、スポーツ施設の利用満足度に直結する重要なサービスです。第1期指定管理期間において、バリアフリー対応機や災害時無償提供機能を備えます。また、マルチマネー対応自販機を設置し、キャッシュレス化で現金に触れず、自動販売機本体にも触れることなく購入できるように、利便性・衛生面においても優れたサービスを展開します。



キャッシュレス自動販売機

■基本時間外での教室事業の展開

基本時間外 (21:00-22:30) については、将来的に体育室において、若年層のお客様を対象とした「個人参加フットサル」「個人参加バスケットボール」を行うことで収益の拡大を目指していくことを検討します。また指導については、競技団体等と連携して開催します。

イ 健康づくりプログラム

■アウトリーチ対応できる協力会社のシニア向けプログラム

協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会の保有するプログラムをたきがしら会館でも提供することで利用者層の拡大につなげます。

●姿勢改善プログラム

協力会社である横浜市スポーツ協会は、正しい姿勢を画像解析を用いてアドバイスする「姿勢測定サービス (サービス有料)」を実施しています。たきがしら会館においてシニア世代を主たる対象として、市民の健康寿命延伸を目的とした人気の高いプログラムを、指定管理期間中に実施します。

■当社独自のシニア向けプログラム

当社パートナーであるさくらメディカルとの共同開発した高齢者向け、産後の女性向けの健康体操プログラムを提供することで利用者層の拡大につなげます。

●健康体操プログラム

たきがしら会館においてシニア世代を主たる対象として、市民の健康寿命延伸を目的とした人気の高いプログラムを、指定管理期間中に実施します。

■当社独自の子育て世代・シニア向けプログラム

当社パートナーであるさくらメディカルとの共同開発した高齢者向け、産後の女性向けの健康体操プログラムを提供することで利用者層の拡大につなげます。

ウ 横浜市の行事への協力

「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催

横浜市スポーツ・レクリエーションフェスティバル実行委員会主催の通称『スポレク』を、日頃からご利用いただくお客様のほか、初めて来ていただいたお客様も含め、誰もが参加できる企画として開催します。スポレクでは、普段開

催す教室プログラムや軽スポーツ体験コーナーなどを開催し、スポーツの啓発と併せて、以後のたきがしら会館の利用促進に繋がります。

エ イベント事業の展開

滝頭地区の自治会と協力したお祭りイベントの実施のほか、隣接する東滝頭保育園分園と連携したイベントを開催し、七夕やハロウィン、年末年始など季節に合わせたイベントも開催することで毎年恒例の行事を多くのお客様に楽しんでいただきながら、地域交流のハブとなる施設となるように努めます。またパラ神奈川 SC をはじめとしたパラスポーツ団体とも連携し、スポーツの普及およびスポーツ参加率の向上に寄与していきます。

お祭りイベントは年に4回程度を目安に定期的の実施し、地域の皆さまが気軽に参加できるように、無料で開催し、当社所属選手やスタッフを活用してスポーツを身近に楽しんでもらうコンテンツを充実させ、活気あるイベントを実施できるようにします。



合宿会場で実施した夏祭りの様子



障害者研修センター横浜あゆみ荘『てつなごっこポッチャ大会』にてアリーダーズB-ROSEと横田哲也代表取締役が参加

オ ロビーを活用したイベントの実施

たきがしら会館ロビーは広い空間にカフェラウンジが併設された魅力的なスペースですが、現在は清掃や椅子等の調度品の不備等で気軽に使えない状態となっています。清掃や修繕を徹底することにより、ロビーを活用した各種イベントを展開し、市民の皆さまが気軽にたきがしら会館に足を運んでいただける雰囲気づくりを行います。ご利用中のお客様だけでなく、近隣にお住まいの方など、新たなお客様にお越しいただき、たきがしら会館の事業を知っていただける雰囲気づくりを実施します。

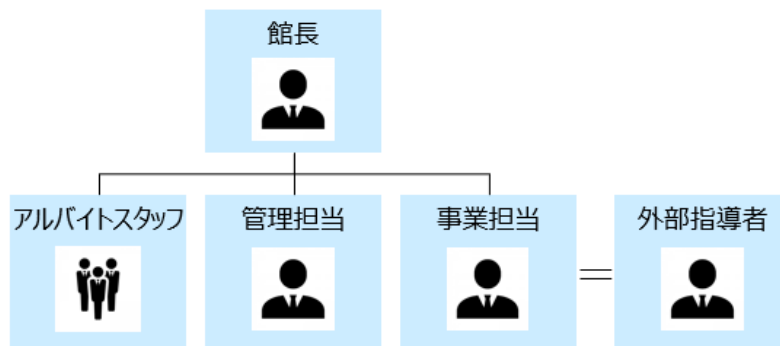
七夕やハロウィンの飾り・近隣幼稚園のアート作品掲示・などを通じて、市民の皆さまに親しまれ、魅力あるロビーに変貌させていきます。

(5) 安全かつ効率的な業務履行体制

ア たきがしら会館の管理運営体制

お客さま目線を徹底しつつ、円滑な業務遂行による高品質のサービスレベルを維持するため、管理・責任体制を明確にし、必要なスキルを持った人材の配置を心がけます。

様々なケイパビリティを保持する当社の総合力を最大限発揮し、すべてのアクションプランを着実に実現していきます。

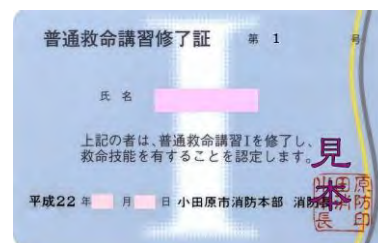


■責任者の配置

統括責任者として、弊社正社員をたきがしら会館館長として配置します。館長は、たきがしら会館の管理運営の統括責任者として確かな経験を有し、業務全般に精通し、横浜市のスポーツを推進する能力に優れた者としします。最大 12 時間を超える一日の開館時間とたきがしら会館の事業規模を考慮し、管理担当者と事業担当者を配置します。

■安全なスポーツ施設運営を履行するための資格者配置

館長、管理担当者、事業担当者計 3 名の常勤職員は、普通救命講習以上を取得します。さらに、常時 2～4 人のスタッフを配置できるようにシフトを調整し、全てのスタッフがたきがしら会館を来館するお客様におもてなしの心を持って、わかりやすくご案内できる体制を構築します。



普通救命講習修了証（見本）

■配置ポスト・勤務ローテーション

勤務ローテーションの策定にあたっては、労働基準法などの関連法令を遵守します。教室参加料の支払時など、業務が繁忙する時期・時間帯には部分的にスタッフを厚く配置するなど、柔軟に配置します。なお、館長不在時に事故や災害などが発生した場合は、緊急連絡網を用いて館長や当社本部に連絡し、一次対応に遅れが生じない体制づくりを徹底します。

●最新のテクノロジーを活用した情報伝達

業務管理ツール『slack』を活用し、高いセキュリティと高度な情報共有をリアルタイムで実現します。勤務時間外の出来事は slack 上のチャンネルで全スタッフに情報を共有し、日常業務での申し送り事項の他、提案事項なども記載し全職員から意見を聞きとれるようにします。「迅速に」「わかりやすく」「正確さ」を共有することで、業務を確実かつ円滑に進めます。



業務管理ツール『slack』使用画面イメージ

■公共サービス従事者に適した就業体制

高品質なサービス提供の観点から、職員に加重な業務の負担を強いることがないように、労働基準法をはじめとする労働関係法規を遵守した就業体制を確保し、またその体制を担保するためたきがしら会館館長には労働関係法規に関する研修を行います。

なお、法令遵守や倫理保持等、公正な職務執行を脅かす疑いがある場合は、別途定める「コンプライアンス規程」に基づき、調査、告発、再発防止等のための措置を行い、「就業規則」に基づき対応します。

■労働法規遵守体制

指定管理者として法令遵守は当然のことですが、当社は労働基準法をはじめとする労働関係法規を遵守した適切な就業体制を確保しています。また所属する B.LEAGUE においても、各クラブに「コンプライアンス担当」を設置することが義務付けられており、当社コンプライアンス担当の管理のもと、労働契約法や同一労働同一賃金など、法改正による新たな制度についても迅速に対応し、公共サービスの管理者として適切な労働環境を整備するための準備を徹底します。

●衛生委員会の設置

労働安全衛生法の規定に基づき、たきがしら会館衛生委員会を設置し、毎月産業医とともに定期開催します。職員の労働安全及び衛生に関して、産業医からの意見やフィードバックをもとに、職場環境の整備を審議・検討していくことで、安全安心な職場環境を実現します。

■社会保険と福利厚生及びワーク・ライフ・バランスへの取り組み

当社は、必要な社会保険等に加入しているほか、育児や介護休業、各種休暇等のワーク・ライフ・バランスに関する制度を整備しています。

特に、女性やシニアが働きやすい環境を整備し、良質な公共サービスを持続的に実施できる体制を整えています。

■ワーク・ライフ・バランスに関する制度等

年次休暇	結婚休暇	介護休暇
産前・産後休暇、育児休暇（男性・女性問わず）	生理休暇	忌引き休暇
配偶者の出産のための休暇	短期介護休暇	産業医による健康診断

イ 当社本部のバックアップ体制と協力会社

■当社本部でのバックアップ

当社において、総務部は、たきがしら会館を含めた当社全体の統括を行うほか、当社内の人事・給与や福利厚生、対外的な調整のほかリスクマネジメントを行います。新設する施設運営部は、当館担当部署として具体的な実務のサポート体制を取り、横浜市との協約や当社中期計画の評価と対策を行い、たきがしら会館を含めた当社全体の経営に関し統括します。

経理部は、内部でのダブルチェックはもとより、顧問税理士との月次監査体制の確立により経理処理の精度と作業効率を高めます。

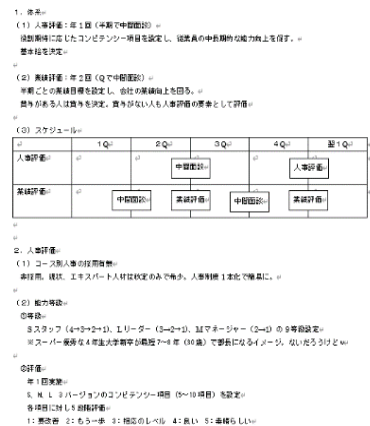
また当社社員のうち 3 名はたきがしら会館近隣に在住しており、不測の事態には、本部や近隣施設からの応援勤務を柔軟に対応します。さらに、建物の安全性に関しては専門企業を含めたバックアップ体制で、お客様への安全・安定的なサービスを提供していきます。

ウ 人材育成・研修計画

■人材育成について

私たちは、長年にわたるプロスポーツクラブの経営経験を踏まえ、選手のみならず、フロントスタッフにおいても、人材が最も重要な経営資源であると認識しております。知識と経験に裏打ちされた資質や能力を兼ね備え、お客さまからの信頼を得られる人材は容易に獲得できる資源ではなく、職員の育成を最優先課題と設定し、積極的に投資してまいります。

また、組織の活性化と職員の意欲向上のために、半期に一度、職員の成果を客観的に評価する人事評価制度を確立しています。



人事評価制度 (一部抜粋)

●人材育成計画

プロフェッショナル人材を育成し、質の高いサービスを提供するために、職場における実務研修（OJT）や外部講習・研修なども含めた人材育成計画を策定し、キャリア形成を図っています。

公共サービスを担うホスピタリティ精神をもったプロフェッショナル人材として、サービス提供、個人情報保護、危機管理など幅広い分野で体系的に研修を行います。

■公共サービスに精通した職員配置と資格取得制度

たきがしら会館の館長は、民間のスポーツ関連業務のマネジメントに精通したプロフェッショナル人材を配置します。協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会には、公共スポーツ施設の管理運営に有効な様々な資格の保有者が多数在職しており、必要に応じて支援を要請できる体制が整っています。当館の管理にあたる人材には、体育施設管理士、健康運動指導士といった資格の取得・更新を奨励し、講習会等に参加する際の職務を免除する制度を設け、職員の資質向上ならびに施設運営の質を向上させます。

■たきがしら会館での研修と自己啓発研修制度

協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会の協力のもと、心肺蘇生法、ユニバーサルサービス、個人情報保護、人権問題等の職場内研修を毎年実施します。また、パソコンスキル向上を図るIT研修や「おもてなしの心」を醸成する接客研修を定期的に行い、職員の運営能力の向上を図ります。さらに、職員の能力開発につながる自己啓発研修を積極的に推進します。

■健康増進の専門性を取得する施設職員研修

●専門職員による研修

協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会が管理運営する横浜市スポーツ医科学センターの医師や理学療法士、スポーツ科学員を講師とした専門研修を実施することで、各種資格の取得と職員のスキルアップに最適な環境を保持します。

●本部指導部門による運動・健康指導スキルの徹底

当社は、競技志向、健康づくりなど、多様な目的に合わせた対応ができるよう、スキルアップ研修を行っています。研修では、指導スキルの水準や研修内容が実践されているかの直接確認を行い、運動・健康指導のスキルを維持します。

エ 適正な経理処理

経理処理にあたっては、各種規定に基づき、適正かつ迅速に行います。また、当社本部の総務部及び月次決算業務にあたる税理士によるダブルチェックや、公認会計士・内部職員による業務監査体制により、経理処理の精度を高めます。施設内で取り扱う現金についても、券売機の導入等により誤った授受が極力出ないような構造を前提に、各種規程に基づき、厳正に管理します。

■最適な予算執行の仕組み

たきがしら会館の予算執行状況は、当社法人会計システムを使って、当社本部からオンラインで確認できる体制を構築します。公の施設を預かる指定管理者として、お客様の安全確保・快適性維持のための修繕や運営経費が適切に、予算通り執行されるよう、関係者がタイムリーに収支状況を把握しながら最適なタイミングで執行できる状況を作ります。

●丁寧な予実管理

当社は月に一度、税理士の指導のもと、月次の収支実績をモニタリングする月次収支会議を実施し、代表取締役および担当取締役によるチェック機能を働かせています。たきがしら会館における収支についても同様に、館長および当社代表取締役、担当取締役のチェックを行うことで、不当な経費使用や予算執行の不備を防ぐ体制を構築します。

■安全性を高めた現金管理

売上金の管理においては券売機を設置することで、現金管理の誤りを最小限にとどめ、帳簿と小口現金の差異が発生するリスクの軽減を図ります。また、収入現金と支出現金とを完全に分離することで、明確な経理処理を確保します。施設内で取り扱う現金は、経理規程や事務マニュアルに基づき、厳正かつ迅速に取り扱います。

4. 横浜市の重要施策を踏まえた取組

個人情報の保護、情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業の振興施策など、横浜市の重要施策を的確に捉え、たきがしら会館の管理運営に反映します。

(1) 指定管理者に課される情報管理の徹底

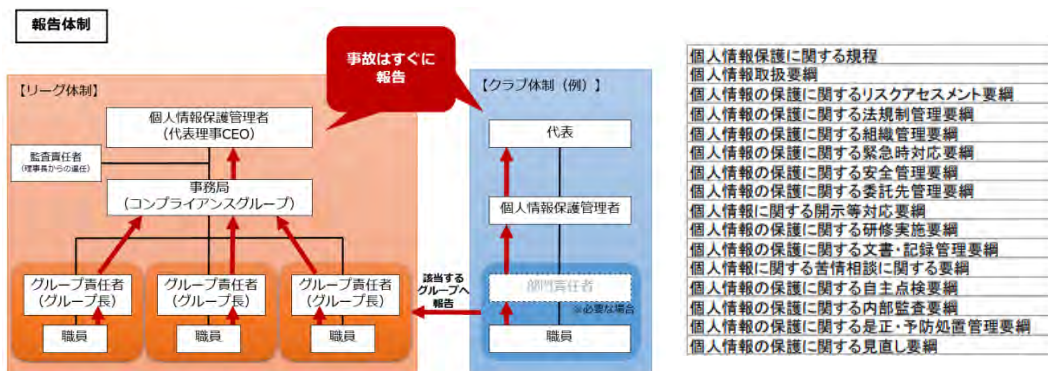
当社は、情報漏洩や個人の権利・公益を害する事態の発生を予防するため、個人情報マネジメントシステムに関する規定の運用を確実に行うとともに、職員はもとより外部講師も含めた研修を実施し、守秘義務を徹底しています。

また所属するB.LEAGUEにおいても、個人情報保護方針、およびプライバシーポリシーが定められており、当社もリーグ規定に準じた個人情報保護規定およびプライバシーポリシーを定めております。

ア 指定管理者に課される守秘義務の徹底

指定管理者は、お客様及び職員に関する個人情報、情報公開規定における非開示情報など、守秘すべき様々な情報を保有します。こうした情報が外部などへ漏洩すれば個人の権利や公益を害する事態を招来するおそれがあります。

当社は、B.LEAGUEの指導のもと個人情報保護に関する各種規程を設定し、情報取得に関する承諾・組織体制・データ保護方針・個人情報の廃棄の手順等、情報漏洩防止のために必要な手続きを明確に定め、これらの情報の保護を徹底します。



イ たきがしら会館における個人情報保護の取組

たきがしら会館の管理運営においては、年2回の個人情報保護に関する自主点検や、アルバイト・外部講師・ボランティアを含む全スタッフに年1回以上の研修を行います。また、個人情報を含む業務を外部業者に委託する場合には、委託業者側が安全な情報の取り扱いや秘密保持が厳守できる体制を精査した上で、情報管理に関する誓約書を取得し、契約します。

ウ 個人情報取得の際の徹底事項

個人情報取得の際は、お客様に対して、利用目的の明確化・利用の範囲・対応窓口等を丁寧に説明し、事前に承諾を得たうえで取得します。これらの承諾のない個人情報の取得は絶対に行いません。

エ 個人情報の漏洩防止への取り組み

個人情報漏洩の多くは、人為的ミスによるものとされています。当社は、FAX や E メールで登録されていない宛先に対して文書を送付する際には、複数人によるダブルチェックを行うとともに、送付文書にパスワードを設定し別送するなど、第三者が閲覧できないよう漏洩防止策を徹底します。

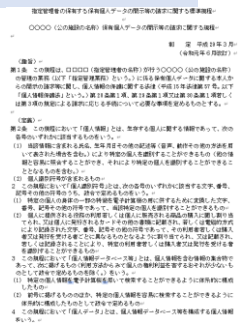
オ 職員の懲戒に関する規定

守秘義務違反や情報漏洩など、公正な職務執行を脅かす疑いがあった場合は、「プライバシーポリシー」に基づき、適正な処理を行うとともに、顧問弁護士等外部の専門家からなる調査チームを設置し迅速に対応します。万が一、職員に法令違反や職務上の義務違反等があった場合は、「就業規則」内部に定められている「懲戒の事由」に基づき、当社取締役会での審議の上、厳正な処分を科します。

(2) 高い透明性を確保する情報開示への対応

ア 保有個人データの開示に対する対応

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示等の請求があった場合に備えて、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、規程を制定しており、保有個人データの開示等の請求に対して適切に対応できるようにしています。



イ 情報公開手続きフロー

当社は、指定管理者として十分な透明性を確保し、市民への説明責任を果たします。情報開示請求への対応は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の趣旨に則り、「当社の保有する情報の公開に関する規程」を定め、右図のフローの通り 14 日以内に対応するようにしています。また、館内にはモニタリング結果や事業計画・報告書の閲覧コーナーを設けており、当社の取組をいつでもご覧いただけるようにします。

(3) ヨコハマ 3R 夢プランへの取組

ア ヨコハマ 3R 夢プラン

「横浜市一般廃棄物処理基本計画」は、ゴミと資源の「リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(資源化)」= 3R を進め、環境負荷低減や資源・エネルギーの有効活用と確保を目的にしています。当社は、市民の皆様と協力して 3R 行動を進めることにより、循環型社会の取り組みに貢献します。



横浜 3R 夢プランマスコット



ホームゲームにおける横浜3R夢プランに関する取り組み

■取組例

1	3R 行動・環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ■館内に 3R 行動の掲示板を設置して市民への啓発 ■イベント時への 3R 行動の案内掲示
2	食品ロス	<ul style="list-style-type: none"> ■はまのおすそ分け「フードドライブキャンペーン」 各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、フードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈
3	リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ■スポーツ用品のリサイクル活動の実施 スポーツをしたくてもできない子どもたちを作らないために、館内にスポーツ用品リサイクルコーナーを設置
4	温暖化対策エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ■横浜市グリーン電力調達制度登録業者との契約 ■館内にて花と緑を増やす啓発 ■人感センサーの導入、電灯の間引き、冷暖房温度の適正化による電気ガスの削減
5	国際展開・技術開発	<ul style="list-style-type: none"> ■アフリカの貧困状況や井戸などのインフラ整備などの紹介
6	適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ■ごみ分別の徹底（燃やすごみ、ビンカン、プラスチック等） ■ごみの抑制（マイバッグ・マイ箸、マイボトルの持参、プラスチック用品の使用削減） ■ペーパーレスの推進、LED 照明の増加

イ LTO 活動の取組

当社では、スポーツイベントの開催に際して、LTO（Lead To the Ocean～海にゴミは行かせない～）として、地域のボランティアの皆さまとともに会場内、会場周辺でのゴミ拾い活動を実施することで環境保護に貢献しています。



LTO(LEADS TO THE OCEAN 海につづくプロジェクト)活動



LTO(LEADS TO THE OCEAN 海につづくプロジェクト)活動



LTO(LEADS TO THE OCEAN 海につづくプロジェクト)活動

ウ その他の環境保護への取組

■ 電力の調達

横浜市の「横浜市グリーン電力調達制度」に登録された事業者から電力を調達することで、環境負荷の軽減に貢献します。

■ 行政と連携した取組

横浜市資源循環局によるごみ減量や環境保護の啓発ポスターなどを館内に掲示し、お客様や近隣居住の方に、環境保護意識の高揚を図っていきます。



(4) 人権尊重に徹した施設運営と事業

ア 人権尊重の考え方

当社は、すべての市民が互いに互いの人権を尊重しあい、老若男女・障がいの有無の区別を無くしたボーダレス社会の実現に寄与し、ともに生きる社会の実現を目指します。そのために、全ての人権問題を自ら主体的に考え、人権問題に対する理解を深め、取り組みを強化してまいります。

施設の運営にあっては、差別や偏見、施設利用上の困難な状況を解消するため、すべてのお客様に対して公平で平等に対応します。また、性的少数者、外国人、障がい者などの方々に配慮が必要な場合には、お客さまの目線に立ち、思いやりのあるサポートを行います。



横浜市 人権施策基本方針

イ 人権研修と人権啓発推進者の設置

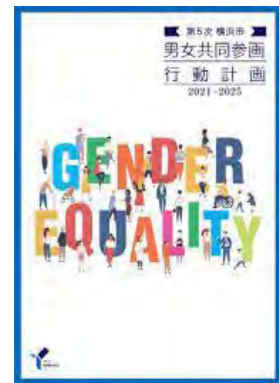
当社では、人権研修を年に1回全職員を対象に実施します。たきがしら会館では、館長が人権啓発推進者となり、第1四半期に人権研修を実施します。その上で、人権週間にあわせたポスターやパネルの掲出、人権関係のパンフレットを職場内で回覧するなど、人権啓発推進活動を実施します。

(5) 男女共同参画社会推進の取組

当社は、誰もが性別に関わらず、自分の希望に沿った形で多様な選択を実現できる社会を目指すことを基本方針として、職場づくりやお客様対応、地域社会との協働を推進していきます。

当社従業員においては、女性従業員比率が約半数と、男女問わず活躍できる環境が保たれており、たきがしら会館運営においても同様の状況を堅持します。

職場内では、誰もが働きやすい職場にするために、仕事と育児・介護の両立に向けた規程整備を行い、育児休業・休暇等の取得を推進しています。また、男女共同参画の推進と各種ハラスメントの防止に向けた研修を年に1回行います。



(6) 市内中小企業への優先発注

当社では、修繕等の発注、物品や役務の調達にあたっては、横浜市内中小企業振興基本条例の趣旨に則り手続きをしています。当社の経理規程に基づいて、相見積もり等をとった上で厳正な審査の上で契約を行っておりますが、事業者の指名にあたっては、市内経済の発展に貢献するため、市内中小事業者を優先します。

また、市が本施策の取組状況を確認するために、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合には積極的に協力します。

(7) SDGsの取組

■ SDGsへの取り組み

「持続可能な開発のための2030アジェンダ宣言」では、スポーツが次の社会に対して果たす役割について、次のように提言されています。



「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発および平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する。」

(出典：国際連合広報センター (UNIC)「スポーツと持続可能な開発 (SDGs)」,2016)

また、当社は「SDGs 未来都市・横浜」の一員として、施設の老朽化対応をはじめ、一つでも多くの「SDGs17の目標」の達成に協力していきます。

こうした SDGs の目標達成に寄与する団体として、当社は 2020 年に「かながわ SDGs パートナー」として登録され、さまざまなパートナー企業とともに、試合会場等において、持続可能な開発に向けた目標達成のための活動を推進しております。

たきがしら会館においても、こうした多様な SDGs 推進の活動の経験を最大限活用し、指定管理事業者として、「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」「11. 住み続けられるまちづくりを」といったテーマを中心に取り組みを強化してまいります。



ペットボトルキャップ収集による発展途上国へのワクチン配布

3月16日(水)「緑法人会 Presents SDGs DAY」実施概要

当ホームゲームでは、SDGs (Sustainable Development Goals/持続可能な開発目標) 内の以下4つの目標の実現を目的としており、当日の実施内容はこれらに沿った構成となっております。



緑法人会協賛のSDGs DAYを開催

緑法人会 presents #SDGs DAY

- 2F 入場口
発展途上国の子どもたちに
ワクチンを届けるため
ペットボトルキャップの回収
- 1F 飛び込み台下
東日本大震災の復興募金活動
2,000円以上の募金をしていただくと
特製パッチ24個入りプレゼント

#ビーコル
#Bリーグ



上 横濱3階フロア

(8) インクルーシブスポーツの推進に向けて

当社は、活動理念として「市民の生活に『近い』クラブ」を掲げており、バスケットボールなどのスポーツを通じた地域貢献活動や、スポーツの普及・振興を図ることを社是として表明しております。また、この理念の実現に向けて、バスケットボールのみならず、様々な競技団体と連携して、全ての横浜市民がそれぞれの適性にあったスポーツを実施したり、観戦したりしながら楽しむことが非常に重要だ

と考えており、まさに『インクルーシブスポーツ』を推進していくことの重要性を認識しております。



他競技連携：DDTプロレス



他競技連携：横浜キャノンイーグルス



他競技連携：横浜F・マリノス



他競技連携：湘南ベルマーレ

ア インクルーシブスポーツとは

インクルーシブスポーツという言葉の解釈や使われ方は様々ですが、横浜スポーツ推進計画では次のように定められています。

「障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である共生社会の実現に向けた取組を推進する、各人の適性にあったスポーツ活動のこと」

私たちは、様々なステージの方々に適したスポーツを実践するとともに、共に楽しめるスポーツ活動を推進することで、インクルーシブスポーツを実現し「すべての人々が分け隔てなくスポーツに親しむことで、誰もが互いに尊重し支え合う共生社会の実現」に寄与していきます。

イ インクルーシブスポーツへの取り組み

たきがしら会館の設置目的である「スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与する」ことを達成するためには、障がいの

有無や性別、年代、国籍などを問わず、誰でも気軽にスポーツ・レクリエーションが楽しめる社会をつくることが必要不可欠です。

それぞれの事情により、特別なニーズを持つ人であっても、スポーツに参加できる機会や環境を積極的につくりだし、さまざまなニーズを持つ人々が、同じ場所、同じ活動内容でともにスポーツ・レクリエーションを楽しむ中で、それぞれが満足感を得られることを目指して活動します。

●インクルーシブスポーツの取り組み

■年齢や障がいの有無に制限されないチーム編成、組み合わせによって開催されるスポーツ大会	ボッチャ大会、車いすバスケットボール体験会等
■健常者のスポーツ教室と障がい者向けのスポーツ教室の同時開催	健康教室・リハビリ教室の同時開催等
■障がい者の特性を理解し、ともにスポーツ活動を行うための講座・講習会等の開催	スポーツ推進委員会研修会等

5. 管理運営経費

(1) 利用料金等収入増への取組

たきがしら会館の収支計画策定にあたっては、多様化する市民ニーズを反映する中で、安定した経営を実現するため、過去の実績データに基づき確実な収入増への取り組みを行います。

特に、私たちは、長きにわたるバスケットボール教室等の運営ノウハウを活かし、利用者満足度と採算性が高い教室を展開します。教室種目については、バスケットボール以外にも様々な競技団体との連携により教室事業の拡大に積極的に取り組みます。

施設の安心・安全運用を第一として、時間外営業は当初計画には織り込まず、運営状況を見定めて検討していくこととします。

ア 指定管理事業

■スポーツ教室の積極展開

日本有数の規模と実績を誇るジュニア向けバスケットボールやチアダンス等の運営に加え、体操・ボール遊び・かけっこ等の幅広いラインアップによる幼児向け運動教室、子育て世代に向けたダンスプログラム、高齢者向け健康体操プログラム等、全ての世代が参画可能なスポーツ教室を実施します。

【スポーツ教室収入】

※単位：千円（税込み）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入額	15,229	18,130	18,412	18,694	18,976

■会議室2・3のスタジオ化

当社が利用料金を支払い平日の時間を貸し切り、地域の人も活用できるオープンデスク兼スタジオとして運営することで、会議室の稼働率を大幅に引き上げます。勿論、会議を目的とした一般予約が入った場合は、当該利用を優先することとします。

【会議室2・3 平日収入】

※単位：千円（税込み）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入額	1,197	1,425	1,425	1,425	1,425

■トレーニング施設の改修

トレーニング器具の老朽化により、直近不稼働となっていたトレーニング施設について、新たな器具を導入し稼働率を引き上げます。体育室の優先利用を実施しているプロバスケットボールチームの利用はもとより、地域住民の個人利用を広く募っていきます。

【トレーニング施設収入】

※単位：千円（税込み）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
チーム	299	356	356	356	356
一般	466	555	583	611	638

■駐車場事業収入

たきがしら会館敷地内の駐車場（約20台分）の運営については、横浜市スポーツ施設条例及び同施行規則に定められた関連規定に従って申請し、運営します。

指定管理事業として、「料金時間営業」「料金の回収、つり銭の補充」「清掃と点検」を行い、お客様が安全に利便性をもって駐車できるように運営していきます。

【駐車場収入】

※単位：千円（税込み）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入額	5,000	6,000	6,000	6,000	6,000

イ 自主事業収入

■自動販売機事業の収入

館内外の設置スペースを有効活用し、飲料や氷菓等のメニューを充実させて自販機収入を確保します。たきがしら会館ロビー部分を整備し、利用前後のお客様さまの憩いの場として機能させることで収入増を見込みます。

【自動販売機収入】

※単位：千円（税込み）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
収入額	840	1,000	1,000	1,000	1,000

■イベント物販の実施

当社がプロバスケットボールチーム等を活用してイベントを実施する際は、市に申請し目的外使用料を支払い、チームグッズ等の物販を実施します。本収支計画には見込んでおりませんが、週末には1日10～20万円の売上を見込む

ことが可能です。

(1) 指定管理料の額

たきがしら会館の第 1 期収支計画策定においては、多様化する市民ニーズをタイムリーに捉え、安定的なサービス提供と、確実な収入を確保してまいります。一方、安全第一を旨として、指定管理初年度に会館 40 周年を迎え、老朽化が進行している当館を安定的に運営するために必要な経費を、令和 3 年の実績データをもとに積算した計画とします。

その結果、年間指定管理料は、老朽化対策を含めた修繕費などを確実に工面できる額としています。

■ 指定管理料の額

※単位：千円（税込み）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
収入額	26,848	23,322	22,898	22,475	22,053

ア 事業収支計画の考え方

事業収支計画策定の基礎となる収入目標は、令和 3 年度の利用実績等を基準とし、稼働率向上やスポーツ教室実施による単価増を踏まえました。

支出計画は、老朽化が進んだ施設の安全第一を旨とした管理運営をするために、備品類の更新や必要な修繕等の支出計上を行い、過去の実績データをもとに積算した計画としています。

その結果、老朽化への対応や利用環境改善のための修繕費などを確実に工面できる計画となっています。

ただし、令和 4 年度に空調設備および照明設備の改修工事を行っており、改修工事後の収入増（空調利用料金）、支出増（空調光熱費、メンテナンス費）、支出減（LED 化による光熱水費減）の積算結果が令和 3 年度実績と大きく異なる可能性があるものの、現時点では一時的に令和 3 年度実績を参考に見込みを立てて計画しています。

また、令和 5 年度については 6 月以降 10 か月分の収入で算出しています。

イ 収入源の確保

■ 指定管理事業収入

● 利用料金収入（施設利用料金収入）

各室の団体利用（指定管理者主催のスポーツ教室を含む）による利用料金収入は、令和 3 年度の実績を基礎資料とし積算しています。

■【団体利用料金表（体育館・会議室等）】

※単位：円（税込み）

時間	9-11 時	11-13 時	13-15 時	15-17 時	17-19 時	19-21 時
区分	A	B	C	D	E	F
体育館（アマチュア競技団体が利用する場合）	3,500	3,500	3,500	3,000	4,500	5,000
体育館（上記以外）	6,400	6,400	6,400	5,800	8,000	9,000
ホール	2,000	2,000	2,000	1,500	2,100	2,400
武道場	1,800	1,800	1,800	1,500	2,000	2,100
トレーニング室	個人利用 大人 300 円 中学生以下 150 円					
会議室 1,4	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
会議室 2,3	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

■【施設利用料金収入】収入見込み推移表

※単位：千円（税込み）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
収入額	10,733	12,776	12,918	13,059	13,199

ア 安全性・効率性を重視した支出計画

■ライフサイクルコスト削減への取り組み

●効率的な維持管理・運営

設備機器等の維持管理については、協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会の協力のもと、横浜市スポーツ協会が統括する各事業者とともに、ファシリティマネジメント体制を強化し、施設・設備の日常的な状態確認や、定期点検等の「結果と対応」、修繕の「実施と記録」などを通じて、たきがしら会館の長寿命化や省エネルギー化を実現します。

※様式 13「施設管理」に詳しく記載しております。

※ファシリティマネジメントとは

施設、設備の運用管理について、長期的視野と計画性を持って取り組み、かつ最適化を検討するマネジメント業務のことです。

■省エネへの取り組み

●空調・照明等の ON/OFF 管理の徹底

利用者に対し、施設利用後の清掃、備品等の返却に加え、空調・照明の電源 OFF を項目立てた原状復帰チェックシートの運用を実施することで、不要な電力

消費を抑え、施設の省エネルギー化を実現します。

エ 経費縮減方策の実効性

消耗品などの発注では、当社で一括購入することでコスト全般での縮減を実現します。また、10万円以上の物品・役務の購入については必ず複数業者間で相見積もりを実施することで、より安価で適切な業者を選定し、経費縮減を図っていきます。

10万円未満の物品購入等については、横浜市内中小企業の業者から公平な手続きを経て購入元業者を選定します。

●電力の抑制と環境への取り組み

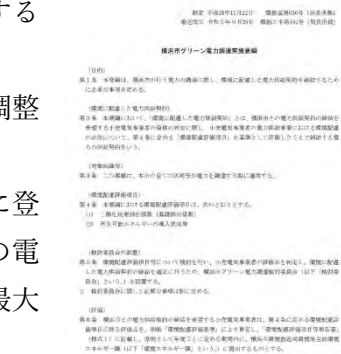
電気代はたきがしら会館の支出の中でもポーションが大きく、これをどのように低減するかは、維持管理経費の縮減に大きく影響します。第1期指定管理期間前には空調設備の配備および、照明のLED化の工事が行われていますが、最新の空調設備およびLEDの配備により省エネルギー能力は上昇するものの、電気代そのものは空調が配備されることにより増加することが見込まれます。

差し引きの電気代の増減規模によっては、横浜市と調整の上、指定管理料に反映させる可能性があります。

いずれの場合でも、「横浜市グリーン電力調達制度」に登録された事業者から電力調達をする等、必要最低限の電力消費に抑える努力を惜しまず、環境負荷の軽減に最大限貢献し、同時に経費縮減も達成します。

●ICT化による経費縮減

たきがしら会館には光回線を使用したインターネットを導入するほか、当社本部および社外との会議や打ち合わせは、当社で契約するオンライン会議システムを積極的に活用することで、通信費や交通費などの経費縮減を図ります。



Zoomによる会議の様子

●教室事業に伴う支出（外部講師への報償費）

スポーツ教室やイベントで講師を依頼する場合は、『たきがしら会館管理運営マニュアル』に基づいて報償費を決定し、支払います。支払いにあたっては所得税法に従い、所定の所得税を源泉徴収します。また、教室に使用した室場利用料は、指定管理事業収入に付け替える等、適切な経理処理を行ったうえで、支払いが正しく行われているか当社経理部門がダブルチェックを行います。

(3) 施設の課題等に応じた費用配分

ア 維持管理運営費用（指定管理事業支出）

令和6年度の費用明細（金額単位：千円、税込み）

人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤職員報酬 統括責任者 1名 年俸6,000千円 管理担当者 1名 年俸3,000千円 事業担当者 1名 年俸3,000千円 ・非常勤職員給与 パート2名(8時間勤務 1部、2部交代)時給1,200円 年額=6,000千円 交通費 500千円 	18,500
修繕費	指定管理業務基準に則る	3,300
設備管理費	たきがしら過去実績参照	4,000
保安警備費	警備委託料	1,000
備品購入費	スポーツ用具等	300
消耗品費	施設運営消耗品、教室消耗品	2,000
外構・植栽管理費	外構・植栽	1,000
廃棄物処理費	市役所ごみゼロルートごみ処分費用	400
広報費	タウン誌、折込広告	400
印刷製本費	施設リーフレット作成費	500
光熱水費	たきがしら過去実績参照。新設冷暖房費用は見込まない。	9,000
燃料費	なし	0
保険料	施設賠償責任保険、レクリエーション保険(たきがしら参照)	350
使用料・賃借料	教室施設利用料、券売機、複合機、AED、トレーニング器具	3,748
委託料	横浜市スポーツ協会コンサルティング料	1,200
謝金	教室講師料等	9,650
公租公課費	法人事業所税、消費税、収入等	2,000
通信費	電話料、インターネット通信料、切手等	400
支払手数料	振込手数料等	200
事務経費本部分		2,400
その他	WEBサイト開設費用、無料公衆無線LAN導入等	0

イ 自主事業支出

項目		
物販事業費	自動販売機の目的外使用料、電気代	500 千円

●自主事業実施に伴う目的外使用料の支出

飲食用自動販売機設置等の自主事業実施にあたっては、横浜市市民局に対し、公園施設設置に係る使用許可を受け、目的外使用料を納付します。

ウ 利用者の利便性を高めるための経費

お客様のニーズや利便性を高めるために、レンタルサービス事業等を実施します。

レンタル事業で取り扱う物品は、清潔さ（洗浄・消毒）を保持していかなければいけません。また、利用頻度が高いものについては劣化するのも早く交換が必要になります。

指定管理事業における駐車場事業では、設置機器の修繕や駐車場整備などを実施します。

自主事業でかかる経費は、自主事業の収益からすべて捻出します。



たきがしら会館駐車場 全20台
(参照：こころスペース)

エ 安全と快適性を両立する修繕計画

指定管理第1期初年度に会館40周年を迎えるたきがしら会館は、建物や設備機器等での老朽化が進んでいます。また、利用する市民の皆さまに快適に当館を利用していただけるよう、ロビーや2階部分を修繕し、稼働率を上げて行くことは必要不可欠です。

市民の方がいつまでも当館を安全に、安心してご利用いただけるよう、老朽設備等の修繕を最優先して計画的に行ったうえで、快適な利用環境を整えるための修繕も積極的に行っていきます。安全対策・環境改善に係る案件を中心に、修繕計画を策定し確実に実施していきます。また、施設設備の老朽化に対応するために、年間3,300千円(税込)の修繕費を計上します。100万円以上の修繕については市と調整の上で、実施を検討します。

■たきがしら会館修繕計画案（令和5年～令和9年度）

年度	実施内容
令和5年度	防犯設備の見直し、第二/第三会議室のスタジオ化
令和6年度	和式トイレから洋式トイレに更新、シャワー・更衣室更新、老朽化に伴う備品の更新
令和7年度	トレーニング室の拡大、老朽化に伴う備品の更新

令和 8 年度	ロビー床修繕、老朽化に伴う備品の更新
令和 9 年度	老朽化に伴う備品の更新、修繕等その他

(4) 適正な委託・調達・雇用

ア 委託費用縮減の取組

業務委託の契約期間は原則 1 年未満としますが、継続的な契約でスケールメリットが生まれる可能性がある場合には、指定管理期間内を限度とした長期契約を締結することにより、契約金額のコストカットのみならず、事務管理コストの低減を目指します。また、委託先や調達先の選定については、横浜市中企業振興基本条例を踏まえながら、スケールメリットや事務コスト低減等の実務上のメリットを十分に考慮しつつ、原則として 1 件 10 万円を超えるものについては相見積もりをとった上で当社取締役決裁とし、低減する余地がないか十分に検討を重ねた上で契約します。

■業者の選定方法

当社規程に基づき、1 件 10 万円を超える業者選定については、複数事業者の提案を受け、委託費用および委託によって得られるバリューを適正に審査したうえで、当社取締役決裁によって決定します。一定の金額未満の契約については、事務の効率化の観点から、複数社による見積もり合わせを実施する等厳正な選定を行い、横浜市中企業振興基本条例を踏まえながら決定します。契約において違反行為、社会的に不正な行為を行った業者に対しては、事実確認と報告書を作成して横浜市に報告した上で、以降の指名を禁止し、適正な契約環境を確保します。

イ 業務委託内容と見込金額

各種施設設備保守管理や樹木剪定、保安警備などの高い専門性を有する業務は、協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会の協力のもと、横浜市スポーツ協会が管理する公共スポーツ施設の設備管理実績が事業者から選定することで、業務の安全性とクオリティを担保します。

その他の専門業務については、各々の業務を専門的に取り扱っている業者に委託します。

■主な委託業務計画と見込金額

単位：千円（税込）

委託する業務項目	業務内容	発注先の選定要領等	概算金額（税込）
----------	------	-----------	----------

建物保守管理業務	設備巡視点検、確保定点検等	協力会社	2,000
環境衛生管理業務	空気環境測定業務、外注等防除業務、飲料水水質検査業務	協力会社	2,000
警備業務	夜間 1 回の巡回点検、機械警備	協力会社	1,000
植栽管理業務（清掃管理業務含む）	選定、除草、刈込、薬剤散布、施肥、床面、ガラス面、シャワー室壁面、網戸等	協力会社	1,000
廃棄物処理業務	横浜市ルート回収	※横浜市ルート回収による	400

※金額については、実際の業務仕様に基づいて改めて見積もり徴収等を行うため、変更する場合があります。

●指定管理者として適正な業務委託経費

日常的な小破修繕など有資格者による機器の法定点検など専門業務以外は、業者のみに頼るにことなく職員による業務内製化を図り、職員に施設管理のケイパビリティを付けていくことで、長い目線でのコストメリットを享受します。

ウ 委託先の監理体制

各業者への委託業務については、たきがしら会館職員が適正な監督管理を行います。特に施設保全や安全管理に関する業務履行時には必ず担当者が現場に立会い、施設を利用しているお客さまの目に付く範囲で作業が行われる場合には、お客さまに対する配慮を図りつつ、業務品質の維持に万全を期します。

●委託先の法令遵守・人権尊重の確認徹底

委託先において、労働関係法の遵守や接遇教育が徹底されているかを必ず確認します。特に、法定義務が課されている最低賃金や社会保険関係のチェックのほかに、定期的な業務を委託する業者に対しては人権擁護及び個人情報保護に関するチェックシートの提出を義務づけ、公共サービス従事者としてのお客さま対応を徹底します。

エ 市内中小企業を活用する取組～地域活性化への貢献～

業務委託や消耗品の購入に際しては、「横浜市中小企業振興基本条例」の趣旨を踏まえ、設備の専門性や独自性などが無い場合において、横浜市内に拠点を置く中小企業事業者からの調達を第一に考え、横浜市の経済活性化に貢献し

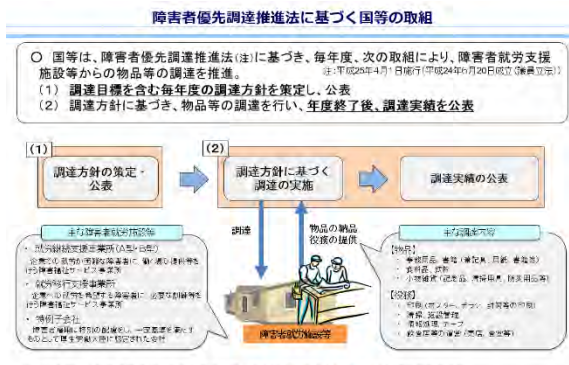
ます。

●近隣地域にお住まいの方の積極的な雇用

私たちは、地域に根差した運営を実現するために、スタッフの採用については、近隣にお住まいの方を必要に応じて積極的に雇用します。

●福祉団体等からの優先調達への取組

「障害者優先調達推進法」や「横浜市における障害者就労施設からの物品等の調達方針」に則り、障がい者団体・就労施設から優先的・積極的に物品等を購入します。イベント事業の参加賞制作を依頼する他、案内点字サインなどを、障がい者の経済的な自立を支援します。



6. 施設管理

会館 40 周年を間近に控えるたきがしら会館は、経年劣化による設備の不具合に加え、施設そのものの老朽化が進行しているのが現状です。

私たちは、「予防保全」の考え方のもと、日常清掃や定期点検等を通して適切に管理します。老朽化が進行している施設設備の状況を的確に把握するためには、日常の点検記録や修繕情報などを一元的に管理するファシリティ・マネジメント（FM）体制が必要です。

協力会社である公益財団法人横浜市スポーツ協会の協力のもと、横浜市スポーツ協会が統括する施設維持管理に豊富な経験を持つ事業者とともに、たきがしら会館の長寿命化、ライフサイクルコスト縮減に貢献します。

(1) メンテナンス及び環境保持・環境配慮

ア 協力会社と連携したメンテナンス体制

協力会社である横浜市スポーツ協会の協力のもと、建築設備の管理には、横浜市スポーツ協会が統括する事業者の協力を得て、保守等の措置を適切に講ずることにより、事故・故障等を未然に防止します。

運転監視業務は、たきがしら会館館長が統括責任者として監理監督業務を行い、専門知識を有した業務責任者が点検・記録管理のデータ分析業務を行い、実施します。

■ メンテナンスに関するマニュアルの完備

私たちは、建築物の維持管理に関するマニュアルを作成し、日常管理業務においては、全ての職員がマニュアルを用いて着実に実施する体制を整えます。また、設備機器管理業務にあたっては、国土交通省監修「建築保全業務共通仕様書」を規範とし、横浜市建築局策定の「維持保全の手引き」及び「施設点検マニュアル」に基づいて実施します。

維持保全の手引き



維持保全の手引き

■ 施設の劣化不具合の業務品質管理

協力会社、現場職員、事務局本部が連携し、施設の劣化・不具合を日常清掃・設備管理など現地確認や品質チェックを「現場調査・管理状況シート」に基づき定期的に行います。清掃状況や機器メンテナンスの状態を客観的な立場から監査し、業務水準の確立と品質向上を可能にします。

イ 点検履行計画（日常点検・法定点検）

■安全と快適性を両立するための日常巡視点検

快適なスポーツ環境を保つために、職員による設備管理・清掃・警備全般の日常点検を徹底します。体育室や更衣室などの巡回・点検は、1日6回以上行い、異常の有無に関わらず「日常点検チェックシート」に記録します。

異常を発見した場合は、応急処置を速やかに行ったうえで、お客様や近隣住民の方の安全を確保します。

■定期点検・自主点検の実施

たきがしら会館は、年に1回以上、運転中の機器を停止し各設備の法定点検を行います。外観・機能点検、機器動作特性試験、整備業務等、定められた点検を行うほか、定期点検においては、建物・設備の性能評価をするために、法定点検の他に自主点検を行います。作業開始にあたり「作業工程」「安全作業」「コンプライアンス」を確認し、作業終了後は「実施状況」「不具合」「安全上の問題」を確認し、報告・記録します。

●定期点検計画

設備点検		清掃内容	
項目	頻度	項目	頻度
日常点検	毎日	日常清掃	毎日
建物巡視点検	年12回	床面清掃(洗浄・ワックス)	年4回
自家用電気工作物点検	年6回(法定点検)	通路・階段	年4回
消防設備点検	年2回(法定点検)	床剥離	年1回
消防設備自家発電設備模擬負荷試験	年2回(法定点検)	換気扇・ガラリ	年1回
自動ドア点検	年4回	ガラス清掃	年4回
環境衛生		鏡清掃	年2回
害虫駆除	年4回	シャワー室壁面清掃	年6回
空調設備フィルター清掃	年4回	トイレ壁面清掃	年2回
フロン排出抑制方式に基づく空調設備点検	年4回(法定点検)	網戸清掃	年1回
衛生設備		側溝・樹清掃	年1回
レジオネラ属菌検査	年1回	植栽	
雑排水清掃	年2回	中木剪定	年1回
警備・防犯		中低木刈込	年2回
会館中の職員による点検	1日6回	除草	年2回
機械警備	毎日	薬剤散布	年2回
駐車場障害対応	常時	施肥	年1回
		落ち葉清掃	年1回

たきがしら会館は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の対象の建物ではありませんが、お客様が快適にご利用できる良質な環境を提供する

ため、常に本施設内及び敷地内の適切な環境衛生の維持に努めることを目的として実施します。

ウ 定期清掃・特別清掃

日常清掃では対応できない床のワックス塗布や高所での窓拭きなどは、設備管理を行う事業者を通じて、施設点検日に実施します。ロビーや更衣室、シャワー室などの汚れが激しい場合には、状況に応じてスタッフが清掃を実施し、解決しない場合には設備管理を行う事業者へ依頼します。

エ 経験豊富なスタッフだからできる高い水準の日常清掃

老朽化した施設においては、日々の清掃が施設寿命の延伸に大きく影響します。施設の清掃状況に関するお客さまアンケートを実施し、お客さまの「満足度」を測るアンケートに、施設を評価する項目も含ませることで、評価をいただきます。

清掃のプロフェッショナルの的確なアドバイスのもと、スタッフが日常的に清掃を行うことにより、施設が常に安全で清潔な状態に清潔な状態に保たれるようにします。

オ 施設の特徴を考慮したきめ細やかな維持管理

■ 体育器具の安全点検

保有している卓球台等は、メーカーへの直接点検委託による安全確認を行い、お客様が安心して使用できるようにします。トレーニング器具等、リースによって活用している器具も同様に点検委託による安全確認を行います。

また、バスケットボールやバレーボールなどの体育器具についても、貸し出しの際に職員が日常的に不具合が生じてないか等を目視によって点検し、少しでも安全性に疑問がある場合には貸し出しを中止します。

■ 備品のデータベース管理

横浜市民の財産である備品はデータベース化することで備品管理の正確性と、管理の手間を大幅に省力化します。新規追加や廃棄の際は市民局スポーツ振興課に報告するほか、1年に1回以上のたな卸しを行い、在庫管理等を適切に行います。

カ 適切な環境衛生の維持管理

項目	スタッフによる日常清掃	
衛生環境への配慮	新型コロナウイルス感染症含む様々な感染症	対策として、シャワー室やトイレ等の水周り

	は、特に衛生面に留意します。床面や壁面、便器等に汚れが目視できなくとも、必ずモップ掛けやブラシを使っての汚れ落としを行うことで、良好な衛生環境を保持します。	
体育館・会議室の清掃	体育室等のフローリングは、床材の劣化によるささくれが原因の事故を未然に防ぐため、乾燥モップによる粉塵除去を原則とします。お客様にも、使用後のモップ掛けをお願いします。靴跡等の汚れが発見された場合は、専用クリーナーを用いて除去します。	
予防清掃の徹底	建物や体育室などの出入口には、防塵マットを置き、汚損防止やフロアの長寿命化を図ります。運動用具、使用前後のアルコール消毒や汚れ等による劣化や感染症防止のための定期的な清掃で清潔な状態を保ちます。	

■感染症拡大防止に向けた取組

私たちは、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、神奈川県、横浜市と連携し、ガイドラインに沿った形で、様々な対策に取り組めます。

強アルカリイオン電解水による洗浄 ～環境配慮と汚染防止～

■高い安全性

洗剤のように界面活性剤や化学合成物質を使用しない電解水は水を電気分解して PH 値をアルカリ性にしたものです。残留分ゼロで環境に優しく、再汚染も防ぎます。

■高い除菌効果

PH 値 12.5 では、微生物は生育出来ないため菌は死滅。除菌、消臭効果が実証されています。

■優れた洗浄力

成分の 99.9%が純水でありながら、アルカリ性を極限まで引き上げているため、高い洗浄力を発揮できます。

■具体的な取組事例



感染症対策



ソーシャルディスタンスの保持



除菌ステーションの設置

私たちはプロスポーツクラブの根幹的な業務として、数千名単位のお客さまを会場に入れての興行の運営を日常的に行っています。コロナ禍においても、入場人数の制限等はあったものの、徹底した掃除とソーシャルディスタンスや声出し応援やマスクを着用しないでの飲食・おしゃべり等の防止を目指して積極的に働きかけるなどの対策を行ってまいりました。

たきがしら会館においても、お客様に除菌・清掃箇所を丁寧に伝え、安心してご利用いただけるようにすることも欠かせません。「除菌済」「清掃済」等ポップを設置するなどの工夫により、お客様の安心・安全なご利用につなげます。

キ 安全性・視認性の高い外構管理

外構はお客様や近隣住民の方の安全を第一に考え、安全性・視認性の向上を図ります。

- 歩道ゴミ・落ち葉清掃
- 樹木等が屋外灯や電線に触れていないかのチェック
- 害虫発生状況の確認および駆除
- ルーフトレンの清掃
- 階段や縁石からの雑草除去
- 車いすスロープの清掃
- 他

ク 近隣住民に配慮した樹木剪定等の専門作業

施設の景観と安全性を保持し、明るいたきがしら会館を堅持するため、植栽の種類に応じて次に示す敷地内の植栽管理（落ち葉清掃、除草・草刈、中低木管理（4m以下））を行います。事前に近隣住民の方に作業内容や日程をお知らせし、お客様や歩行者の動線確保など、安全第一の作業を心がけます。

■植栽管理業務

植栽	
中木剪定	年 1 回
中低木刈込	年 2 回
除草	年 2 回
薬剤散布	年 2 回
施肥	年 1 回

落葉清掃

年 1 回

ケ SDGs への取組

当社は、かながわ SDGs パートナーの会員として活動しています。主に「11 住み続けられるまちづくりを」「13 気候変動に具体的な対策を」「17 パートナースhipで目標を達成しよう」の項目についての横浜市の取組を応援しています。

**コ 省エネ・環境保全に配慮した管理計画****■省エネ推進計画の実行～ZeroCarbonYokohama への取組～**

「横浜市地球温暖化対策実行計画」に基づき、お客様 1 人あたりの二酸化炭素排出量を削減させます。照明の LED 化や冷暖房の適切な室温設定などの取組を実施し、二酸化炭素排出量の削減を目指します。

サ ごみ排出量削減の取組

横浜市「ヨコハマ 3R 夢 (スリム) プラン」を推進するため、利用時のごみの持ち帰りをお客様にご協力をいただくなど、廃棄物削減に努めます。事務処理等でも排出されるゴミ量を減らすために、裏紙を使っての再生利用を行います。また、産業廃棄物は、市内の処理業者と契約し、廃棄物処理法に基づく廃棄物管理表 (マニフェスト) を交付のうえ、横浜市ゴミ分別回収ルールに従って処分します。

■行政と連携した取組

横浜市資源循環局が主管する、ごみ排出減や環境保護に関する啓発ポスターなどを館内に掲示します。来館いただいたお客さまに向けて、環境保護意識の高揚を図っていきます。

■検診業務

電気、水道、ガス使用量の検診結果をデータ集約し、横浜市に四半期毎報告します。

(2) 修繕等への取組

施設の LCC (ライフサイクルコスト) に配慮した中長期保全計画を策定し、機器

別の点検基準に基づいた点検・修繕を定期的に行います。中長期保全計画を基に、年間及び月次の計画を策定し、予防保全を目的とした保守管理を行うことで、施設価値の最大限の機能を発揮するとともに、施設の長寿命化を図ります。

ア 修繕計画

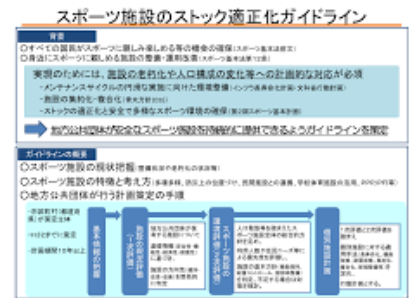
私たちは、『スポーツ施設のストック適正化ガイドライン』（スポーツ庁策定）に準拠し、修繕計画を策定します。実施にあたっては仕様を決定のうえ設計金額を算出します。

1 件 100 万円未満（消費税別）の場合は、当社および本事業内において修繕を行います。

●建物劣化の対応

開館 40 周年を迎えるたきがしら会館の長寿命化、そして安全な利用を確保するために、私たちは「公共建築物劣化調査」、「建築基準法第 12 条に基づく点検結果」に基づき、施設設備の機能等を的確に把握していきます。

長寿命化を図るため、計画的修繕計画を立て機器の修繕・更新を実施します



■有資格者による劣化診断と修繕計画の策定

私たちは、横浜市スポーツ協会が統括する事業者とともに、安全対策・環境改善に係る案件を中心に年間 330 万円（税込）以上の修繕計画を 5 ヶ年・年間・四半期のスケジュールで策定します。

加えて大規模修繕が必要と判断されるものがあつた場合、市民局スポーツ振興課に修繕や更新を積極的に提案し、当館がいつまでも安全に運営され続けるように尽力します。

■たきがしら会館修繕計画案（令和 5 年～令和 9 年度）（再掲）

年度	実施内容
令和 5 年度	防犯設備の見直し、第二/第三会議室のスタジオ化
令和 6 年度	和式トイレから洋式トイレに更新、シャワー・更衣室更新、老朽化に伴う備品の更新
令和 7 年度	トレーニング室の拡大、老朽化に伴う備品の更新
令和 8 年度	ロビー床修繕、老朽化に伴う備品の更新
令和 9 年度	老朽化に伴う備品の更新、修繕等その他

イ 協力会社と連携した迅速な修繕対応

開館時間中に故障等が発生し、現場での解決が困難な場合は、速やかに保全コールセンターへ連絡し、専門的な見地から復旧に向けた的確なアドバイスを得ます。そのアドバイスをもとに修繕計画をたて、早期復旧に努めます。

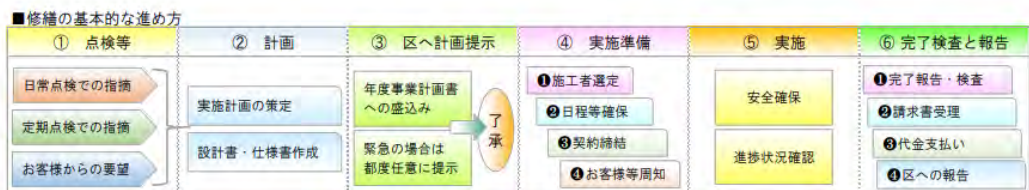
■修繕実施体制

行動 1	館長	施設・設備保全データベースを活用し、年次修繕計画を策定します。・計画策定は、年間利用状況を考慮し、照明交換や壁面清掃の高所作業を一括するなど効率的なスケジュールで実施します。・設備に不具合が発生した時は、速やかに善処し、市民局スポーツ振興課に報告します
行動 2	担当職員	修繕は、「建築物維持管理基本マニュアル」や協力会社のサポート機能を用いて、実施・検収・記録整理等の施工管理を行います。
行動 3	当社本部	・保安全管理の日常的相談、体育器具等の設備機器の劣化・老朽化対策などの技術的支援を行います。

■維持管理業務から修繕にいたるフロー

日常点検・清掃や定期点検を通じて修繕案件が発生した場合は、速やかに設計書を作成し、当社規程に基づいて、仕様書と見積書を徴収します。修繕後は当社職員が検収を行います。

■修繕の基本的な進め方



●職員の立会い業務

各種法令等に基づく官公庁立ち入り検査の立ち会いを行います。検査の結果、検査官から指摘される事項について処理を行うとともに、検査官からの質問、指摘等に対する確かな応答を行います。修理、改良工事の場合は、市民局スポーツ振興課と協議の上、専門業者等の作業に立ち会い、作業内容の把握、異常の発生防止、不具合箇所等の早期発見に努めます。

7. 安全管理について

私たちは、施設管理・運営に関するノウハウと経験をたきがしら会館で積極的に活かし、新型コロナウイルス感染対策(様式 17 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組参照)はもちろんのこと、緊急時においても、お客様の安全を確保し、安心してご利用いただける体制を整えます。

(1) 平常時の体制

ア 施設特性を反映した安全利用の確保

■利用形態に即した安全管理

●団体利用

器具庫には様々な器具が収められているため、安全管理上、お客様を器具庫内に入れることなく職員が器具庫からご利用になる種目の器具を出し、お客様へ引き渡します。初めてご利用になるお客様については、職員が丁寧に器具の取り扱いを説明し、一緒に準備を行い、事故防止に努めます。

●スポーツ教室事業

教室講師およびたきがしら会館職員は、スポーツ教室事業における各回の教室準備段階から、床面の状態、使用する器具の破損状態をチェックし、お客様の安全確保に努めるとともに、事前にプログラム内容を確認し、教室終了後は毎回振り返りを行うことで活動内容、安全管理について確認します。

■スポーツ器具等の安全管理

●スポーツ用具等の日常点検

お客様が団体利用時に使用するスポーツ用具・備品類は、休館日に器具の不具合等を職員が点検するとともに、利用区分ごとの準備(セッティング)において用具に不具合がないか確認し、お客様に安全にご利用いただけるようにします。

■熱中症警戒アラートに即した安全管理

環境省と気象庁により、極めて高い暑熱環境が予測される際に発表される「熱中症警戒アラート」が発出された場合は、お客様へ暑さへの「注意」を呼びかけ、早急に熱中症予防行動を促します。

●声掛け、ポスター等による啓発

こまめな水分補給や休息を励行する館内掲示や、受付時の声掛け、各室場利用の受付時に注意喚起を行い、熱中症予防を啓発します。

●温湿度計の設置

各体育室に温湿度計を設置し、各時間帯の外気温・室温・湿度をお客様自身で確認できるようにします。また、巡回点検時に職員が確認して、熱中症予防の注意喚起を行います。

■建物や設備機器等の日常点検による安全管理

建物や設備機器等は「日常点検チェックシート」に基づき、毎日の日常点検や月 1 回の定期点検を通して安全性を確認します。

※設備のメンテナンスは様式 13 施設管理に詳しく掲載。

イ 保安警備の実施体制

当社の保安警備体制は、開館時間内はもちろんのこと、閉館後・休館日においても警備会社と連携して、機械警備システムを構築し、365 日 24 時間万全な体制での警備に臨みます。

■職員巡回による安全確保

非常時に迅速かつ効果的な対応ができるよう、危機管理基本マニュアル内容を常に確認し、日頃から防犯や防災に関する意識を高めるとともに、更衣室等の施設巡回・点検を 2 時間ごと（1 日 6 回以上）実施し、犯罪等を未然に防ぎます。

防犯カメラの視界に入らないエリアや更衣室等の当該エリアについては、特に、特に巡視を強化します。

■盗難・盗撮・盗聴等の防止

職員による入館者への積極的な声かけにより、不審者の侵入を未然に防ぎます。特に、盗難事件を抑止するために、館内に「職員巡回強化」の掲示をします。また、承諾無しでの撮影を禁止するなど、安全対策を強化します。

特に、昨今の選手の盗撮、性的目的の写真・動画の悪用、悪質な選手の SNS 投稿に係る事件を防ぐために、日本オリンピック委員会（JOC）やスポーツ庁が取り組む「アスリートへの動画・写真による性的ハラスメント防止」について取り組みます。

■映像記録装置付き防犯カメラの設置

各室場や駐車場にハードディスク保存タイプの防犯カメラを計 6 箇所を設置して安全対策に努めます。

■夜間・休館日の対応

閉館後及び休館日は、外部からの建物内侵入を阻止するために、機械警備システムを設定し、安全な施設運営を担保します。

●警備内容

項目	主な仕様
巡回警備	日中 1 日 6 回以上、および警備日報にて報告
機械警備	夜間および休日は機械警備システムにより、建物の防犯・火災・各種事故を警戒し、被害拡大を防止

■全常勤職員が普通救命講習を受講

たきがしら会館配属の全常勤職員は、横浜市消防局が講習を行う普通救命講習や上級救命講習を受講します。



■たきがしら会館業務に係る全スタッフへの研修徹底

職員及び外部講師には、資格保有者による年 1 回の救命講習会を実施し、AED 操作、CPR 動作の訓練をします。

また、委託先スタッフには、契約時に社内研修等での AED 訓練実績を書面で確認し、安全を確保するための体制を維持します。

■暴力団排除条例への理解

横浜市暴力団排除条例の施行(平成 24 年 4 月 1 日)にともない、当館施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができることとされています。

私たちは公の施設の管理者として、また子どもたちにスポーツ・レクリエーションを楽しんでもらう事業者として、当館施設の利用が反社会的勢力の利益になることに強い姿勢で抵抗します。

(2) 緊急時の体制

ア 緊急・救急事態対応

たきがしら会館をご利用になるお客様が、ご来館の間、安全かつ安心した環境のもとで過ごしていただけるようにしていくことは私たちの最大の務めです。

東日本大震災等の経験を踏まえ、お客様の安全確保を第一とした「危機管理基本マニュアル」を作成し緊急時体制を構築します。

また、警察署や消防署と連携した危機管理体制を確立します。職員の緊急時対応能力を高品質に維持することで、当館を安全な施設として保ちます。定期的に安全管理に関する研修及び訓練を実施することで、危機管理意識の高揚とそ

の対応力の向上を図っていきます。事件・事故が発生した場合に速やかに、横浜市市民局スポーツ振興課及び当社本部に報告・連絡します。



警察との連携・協力
(B-ROSEの1日警察署長就任)

現象	基本的な対応策
火災	現場スタッフは直ちに初期消火にあたり、運営担当が施設へ消防・警察要請。 施設、消防・警察現地警戒本部の指示に従う。全ての出入口を開放の上、場外の安全な場所に観客を誘導する。
地震	観客がその場から移動しないように制止し、状況判断により場内放送を行い、避難誘導する。
爆発物予告	電話等による爆発の予告があった場合は、運営担当が施設に報告の上、施設から消防・警察機関へ連絡し、対策協議を行う。場内スタッフは不審物の捜索を行い、直ちに運営担当に連絡し指示を仰ぐ。 避難が必要とされる場合は、来場者に動揺・混乱を与えぬように速やかに避難誘導を行う。
停電対策	放送機材も使用不能となるため、各係員は直ちにトランジスタメガホン等でお客様に着席と、荷物の管理の注意を促す。
けが人・急病人	発見したら運営担当へ連絡。必要に応じて応急処置をほどこし、会場ドクターの到着を待つ。 ドクター到着後はドクターの指示に従う。
嘔吐物	発見したら運営担当へ連絡。お客様が嘔吐物に近づかないよう誘導し、施設清掃員を待つ。
落し物	拾得場所を確認し、ブースターカウンターへ届ける。大会終了後まで管理。 ※貴重品(財布・携帯電話など)は場内放送を入れるため、特徴を進行スタッフに報告。
迷子	ブースターカウンターへ連れて行く。ブースターカウンタースタッフは名前、年齢などを聞き、特徴とともに全体に共有。場内放送も入れる。

■災害時の明確な指揮命令系統の確立

災害時の万全な対応を可能とするために、たきがしら会館消防計画を策定し、館長を隊長とする自衛消防隊を組織します。

災害対策体制を構築し、お客様の安全確保を最優先した円滑かつ的確な意思伝達が図られるよう避難誘導を行います。

■事故・事件・災害発生時の現場対応

万が一、お客さまの来館中に人身事故等が発生した場合は、職員が発生現場に急行し冷静に状況把握を行うとともに、救急隊要請を行います。

救急隊に引き継ぐまでは、職員による RICE 処置 (Rest (安静)、Ice (アイシング)、Compression (圧迫)、Elevation (拳上))、心肺蘇生法など応急救護を行います。そのうえで、疾病の内容、原因などを確認し、必要に応じて警察、救急等、関係機関へ連絡します。

■傷害事件などの発生時における基本的対応

不審者侵入やお客様間でのトラブル等による傷害事件等が確認された場合は、至急警察に通報し、緊急出動を依頼します。そのうえで、トラブルを仲裁する

など、事件の拡大抑制に最大限の努力をします。

来館中の他のお客様へ危害が及ぶのを防ぐために、館内のお客様に対して、現場から離れるようにアナウンスをします。警察到着後は担当官に事実内容を正確に伝達し、調書等作成に全面的に協力します。

■火災発生時における基本的対応

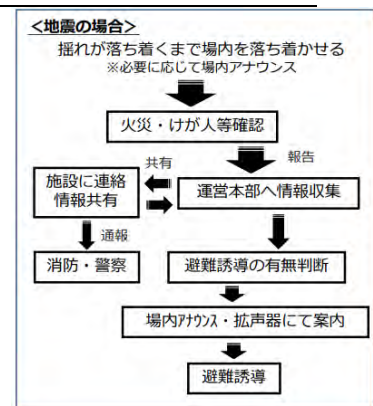
報知機等の鳴動により火災が確認された場合は、予め組織化している自衛消防隊の各役割のもと、日ごろの火災予防訓練に従い、館内非常放送によるお客様の安全確保と避難誘導、消火活動、消防隊への連絡を迅速的確に行います。

■自然災害発生時における基本的対応

大規模地震発生等があった場合は、非常放送および直接の声かけにより、お客様を安全な場所へ避難誘導します。

また館内を至急くまなく巡回し、取り残されたお客様がいないことを確認します。併せて、備品等の倒壊やガラス破損による飛び散り状況などを確認し、被害の全容把握に努めるとともに、危険箇所への接近禁止処置を行います。

また、非常放送受信機や各メディアを通じて震度等の正しい情報把握を行い、避難されたお客様に逐一情報提供を行います。



■風水害等への対応

台風や大雨、ゲリラ豪雨、雷、降雪などの情報は、テレビやインターネットなどを使っての情報収集のほか、警報等が発令された場合は、「台風等の災害時における施設運営について」に基づき対応します。

また、荒天後は直ちに建物内外の壁や屋根などの目視点検を行い、被害状況を確認のうえ、被害の有無に関わらず、横浜市市民局スポーツ振興課及び当社本部に速やかに報告します。

●ゲリラ豪雨時でのお客様等への対応

急激な積雷雲の発生に伴い、ゲリラ豪雨や落雷が心配される場合、当日の雲の動きに注意を払い、お客様や指導者へ伝達するほか、降雨や遠雷を観察しご案内していきます。

■職員の対応

職員は、いつ何時災害等の事故・事件が発生しても適切な対応ができるように、

災害対応に関するマニュアルおよび事故防止・事故対応マニュアルを作成し、その内容を日ごろから熟知し、いざという時の役割が明確になるよう、各職員の分担表を事務所に掲出します。

その上で、万が一発生した場合は、AED やヘルメット、メガホン、災害用ビブス、各種防災用品を速やかに携行し、発生現場などにおいて適切な処置ができるように心がけます。大規模な事件や事故、災害等が発生した場合は、横浜市と調整のうえ、横浜市報道担当の協力を得て各種報道関係者に情報提供し、マスコミを通じて広く市民に事実を周知するようにします。



AEDの常備

■事件・事故発生後の報告連絡

事務室内には、災害等の対策手順をわかりやすく示した図表を掲出し、緊急時に速やかに警察や消防・救急隊に適切な連絡ができるようにします。また、当社本部に警備統括監を配置し、緊急時に円滑に所管の神奈川警察署による対応が可能となるよう、日ごろから密接な連絡関係を築きます。

危機発生報告書、事故報告書、設備事故・故障報告書等の各報告は、事故が起きた要因を分析し、再発防止に備えた対策を講じます。

イ 災害を想定した実践的な準備

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を教訓に、震災、風水害、土砂崩れ等に対応した準備を進め、たきがしら会館では、あらゆる災害対策を講じています。

■実践的な訓練による盤石な危機管理対応

●当社全体での訓練

当社は、毎年 9 月に災害発生時に職員自らの命は自ら守るため、「かながわシェイクアウト訓練」を実施するとともに、安否と施設の状態を迅速に確認することを目的とした「安否確認及び情報伝達訓練」を実施しています。指定管理においても、神奈川県が提唱する「かながわシェイクアウト訓練」及び安否確認訓練や情報伝達訓練については、東日本電信電話会社が提供する災害用伝言版(web17))を活用し実施します。

●防災訓練の実施

消防との連携・協力
(B-ROSEの横浜消防出初式2019年)

防災対応能力を高めるため、神奈川県消防署の協力のもと、お客様とともに危機管理マニュアルや消防計画に基づいた実践的な防災訓練を実施します。

また、年 1 回休館日において、高齢者や障がい者等介助が必要なお客様を想定した避難誘導訓練を、全職員で実施します。

館内での事故を想定し、お客様にもわかりやすいよう AED のサインを掲出します。また、屋外のイベント時は、当社団体本部に配備する AED を会場へ持参します。なお、AED は点検表に基づき 1 日 1 回の点検を確実にを行います。

(3) 災害・事故等が発生した場合の賠償保険

ア 施設賠償責任保険への加入

建築物の設備構造上の欠陥、あるいは管理上の不備等に起因して、お客様に身体的傷害や財物損壊を与えた場合に備え、施設賠償責任保険に加入します。

■加入する施設賠償責任保険内容

保険種類	保険内容	補償限度額
施設賠償責任保険	施設側の瑕疵により、お客様に対する身体及び物品等に被害が発生した場合の賠償保険	対人：1 人につき 1 億円、1 事故につき 1 億円、期間中 1 億円 対物：1 事故につき 1 億円、期間中 1 億円

イ スポーツ・レクリエーション傷害保険への加入

スポーツ教室事業の実施に際しては、スポーツ・レクリエーション傷害保険に加入し、参加者の事故や怪我の発生に対しての補償を担保します。

●教室事業における傷害保険への特約付与

昨今の気温上昇を考慮し、熱中症と診断された際にも、補償が適用される「熱中症特約」を夏季期間に従来の補償に追加し、お客様が安心して教室に参加できるようサポートします。

■加入するスポーツ・レクリエーション傷害保険内容

保険種類	保険内容	補償限度額
スポーツレクリエーション保険	教室の参加者が怪我をした場合に対応する傷害保険	死亡・後遺症：1 人につき 350 万円 入院保険金：1 人 1 日：4,500 円 手術保険金：手術の種類に応じて、入院保険金の 10 倍、20 倍、又は 40 倍 通院保険金：1 人 1 日 3,000 円

ウ 顧問弁護士の確保

補償問題などの法的係争が発生する場合に備え、示談交渉などを適切に進め

るうえでのアドバイザーとして、当社顧問弁護士を確保しており、当事者 t 同士の円満な解決に向けた対応を万全にします。

8. 地域との協力について

(1) 地域支援・地域連携

■ 地域に開かれた施設運営

たきがしら会館の管理運営は、地域からのご理解と地域の協力関係を無くしては行えないものです。

私たちは、地域に根差した開かれた施設づくりを推進し、駐車場での地元町内会のお祭り会場としての使用協力や、地域還元イベントの開催、地域人材の雇用などを行います。

地域の方々へ協力していくことはもちろんのこと、地域のご意見を積極的に聞き入れる仕組みを確実なものとし、まさしく「地域のためのたきがしら会館」として運営していきます。



横浜開港祭にて実施した バスケットボール体験会

ア 地域に愛される施設として

地域からのご支援に報いるために、地元住民の方々にたきがしら会館により馴染んでいただくための還元イベントを開催します。

■ 周辺環境を活かした拠点として

● お祭りイベントの開催

たきがしら会館では、地域の皆さまに愛される施設になるために、年に4回以上、地域のお客さまが無料で参加できる季節に合わせたお祭りイベントを開催します。地域の皆さまが気軽にたきがしら会館に足を運んでいただけるよう、当社所属選手やチームスタッフのみならず、連携する各種スポーツ団体からも支援を募ることで、磯子地区においてたきがしら会館が地域の皆さまから愛される土壌を作ります。



イ 地域の活性化を目指した連携

●地域での活動（ゴミ拾い活動）の開始
地元の滝頭地区連合町内会などと連携して地域の清掃を行う LTO 活動（Lead to the Ocean～海にゴミは行かせない～）を実施します。

磯子区滝頭地区は横浜市内でも造船業を産業として発展した地域で、区内には磯子海づり施設が遊興スポットとして親しま

れています。このような海洋に親しみのある磯子地区だからこそ、地域の清掃によって海をきれいに保つ活動を積極的に行うことで、地域の思いを体現する公の施設として馴染みの深い存在になることを目指していきます。

●地域の幼稚園、小学校の訪問活動実施

プロバスケットボールクラブを運営する私たちは、地域の幼稚園・保育園および小学校の総合学習の時間等を活用し、所属選手やチームスタッフが幼稚園・保育園、小学校を訪問し子どもたちにスポーツの楽しさや夢を持つことの重要性を、自らの体験を以て話す場を設定します。

併せて、運動会・学芸会等をたきがしら会館に誘致し、当社スタッフが映像や写真の撮影、ファシリテーション等に協力することで、地域にとって馴染みの深い施設になっていくことを目指します。

●地域の防災への協力

地域住民を対象とした救急救命講習会を実施し、地域全体での防災意識と技術の向上に貢献します。

また、災害対策対応の飲料等自動販売機を設置し、災害発生による地域のライフライン停止の際などにおいては、お客様のみならず地域の方々にも備品を無償で提供できるようにします。

●地元住民の方々の雇用

日常点検や清掃、お客様受付、事務補助を行う職員の採用にあたっては、主に地域住民の方々を対象として公募します。

なお、採用は厳正な面接試験等を通じて、職務遂行能力が備わっているかを公平・公正に見極めたいうで決定します。



LTO(LEADS TO THE OCEAN 海につづくプロジェクト)活動



ウ インクルーシブスポーツの推進地域におけるインクルーシブ事業の推進
障がいの有無に関わらず、誰もが身近な場所で継続的にスポーツを楽しむ機

会を創出します。

協力会社である横浜市スポーツ協会の協力のもと、「障害者スポーツ文化センター横浜ラポール」と連携して実施し、体育館で、パラスポーツで楽しめる種目（ボッチャ・卓球・テニス・フットサル）の体験会の体験会などを開催します。

横浜市スポーツ協会は、障害者スポーツ文化センター横浜ラポールを所管する社会福祉法人リハビリテーション事業団と令和 3 年度内に包括事業連携の協定に向け年度内に包括事業連携の協定に向けて準備を進めています。

エ 地域の健康づくり

たきがしら会館周辺区の健康づくり事業の支援をします。市民の健康づくりにウォーキングは欠かすことのできない運動となっています。私たちは、ウォーキングを通じた、地域の魅力発見、地域の健康づくりを推進していきます。

●家でもできるプログラム支援

当社は、パートナーとなっている地域の代替医療法人や医療機関と連携して、コロナ禍における閉じこもり予防のための自主的かつ継続的な運動を促進する、家の中でも簡単にできる健康体操プログラムを作成し、地域の皆さまの健康寿命の延伸に寄与します。

オ 地域指導者の養成と育成

協力会社である横浜市スポーツ協会が主催する「横浜市スポーツ・レクリエーション人材養成講座」では、当社の専門的知識を有する有資格者が実技指導及び講義を行います。その他、市内公共施設の主催教室での地域指導者を積極的に活用するとともに、人材養成講座修了者や養成中の指導者を教室の指導者として活用するなど、実践研修の場を設けています。

当社も、地域指導者の質的向上を図るため、地域からの健康づくりに関する講演や講師依頼、人材の紹介依頼に積極的に協力します。

カ 地域団体等との協力・連携によるスポーツ振興

■ヨコハマさわやかスポーツの普及活動

協力会社である横浜市スポーツ協会は、市民が気軽に楽しむことができるニュースポーツ「ヨコハマさわやかスポーツ」の普及を推進しています。

地域の皆さまの健康づくりを増進するほか、スポーツによる仲間作りに役立ててもらうことを目標にしています。

たきがしら会館においても、神奈川区や西区で活動する「ヨコハマさわやかスポーツ」の普及活動を支援し、当館でのイベント開催時などにおいてさわやか

スポーツコーナーを設け参加者に楽しんでもらうなど、普及活動を後押しします。

■横浜市老人クラブ連合会との連携

超高齢社会における、地域社会の活力低下や、単身世帯の増加に伴う高齢者の孤立化の問題が顕在化しつつあります。このような中で、高齢者がスポーツやレクリエーション、健康づくり事業に身近に参加することで、運動を通じて健康で生きがいのある日常を実現できるよう協働し、「シニア大学」での運動指導など、高齢者の自主的なスポーツ活動の推進を図ります。

キ 地域との連携による防災・防犯への取組

■防災訓練の実施

たきがしら会館は、災害時の「補充的避難所」として位置づけられています。災害発生時における被災者の受け入れに関する施設利用の協力に関する協定を継承し、災害時の体制整備を行います。

大規模災害において、人命を守るとともに被害を抑制し、円滑な救助・復旧活動に資する機能を維持するため、「災害に強いまちづくり」の推進を基本とし、初期消火、避難訓練を行います。また、自助・共助の考え方にに基づき、救急法講座の開催など、お客様、教室講師、地域住民を含めた合同訓練を行い、防災意識の向上や日ごろからの備えを強化するため、減災行動を啓発してまいります。

■防災・防犯啓発事業の実施

私たちが暮らす地域の特性を知ることが防災・減災・防犯に備える意識づけと地域コミュニティをつくりあげます。

●警察署と連携した啓発事業の実施

近隣3区（磯子・中・西）の防災情報メールを毎日受信し、たきがしら会館近隣において発生した事件などを掲示し、お客様に注意を呼びかけます。さらには、「子供110番の家」活動マニュアルに沿って、当館に避難してきた場合に対処します。

●「振り込め詐欺防止」啓発

私たちは、プロバスケットボールクラブの運営者として、子どもたちの夢や目標となる存在たることを重要視し、反社会的団体の活動撲滅に向けて、たきがしら会館の教室や館内掲示において「振り込め詐欺防止」に取組んでいきます。

ク 地域住民の方や地元企業のご協力

私たちは、近隣の清掃活動や安全管理、エコキャップ活動を実施するなど、できる限り、地域住民の方々や店舗、団体の皆様や、団体の皆様に呼び掛けを行い、協働して事業を推進します。



ペットボトルキャップ収集による発展途上国へのワクチン配布

●託児事業での地域との協力

来館者のニーズ調査の状況により、必要に応じて託児サービスの提供を検討していきます。

サービスの提供を行う場合には、子ども家庭支援課との連携による一時託児経験者の配属や公共施設などで託児事業の受託実績を有する近隣の保育ボランティア団体からスタッフの派遣を依頼します。サービスに係る料金については、教室等の採算性を考慮し、横浜市の承認を得て決定していきます。

(2) 地域貢献

ア 収益を横浜市スポーツ振興に充当

たきがしら会館の管理運営を通して、収益の一部を市民向け還元イベントなどの財源に充当します。

子どもから高齢者、障がい児を対象とした体験教室等、市民向けのイベントを開催します。実施にあたっては、地域指導者、本団体加盟団体などと協働して行います。

イ 事業者としての取組

■地域活動への参加

たきがしら会館では、職員が地域での清掃活動や福祉活動に協力する等、積極的に地域活動に参画します。

■植木の手入れや樹木管理を通じて地域から愛着の持たれる施設づくり

スポーツ施設として美観を損なうことのないよう、日ごろから外構管理を徹底して行います。特に、敷地外歩道の街路樹の落ち葉などが施設周囲の排水溝に詰まらないよう、周辺道路を含めて毎日の清掃を職員が欠かさず行うようにし、地域の方々から愛着を持たれる施設環境づくりを行います。

■職業体験・インターンシップの受け入れ協力
 中学・高校・大学と連携して、生徒・学生の将来の職業選択や自らの専攻を活かすためのインターンシップの受け入れに協力します。



インターン生

■持続可能な社会の実現

●ユニセフへの協力

当社は2019年に「ユニセフ子どもの権利とスポーツの原則」に賛同することを表明し、毎年アカデミー会員やファンの皆さまから集めた寄附をユニセフの活動資金として寄付しています。

ウ 障がい児・者等の社会活動の促進

■障がい児・者が作成した作品等の販売協力・事業所からの優先的調達

スポーツ・レクリエーションフェスティバルなどのイベント開催に併せて、近隣の障がい者施設で製造するパンや菓子の販売コーナーを設け、地域の障がい者の活動を支援します。

また、障がい者団体のスポーツ活動の場として利用を推進します。利用にあたっては、各種助成金の活用も視野に入れ、利用しやすい環境を創ります。

「障害者優先調達推進法」や「横浜市における障害者就労施設からの物品等の調達方針」に則り、障がい者の経済面の自立を進めるため、福祉団体や就労施設から、優先的・積極的に物品等を購入します。

エ 環境保全活動への取組

当社は、持続可能な社会の実現に向け、横浜市の施策に貢献し市民、団体、他の事業者と連携して、環境保全活動に積極的に取り組みます。

横浜市では、「ヨコハマ3R夢（スリム）プラン」において、分別・リサイクルのみならず、最も環境にやさしいリデュース（発生抑制）の取組を進めています。

たきがしら会館では、新型コロナウイルスをはじめとした感染症対策を万全に行ったうえで、お客様の使わなくなったスポーツ用品を他の方に譲り渡す「もったいない運動」を実施します。

9. モニタリングについて

(1) 自己評価・第三者評価

指定管理者として施設運営を行うようになった際には、サービスクオリティを担保し、かつすべてのお客さまへの平等性・公平性を保ち続けることが重要です。当社は、「サービスの向上が図られているか」「平等・公平であるか」「効果的な運営が行われているか」等の内容について、各方面からチェック機能を働かせ、業務水準を維持・改善するための手法として、「モニタリング」を積極的に活用しています。

「モニタリング」とは…
自己・相手又は第三者により適正かつ公平なサービスが提供されているかを確認する行為

■モニタリング手法の分類

実施主体 (評価者)	実施 頻度	実施内容	
		評価手法	評価手法
指定管理者	日常	目標管理 品質管理	・施設料状況 ・クレーム状況 ・事業収支状況 ・業務実施状況 等
横浜市 選定委員会	適時	独自調査 (立入・監査等)	・履行状況 ・施策協力状況 運営管理水準 事業者経営状況 等
第三者 (利用者・専門機関等)	適時	独自調査 (立入・監査等)	・利用者対応水準 ・施設環境 ・提供サービス水準 運営管理水準 等

(2) PDCA サイクルによる組織的な改善活動

私たちは、提案内容の達成及び業務水準を継続的に改善するために、PDCA サイクルを意識して、各年度の事業計画書に基づいた計画的な業務履行と定期的な評価を徹底します。

中でも、改善 (Action) に必要なモニタリングを積極的に行い、様々な角度からの評価を受けることで、効果的な改善活動を行います。



■提案内容を確実に履行できる組織的な業務管理

提案内容を確実に遂行し、お客様および横浜市からの要望にスピーディかつ適切に対応していくことが私たちの使命であると認識しております。たきがしら会館の管理運営にあたっては、館長が統括責任者として施設の運営状況を適切に把握し、四半期ごとの業績評価、職場での実務研修 (OJT) などを通じて、業務水準の向上を図ります。

たきがしら会館の年次計画や提案事項については、当社本部がその進捗を把握、必要に応じて進捗管理します。また、たきがしら会館を管理するにあたっては、館長が統括責任者として施設運営の評価を認識し、OJT などを通じて、当館の業務水準の向上を図るようにします。

■月次執行会議による状況・課題の共有

たきがしら会館館長は、当社代表取締役に対して、事業評価を兼ねた月次報告を行います。利用者数や収入実績の目標達成状況の確認に加え、お客様からのフィードバック内容等を踏まえた業務評価を行い、課題を共有し、改善に繋げてまいります。

■月次執行報告での確認事項

- (1) 月次進捗状況（提案事項の目標数値達成状況）
- (2) 月次収支の執行状況
- (3) 修繕計画の履行状況
- (4) 苦情・要望・事件・事故対応報告

(3) 指定管理者としての自己評価

横浜市の指定管理者制度におけるモニタリング業務は、「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン【第14版】」にて、「施設の管理運営の水準等について、日常的・継続的に確認を実施すること」と明示されています。

私たちは、たきがしら会館の設置目的や業務基準を踏まえ、指定管理者として提案内容達成及び業務水準を向上させるためのモニタリング体制を実行してまいります。

ア 統括責任者を中心とした施設内での自己評価

■セルフモニタリング（自己評価）プログラムの作成

たきがしら会館の運営においては、設置目的を鑑み、スポーツ・レクリエーションの振興拠点として貢献できるよう、常に新たな事業展開を図ってまいります。また、少ない費用で効果的に管理運営し、創意工夫により利用者満足を獲得するなど、多角的な視点から運営の質を高めてまいります。

そのため、たきがしら会館「自己評価プログラム」を作成し、目標を定め自ら事業を評価することで、PDCA サイクルを実行し、運営の質の向上を図ります。

■自己チェックシートによる業務確認

当社が自ら評価を実施するにあたって、果たすべき業務水準（サービスレベル）を事前に定め、それに基づいた「自己評価チェックシート」を作成し、施設の

総括責任者が、定期的（年4回程度）なセルフモニタリングを行うことで、自ら課題点を客観的・定量的に洗い出していきます。

■MBO（目標管理制度）の実施

当事業の改善のためには、職員の資質向上が図られることが何よりも大切です。当社では職員を対象とした MBO（目標管理:Management by Object）制度を整えています。

MBO により、職員の担当業務遂行上の目標をしっかりと立て、定期的な振り返りを通じて、自身及び上席による評価と改善策の検討を実施することで、組織全体の業務水準の向上を図っていきます。

イ 組織全体で対応するモニタリング

■当社本部による調査

私たちは、お客様の声を傾聴するための心構えや姿勢、「おもてなしの心」あふれるサービスの実践方法を学ぶために全スタッフが接遇研修を受講します。当社本部による調査を行い、計画（Plan）内容が実施されているか（Do）を品質チェック（Check）します。これにより、利用者目線の評価や利用者の期待値を明らかにすると同時に、ポジティブ/ネガティブなフィードバックを率直に行うことで、働き甲斐を高める重要な要素となり、顧客満足を大事にする企業風土を生み出し、サービス品質向上の土台とします。

評価項目例	
総合項目	他者への勧誘期待／接客対応／利用効果／施設機能／環境（美観）／事前期待（利用経験・施設機能・利用目的）
業務チェック	電話対応・入館時／各室場（会議室等）／館内の雰囲気・清潔感／退館・見送り／各シーンでの対応状況
担当者の感想・意見	自由意見（良かった点・改善を求める点等）

(4)利用者・横浜市・第三者評価機関によるモニタリング

ア お客様の声と満足度の収集

私たちは、様々な手法や各種 SNS 等を積極的に活用し、お客さまからのご意見やご要望を積極的に収集し、経営に反映していきます。いただいたご意見やご要望には、お客様の視点にたって丁寧に対応し、職員ミーティングで共有します。寄せられたご要望・ご意見には、総括責任者である館長を中心にスタッフが回答し、その内容を施設内掲示やホームページなど、市民の皆様の目につくところに公開し、回答・報告します。

お客様アンケート	<ul style="list-style-type: none"> ○団体代表者・個人利用のお客様・教室参加者を対象に年2回実施 ○施設サービスや管理状況、教室プログラムや指導方法などの満足度を調査 ○モニタリング結果を施設内に掲示
ご意見箱	<ul style="list-style-type: none"> ○気兼ねなく記載できるようにフロントから離れた場所にご意見箱を設置 ○総括責任者の館長が回答し、10日以内に施設内に掲示
横浜市コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市コールセンターに設置されているご意見ダイヤルを積極的にPR ○施設内だけでなく、ご意見を自由に寄せることが可能
ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ○電話やファックスだけでなく、問合せ受付メールを整備 ○施設内のみならず、当社全体でご意見を収集する環境を整備

イ 横浜市によるモニタリングへの協力

たきがしら会館の包括的な管理責任者であり、指定管理者の指定責任を有する横浜市の立場と責務を理解し、横浜市によるモニタリング（監査）に積極的に協力します。

市民局スポーツ振興課や第三者評価機関等による実施状況確認に対して、十分に説明するとともに、求められる帳簿書類等の提出には、原則全てに応じるなど、市政に対する全面的な協力を行います。

モニタリングの結果、万が一、提供サービスの水準に関し、市から改善指導を受けた場合には、直ちにその原因を究明し、即座に改善措置を施し、その経過と結果は遅滞なく報告します。

ウ 横浜市第三者評価を改善活動に活用

横浜市の指定管理者制度では、公正で客観的な第三者評価機関による評価制度を導入しています。

横浜市第三者評価の審査を受けることで、サービスや業務の質の評価のみならず、施設管理上の「良い点」「悪い点」が外部の視点で明らかになり、自分たちの管理運営を見つめなおす機会となり、お客様サービスの向上や業務改善を行い、より良い施設運営につなげます。

10. 新型コロナウイルスの感染症等対策に関する取り組み

(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応

ア 感染症拡大防止の考え方

令和4年7月現在で日本国内にまん延している新型コロナウイルスの感染症拡大防止に向けて、当社は、横浜市「スポーツ施設再開ガイドライン」をはじめ、スポーツ庁、文化庁、B.LEAGUE等のガイドラインに基づき、横浜市および磯子区の保健所と密に連携し、感染防止を徹底し運営していきます。

■ B.LEAGUE の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の考え方

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意する**。
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** □換エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） □身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

密集回避 密接回避 密閉回避 換気 換エチケット 手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて蚤早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお箸口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別添付紙

JAPAN PROFESSIONAL BASKETBALL LEAGUE

■施設内での感染者発生時の対応

●早期の消毒と二次感染の防止

利用者の感染者が発生した場合、また濃厚接触者であることが判明した場合は、迅速に横浜市民局スポーツ振興課に報告し、右図の流れで対応いたします。当該利用者が利用した可能性がある室場・空間・備品類を迅速に洗い出し、除菌を行うことで、感染拡大を防止します。

■感染者・濃厚接触者が判明した場合のフロー



イ 新型コロナウイルスへの具体的な感染対策

●体調チェックの徹底

ご利用前の検温を徹底し、手洗い、除菌ポンプでの手指消毒を徹底します。入館時に発熱・息苦しさなど体調不良を訴えられた方には、入館をご遠慮いただきます。

また、たきがしら会館をご利用される際に、「新型コロナウイルス感染予防チェックシート」を記入していただき、利用後1週間以内に感染症を発症した場合に、施設に連絡をすることを義務付けます。

一般的な感染者の時間経過イメージ



感染源を探す場合は過去7日間の行動記録(対人接触)をさかのぼって調べます。

※当該利用者の特定や詮索がなされることが無いよう、プライバシーの保護を重要視します

【お客様への対応】

受付時	・アクリル板や透明のビニールカーテン等を設置
-----	------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様が並ぶ場合は、距離を保てるように床にしるしをつけます ・マスク着用・三密回避などのお願いを口頭や掲示、チラシ配布で呼びかけ
更衣室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンスを保てるようロッカーの間引きを行います ・シャワーの利用制限（横浜市のガイドラインにより規制）をします
各室への利用	<ul style="list-style-type: none"> ・入口に除菌ポンプを設置 ・入口にマスク着用・三密回避などのお願いを掲示 ・職員による注意喚起の放送し、協力を呼びかけます ・できる限りの換気をします。（窓開け・空調設備） ・2時間ごとに使用後は、職員がドアノブ等の消毒清掃を実施

【職員の対応】

出勤前	<p>（体調チェックの徹底）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検温及び体調確認を行い、体調不良がある場合は自宅待機とする
勤務中	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめなうがい、手洗い、手指消毒を徹底し、チェックシートを記入・清掃時などの作業時は、ゴム手袋を着用し、お客様と接する場合は、マスクのほか、必要に応じてフェイスシールドを着用・勤務中に体調不良を感じた場合は、直ちに帰宅させます

■感染予防に対する取組

●強アルカリイオン電解水による除菌

水道水を電気分解し生成する、洗浄能力をもった水である強アルカリイオン電解水を日常清掃に用いることで、施設内各所の除菌効果を高めます。強アルカリ性（pH13.1）の特性により、細菌やウイルスを30秒～秒～1分間で除去されることが実証されているとともに、合成洗剤とは異なり界面活性剤や有害な化学物質を含まないことから、人体や自然や自然環境への影響も緩和します。

ウ 教室事業等実施時の工夫

●参加者定員の柔軟な設定

参加者であるお客様の安全を最優先にして、原則として、ソーシャルディスタンスを保てるよう原則として、体育室は、9㎡に1人、会議室は4㎡に1人定員とします。

●参加者受付・支払いの簡素化

事前受付教室の申込みを、スマートフォンやパソコン、窓口でできるようにします。参加料の支払いで、来館する機会を減らすために、クレジットカード決済や、教室初回来場時の支払いができるよう、柔軟に対応してまいります。

■教室当日の具体的な感染防止策

【講師への対応】

出勤前	<ul style="list-style-type: none"> ・検温及び体調確認 →体調不良がある場合は自宅待機とし、教室を中止または延期します。 ・教室の中止が決定した際は速やかにホームページや館内で告知をします。
レッスン前	<ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒を行い、マスク及び必要に応じてフェイスシールドを着用します。
レッスン中	<ul style="list-style-type: none"> ・空調及び窓を開けて換気を行います。 ・ソーシャルディスタンスを保てるよう、指導を行います。
レッスン後	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の体調チェックを行います。 ・使用した備品や器具の消毒を行います。

【参加者への対応】

レッスン前	<ul style="list-style-type: none"> ・体調チェック表に記入してもらい、体調不良がないかを確認します。 ・体調不良が確認された場合は、参加をご遠慮いただきます。 ・手指消毒を行い、マスクや必要に応じてフェイスシールド着用をお願いします。
レッスン中	<ul style="list-style-type: none"> ・他の参加者とソーシャルディスタンスを保てるようお願いをします。
レッスン後	<ul style="list-style-type: none"> ・手洗いや手指消毒の実施をお願いします。

エ 料金収入減に対する対応策

ヨガやピラティスの教室は、中高年だけではなく、働き世代や子育て世代にも人気の高い教室です。私たちは、これらの教室には、オンラインレッスンを導入し、収入増を図ります。また、企業への健康経営の推進のアドバイザー費用、地元企業のホームページや体育室への広告体育室への広告収入増など、新たな収入の方策を検討します。

■収入増加策

- オンラインレッスンの導入
- 教室開催時間や1面を分割した実施、教室1回お試し体験でリピーターの獲得による教室事業収入の増収
- 自動販売機の多角化（スポーツ飲料・氷菓等）
- レンタル物品の多角化（ボール、ビブス、シューズ、ストレッチポール等）
- 広告収入（ホームページへの広告掲載・体育室内看板）

(2) with/after コロナを見据えた会館たきがしら会館施設運営・事業展開

ア with/after コロナを見据えた施設運営

たきがしら会館の施設運営では、新型コロナウイルス拡大防止対策を講じるのみならず、当館を利用する際に、安全・安心に利用してお帰りいただくことが重要だと考えております。

館内やホームページにて、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の情報を公開し、来館される方が安心して施設を利用していただけるよう努めるとともに、施設内部では、常に衛生環境に気を配り、清掃や点検等の抜け漏れが内容注意し、確実に感染防止対策を実施します。

イ with/after コロナを見据えた事業展開

私たちは、横浜市および磯子区の指示を受けて、新型コロナウイルスの感染防止を目的とした休館・営業時間変更に対応しつつ、スポーツの普及振興事業を実施します。教室事業は、「新しい生活様式」の考え方の中で、感染症対策や熱中症対策を徹底して実施します。

また、after コロナでは、『横浜市スポーツ施設再開ガイドライン』、スポーツ庁『スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン』等に則り、対策を行いながら、スポーツをする・見る・支える機会の創出に寄与します。手指消毒、距離を十分とる、入退場の際に密集にならないように導線やスタッフの配置を行うなど、安全な対策をとったうえで、市民の皆さまの豊かなスポーツライフを取り戻すために尽力します。

●イベント時の対応

昨年度、当社ではコロナ禍においても横浜国際プールや横浜武道館を中心に、平均 1,700 人の観客動員を記録し、年間 28 試合の興行を開催しました。

障がいのある方・健常の方、老若男女問わず様々な方々に、バスケットボール興行を楽しんでいただくことができ、新型コロナウイルス影響下でも徐々にプロスポーツ観戦の文化が戻ってきていることを実感しました。

当社事業の根幹を成すプロスポーツ興行のノウハウを生かし、コロナ禍でも安全で安心した環境でスポーツの楽しさをお客さまに伝え、人々のふれあいや笑顔溢れる社会の構築に寄与します。

1 1. 特記内容について

(1) 重ねて記載する重要な事項

ア ロビーを活用した施策の実施

私たちは、たきがしら会館のロビーを活用した各種施策を展開し、市民の皆さまに気軽に足を運んでいただけるようなたきがしら会館を運営してまいります。ご利用中のお客さまのみならず、近隣のお客さまや新たなお客さまに向けて、たきがしら会館の存在を広く知っていただけるよう、清掃活動や修繕によりきれいで居心地の良いロビーを目指します。

イ 第二・第三会議室のスタジオ化

より幅広い層のお客さまを獲得するため、たきがしら会館の2階部分に所在する第二・第三会議室をスタジオとして運用します。

磯子区でも近年では個人事業主の創業が増加しており、事業者が自前で設備を整えずとも撮影や動画の制作、配信等が気軽に行える簡単な設備を有するスタジオに改修することで、これまでたきがしら会館の存在を知らなかった層

にアプローチし、体育室や武道室を使用する際の設備としても利用できるようにすることで使用単価増も狙うことができます。



第二・第三会議室のスタジオ利用

ウ インクルーシブスポーツの実現

インクルーシブスポーツとは幼児、成年、高齢者といった、年齢や障がいの有無といった視点ではなく、一人一人の状況にあったスポーツの活動を楽しむことと定義しています。「すべての人々が分け隔てなくスポーツに親しむことで、誰もが互いに尊重し支え合う共生社会の実現を目指す」活動であると言えます

■障がい者スポーツの推進

当社は、パラ神奈川 SC をはじめとした障がい者スポーツ団体と連携し、車いすバスケットボールの体験や、様々な障がい者スポーツの体験イベントを実施してまいります。

■様々な年代でのスポーツ参加率の向上

インクルーシブスポーツの定義から、スポーツ参加者それぞれに適した楽しみ方ができるよう、各々の年代と競技志向の濃淡によりさまざまなスポーツ

事業を展開し、いつでも多様な利用者が集まるたきがしら会館を実現していきます。



(2) 多くのパートナーとの協働によるスポーツ推進

ア スポーツ関連の各種団体との連携

スポーツ事業の展開にあたり、自らがプロスポーツクラブとしてアカデミー事業や興行を行っているのみならず、各種スポーツ団体と密接な連携関係にあり、バスケットボール・チアリーディング以外の競技についても各団体との連携によって教室の運営等を行うことができる状態です。

横浜市にはトップスポーツに関わる 13 のクラブで構成される「横浜スポーツパートナーズ」の活動によって競技の垣根を越えてスポーツクラブの連携がなされており、当社もその一員として野球・サッカー・バレーボール他のスポーツ団体と積極的に交流しております。

イ 当社パートナー企業との連携

プロスポーツクラブである私たちは、ビジネスモデル上の特徴から、様々な企業パートナーが存在しております。当社は 150 社を超える企業パートナーの皆さまに支えられており、当館の運営についても様々なパートナー企業の皆さまと連携することが可能です。

医療機関や代替医療法人、大学等、パートナーの業種は多岐にわたり、当館でのイベント実施の際にも活用することが可能です。



地域のショッピングモールで開催されたイベントに参加
ららぽーと横浜『バスケットフェスタ』

ウ 保育園・幼稚園・小学校等の若年代教育機関との連携

私たちは SDGs の観点から、地元横浜市の保育園・幼稚園・小学校等に当社ロゴの入ったバスケットボールやゴールを寄贈する活動を続けております。

(YO-HO Action)

子どもたちに幅広い運動機会を提供し、小さなうちからスポーツに親しんで

もらうことで中長期的な目線でのスポーツ参加率の向上に寄与するほか、お
子さまがスポーツを実施している家庭では両親もスポーツに親しむ機会が多
くなることから、小さな子どもが自ら積極的にスポーツに親しむことは当館
の設置目的に照らし合わせても非常に重要です。



収支計画について

私たちは、スポーツに日ごろから慣れ親しんでいる人のみならず、接する機会を持つことが難しい人や、普段たきがしら会館に馴染みがない人も興味を持てる施設になるよう、検討してまいりました。より多くの方へのスポーツ・レクリエーションの普及・振興を実現することができるようになりました。こうした事業環境および、直近令和3年度の実績を踏まえ、第1期中の5年間の収支計画を作成しました。

(1) 収支計画の総括表

改修により空調が設置されるほか照明もLED化することから、電気代は令和3年実績から変化が見込まれます。横浜市とも議論を進めた上で、指定管理料の調整を行います。教室、一般利用、優先利用で稼働率を向上させ、収入を増加させることで、安定的な管理と修繕の原資とすることを目指します。

(1) 収入 ※ 指定管理料を除いた金額。							(千円、税込み)	
項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計	備考	
①施設運営収入 (A)	31,062	37,026	37,450	37,873	38,295	181,706		
利用料金収入	10,733	12,776	12,918	13,059	13,199	62,685		
利用料金収入(駐車場)	5,000	6,000	6,000	6,000	6,000	29,000		
スポーツ教室等事業収入	15,229	18,130	18,412	18,694	18,976	89,441		
広告業務収入	100	120	120	120	120	580		
②自主事業による収入	840	1,000	1,000	1,000	1,000	4,840		
飲食事業	0	0	0	0	0	0		
物販事業	840	1,000	1,000	1,000	1,000	4,840		
その他	0	0	0	0	0	0		
合計(①+②)	31,902	38,026	38,450	38,873	39,295	186,546		
(2) 支出							(千円、税込み)	
項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計	備考	
③維持管理運営費用 (B)	57,910	60,348	60,348	60,348	60,348	299,300		
人件費	17,500	18,500	18,500	18,500	18,500	91,500		
修繕費	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	16,500		
設備管理費・保安警備費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000		
備品購入費・消耗品費	2,250	2,300	2,300	2,300	2,300	11,450		
外構・植栽管理費・廃棄物処理費	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	7,000		
広報費・印刷製本費	900	900	900	900	900	4,500		
光熱水費・燃料費	7,500	9,000	9,000	9,000	9,000	43,500		
保険料	350	350	350	350	350	1,750		
使用料・賃借料	3,404	3,748	3,748	3,748	3,748	18,394		
委託料・謝金	9,306	10,850	10,850	10,850	10,850	52,706		
公租公課	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000		
その他	5,000	3,000	3,000	3,000	3,000	17,000		
④自主事業による経費	420	500	500	500	500	2,420		
飲食事業	0	0	0	0	0	0		
物販事業	420	500	500	500	500	2,420		
その他	0	0	0	0	0	0		
合計(③+④)	58,330	60,848	60,848	60,848	60,848	301,720		
(3) 指定管理料							(千円、税込み)	
項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計	備考	
指定管理料＝ (支出(B)－収入(A))	26,848	23,322	22,898	22,475	22,053	117,594		

収支予算書(たきがしら会館)

1 総括表

(1)収入 ※ 指定管理料を除いた金額。 (千円、税込み)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計	備考
①施設運営収入 (A)	31,062	37,026	37,450	37,873	38,295	181,706	
項 目	利用料金収入	10,733	12,776	12,918	13,059	13,199	62,685
	利用料金収入(駐車場)	5,000	6,000	6,000	6,000	6,000	29,000
	スポーツ教室等事業収入	15,229	18,130	18,412	18,694	18,976	89,441
	広告業務収入	100	120	120	120	120	580
②自主事業による収入	840	1,000	1,000	1,000	1,000	4,840	
項 目	飲食事業	0	0	0	0	0	0
	物販事業	840	1,000	1,000	1,000	1,000	4,840
	その他	0	0	0	0	0	0
合計(①+②)	31,902	38,026	38,450	38,873	39,295	186,546	

(2)支出 (千円、税込み)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計	備考
③維持管理運営費用 (B)	57,910	60,348	60,348	60,348	60,348	299,300	
項 目	人件費	17,500	18,500	18,500	18,500	18,500	91,500
	修繕費	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	16,500
	設備管理費・保安警備費	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	25,000
	備品購入費・消耗品費	2,250	2,300	2,300	2,300	2,300	11,450
	外構・植栽管理費・廃棄物処理費	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	7,000
	広報費・印刷製本費	900	900	900	900	900	4,500
	光熱水費・燃料費	7,500	9,000	9,000	9,000	9,000	43,500
	保険料	350	350	350	350	350	1,750
	使用料・賃借料	3,404	3,748	3,748	3,748	3,748	18,394
	委託料・謝金	9,306	10,850	10,850	10,850	10,850	52,706
	公租公課	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000
その他	5,000	3,000	3,000	3,000	3,000	17,000	
④自主事業による経費	420	500	500	500	500	2,420	
項 目	飲食事業	0	0	0	0	0	0
	物販事業	420	500	500	500	500	2,420
	その他	0	0	0	0	0	0
合計(③+④)	58,330	60,848	60,848	60,848	60,848	301,720	

(3) 指定管理料 (千円、税込み)

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計	備考
指定管理料= (支出(B) - 収入(A))	26,848	23,322	22,898	22,475	22,053	117,594	

※ 自主事業の内訳は、様式22、23の事業ごとに記載してください。

収支予算書(たきがしら会館)

2 指定管理・収入の部(令和5年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)	
合計 (A)		31,062	
利用料金収入		10,733	
項 目	優先利用	ビーコルチーム練習(体育室・トレーニング室)、NPOビーコルアカデミー(体育室・ホール)、イベント準備室等オープンデスク(会議室2、3)	6,975
	体育室貸切利用	一般予約利用	1,714
	ホール貸切利用	一般予約利用	1,050
	武道場貸切利用	一般予約利用	301
	会議室貸切利用	一般予約利用	227
	トレーニング室個人利用	一般個人利用	466
	体育室個人利用	想定していません	0
	付帯設備	新たに導入される冷暖房利用代金については、本収支計画上は織り込まず、別途協議とする。	0
駐車場事業収入	コロナ前の過去実績参照 10カ月換算	5,000	
スポーツ教室等事業収入	幼児向けボール運動、ダンス、バスケ等	15,229	
広告業務収入		100	
その他			

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

(2)指定管理料を含んだ収入合計

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)		31,062
指定管理料 (B)		26,848
収入合計 (A)+(B)		57,910

収支予算書(たきがしら会館)

3 指定管理・支出の部(令和5年度)

		積算内訳	合計金額 (千円、税込み)
③ 維持管理運営費用			57,910
項 目	人件費	・常勤職員報酬 統括責任者 1名年俸6,000千円 管理担当者 1名年俸3,000千円 事業担当者 1名年俸3,000千円 ・非常勤職員給与 パート2名(8時間勤務 1部、2部交代)時給1,200円 年額=6,000千円 交通費 500千円	17,500
	修繕費	指定管理業務基準に則る	3,300
	設備管理費	たきがしら過去実績参照	4,000
	保安警備費	警備委託料	1,000
	備品購入費	スポーツ用具等	250
	消耗品費	施設運営消耗品、教室消耗品	2,000
	外構・植栽管理費	外構・植栽	1,000
	廃棄物処理費	市役所ごみゼロルートごみ処分費用	400
	広報費	タウン誌、折込広告	400
	印刷製本費	施設リーフレット作成費	500
	光熱水費	たきがしら過去実績参照。新設冷暖房費用は見込まない。	7,500
	燃料費	なし	0
	保険料	施設賠償責任保険、レクリエーション保険(たきがしら参照)	350
	使用料・賃借料	教室施設利用料、券売機、複合機、AED、トレーニング器具	3,404
	委託料	横浜市スポーツ協会コンサルティング料	1,200
	謝金	教室講師料等	8,106
	公租公課費	法人事業所税、消費税、収入等	2,000
	通信費	電話料、インターネット通信料、切手等	400
	支払手数料	振込手数料等	200
	事務経費本部分		2,400
その他	WEBサイト開設費用、無料公衆無線LAN導入等	2,000	

※1 次の例を参考に記載してください。
人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など
※2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書(たきがしら会館)

4 自主事業・収入の部(令和5年度)

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入			840
飲食事業			
物販事業	自動販売機等		840
その他			

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書(たきがしら会館)

5 自主事業・支出の部(令和5年度)

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費		420
飲食事業		
物販事業	自動販売機目的外使用料、電気代	420
その他		

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書(たきがしら会館)

2 指定管理・収入の部(令和6年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)	
合計 (A)		37,026	
利用料金収入		12,776	
項 目	優先利用	ビーコルチーム練習(体育室・トレーニング室)、NPOビーコルアカデミー(体育室・ホール)、イベント準備室等オープンデスク(会議室2、3)	8,303
	体育室貸切利用	一般予約利用	2,040
	ホール貸切利用	一般予約利用	1,250
	武道場貸切利用	一般予約利用	358
	会議室貸切利用	一般予約利用	270
	トレーニング室個人利用	一般個人利用	555
	体育室個人利用	想定していません	0
	付帯設備	新たに導入される冷暖房利用代金については、本収支計画上は織り込まず、別途協議とする。	0
駐車場事業収入	コロナ前の過去実績参照	6,000	
スポーツ教室等事業収入	幼児向けボール運動、ダンス、バスケ等	18,130	
広告業務収入		120	
その他			

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

(2)指定管理料を含んだ収入合計

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)		37,026
指定管理料 (B)		23,322
収入合計 (A)+(B)		60,348

収支予算書(たきがしら会館)

3 指定管理・支出の部(令和6年度)

		積算内訳	合計金額 (千円、税込み)
③ 維持管理運営費用			60,348
項 目	人件費	・常勤職員報酬 統括責任者 1名年俸6,000千円 管理担当者 1名年俸3,000千円 事業担当者 1名年俸3,000千円 ・非常勤職員給与 パート2名(8時間勤務 1部、2部交代)時給1,200円 年額=6,000千円 交通費 500千円	18,500
	修繕費	指定管理業務基準に則る	3,300
	設備管理費	たきがしら過去実績参照	4,000
	保安警備費	警備委託料	1,000
	備品購入費	スポーツ用具等	300
	消耗品費	施設運営消耗品、教室消耗品	2,000
	外構・植栽管理費	外構・植栽	1,000
	廃棄物処理費	市役所ごみゼロルートごみ処分費用	400
	広報費	タウン誌、折込広告	400
	印刷製本費	施設リーフレット作成費	500
	光熱水費	たきがしら過去実績参照。新設冷暖房費用は見込まない。	9,000
	燃料費	なし	0
	保険料	施設賠償責任保険、レクリエーション保険(たきがしら参照)	350
	使用料・賃借料	教室施設利用料、券売機、複合機、AED、トレーニング器具	3,748
	委託料	横浜市スポーツ協会コンサルティング料	1,200
	謝金	教室講師料等	9,650
	公租公課費	法人事業所税、消費税、収入等	2,000
	通信費	電話料、インターネット通信料、切手等	400
	支払手数料	振込手数料等	200
	事務経費本部分		2,400
その他	WEBサイト開設費用、無料公衆無線LAN導入等	0	

※1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名

株式会社横浜ビー・コルセアーズ

施設名

たきがしら会館

収支予算書(たきがしら会館)

4 自主事業・収入の部(令和6年度)

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入		1000
飲食事業		
物販事業	自動販売機等	1,000
その他		

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書(たきがしら会館)

5 自主事業・支出の部(令和6年度)

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費		500
飲食事業		
物販事業	自動販売機目的外使用料、電気代	500
その他		

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書(たきがしら会館)

2 指定管理・収入の部(令和7年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)	
合計 (A)		37,450	
利用料金収入		12,918	
項 目	優先利用	ビーコルチーム練習(体育室・トレーニング室)、NPOビーコルアカデミー(体育室・ホール)、イベント準備室等オープンデスク(会議室2、3)	8,303
	体育室貸切利用	一般予約利用(令和6年度比稼働率1%改善)	2,066
	ホール貸切利用	一般予約利用(令和6年度比稼働率1%改善)	1,275
	武道場貸切利用	一般予約利用(令和6年度比稼働率1%改善)	394
	会議室貸切利用	一般予約利用(令和6年度比稼働率1%改善)	297
	トレーニング室個人利用	一般予約利用(令和6年度比稼働率1%改善)	583
	体育室個人利用	想定していません	0
	付帯設備	新たに導入される冷暖房利用代金については、本収支計画上は織り込まず、別途協議とする。	0
駐車場事業収入	コロナ前の過去実績参照	6,000	
スポーツ教室等事業収入	幼児向けボール運動、ダンス、バスケ等	18,412	
広告業務収入		120	
その他			

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

(2)指定管理料を含んだ収入合計

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)		37,450
指定管理料 (B)		22,898
収入合計 (A)+(B)		60,348

収支予算書(たきがしら会館)

3 指定管理・支出の部(令和7年度)

		積算内訳	合計金額 (千円、税込み)
③ 維持管理運営費用			60,348
項 目	人件費	・常勤職員報酬 統括責任者 1名年俸6,000千円 管理担当者 1名年俸3,000千円 事業担当者 1名年俸3,000千円 ・非常勤職員給与 パート2名(8時間勤務 1部、2部交代)時給1,200円 年額=6,000千円 交通費 500千円	18,500
	修繕費	指定管理業務基準に則る	3,300
	設備管理費	たきがしら過去実績参照	4,000
	保安警備費	警備委託料	1,000
	備品購入費	スポーツ用具等	300
	消耗品費	施設運営消耗品、教室消耗品	2,000
	外構・植栽管理費	外構・植栽	1,000
	廃棄物処理費	市役所ごみゼロルートごみ処分費用	400
	広報費	タウン誌、折込広告	400
	印刷製本費	施設リーフレット作成費	500
	光熱水費	たきがしら過去実績参照。新設冷暖房費用は見込まない。	9,000
	燃料費	なし	0
	保険料	施設賠償責任保険、レクリエーション保険(たきがしら参照)	350
	使用料・賃借料	教室施設利用料、券売機、複合機、AED、トレーニング器具	3,748
	委託料	横浜市スポーツ協会コンサルティング料	1,200
	謝金	教室講師料等	9,650
	公租公課費	法人事業所税、消費税、収入等	2,000
	通信費	電話料、インターネット通信料、切手等	400
	支払手数料	振込手数料等	200
	事務経費本部分		2,400
その他	WEBサイト開設費用、無料公衆無線LAN導入等	0	

※1 次の例を参考に記載してください。
人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など
※2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書(たきがしら会館)

4 自主事業・収入の部(令和7年度)

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入			1000
飲食事業			
物販事業	自動販売機等		1,000
その他			

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書(たきがしら会館)

5 自主事業・支出の部(令和7年度)

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費		500
飲食事業		
物販事業	自動販売機目的外使用料、電気代	500
その他		

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書(たきがしら会館)

2 指定管理・収入の部(令和8年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)	
合計 (A)		37,873	
利用料金収入		13,059	
項 目	優先利用	ビーコルチーム練習(体育室・トレーニング室)、NPOビーコルアカデミー(体育室・ホール)、イベント準備室等オープンデ スク(会議室2、3)	8,303
	体育室貸切利用	一般予約利用(令和7年度比稼働率1%改善)	2,091
	ホール貸切利用	一般予約利用(令和7年度比稼働率1%改善)	1,300
	武道場貸切利用	一般予約利用(令和7年度比稼働率1%改善)	430
	会議室貸切利用	一般予約利用(令和7年度比稼働率1%改善)	324
	トレーニング室個人利用	一般予約利用(令和7年度比稼働率1%改善)	611
	体育室個人利用	想定していません	0
	付帯設備	新たに導入される冷暖房利用代金については、本収支計画 上は織り込まず、別途協議とする。	0
駐車場事業収入	コロナ前の過去実績参照	6,000	
スポーツ教室等事業収入	幼児向けボール運動、ダンス、バスケ等	18,694	
広告業務収入		120	
その他			

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

(2)指定管理料を含んだ収入合計

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)		37,873
指定管理料 (B)		22,475
収入合計 (A)+(B)		60,348

収支予算書(たきがしら会館)

3 指定管理・支出の部(令和8年度)

		積算内訳	合計金額 (千円、税込み)
③ 維持管理運営費用			60,348
目 項	人件費	・常勤職員報酬 統括責任者 1名年俸6,000千円 管理担当者 1名年俸3,000千円 事業担当者 1名年俸3,000千円 ・非常勤職員給与 パート2名(8時間勤務 1部、2部交代)時給1,200円 年額=6,000千円 交通費 500千円	18,500
	修繕費	指定管理業務基準に則る	3,300
	設備管理費	たきがしら過去実績参照	4,000
	保安警備費	警備委託料	1,000
	備品購入費	スポーツ用具等	300
	消耗品費	施設運営消耗品、教室消耗品	2,000
	外構・植栽管理費	外構・植栽	1,000
	廃棄物処理費	市役所ごみゼロルートごみ処分費用	400
	広報費	タウン誌、折込広告	400
	印刷製本費	施設リーフレット作成費	500
	光熱水費	たきがしら過去実績参照。新設冷暖房費用は見込まない。	9,000
	燃料費	なし	0
	保険料	施設賠償責任保険、レクリエーション保険(たきがしら参照)	350
	使用料・賃借料	教室施設利用料、券売機、複合機、AED、トレーニング器具	3,748
	委託料	横浜市スポーツ協会コンサルティング料	1,200
	謝金	教室講師料等	9,650
	公租公課費	法人事業所税、消費税、収入等	2,000
	通信費	電話料、インターネット通信料、切手等	400
	支払手数料	振込手数料等	200
	事務経費本部分		2,400
その他	WEBサイト開設費用、無料公衆無線LAN導入等	0	

※1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名

株式会社横浜ビー・コルセアーズ

施設名

たきがしら会館

収支予算書(たきがしら会館)

4 自主事業・収入の部(令和8年度)

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入		1000
飲食事業		
物販事業	自動販売機等	1,000
その他		

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書(たきがしら会館)

5 自主事業・支出の部(令和8年度)

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費		500
飲食事業		
物販事業	自動販売機目的外使用料、電気代	500
その他		

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書(たきがしら会館)

2 指定管理・収入の部(令和9年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)	
合計 (A)		38,295	
利用料金収入		13,199	
項 目	優先利用	ビーコルチーム練習(体育室・トレーニング室)、NPOビーコルアカデミー(体育室・ホール)、イベント準備室等オープンデスク(会議室2、3)	8,303
	体育室貸切利用	一般予約利用(令和8年度比稼働率1%改善)	2,117
	ホール貸切利用	一般予約利用(令和8年度比稼働率1%改善)	1,325
	武道場貸切利用	一般予約利用(令和8年度比稼働率1%改善)	465
	会議室貸切利用	一般予約利用(令和8年度比稼働率1%改善)	351
	トレーニング室個人利用	一般予約利用(令和8年度比稼働率1%改善)	638
	体育室個人利用	想定していません	0
	付帯設備	新たに導入される冷暖房利用代金については、本収支計画上は織り込まず、別途協議とする。	0
駐車場事業収入	コロナ前の過去実績参照	6,000	
スポーツ教室等事業収入	幼児向けボール運動、ダンス、バスケ等	18,976	
広告業務収入		120	
その他			

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

(2)指定管理料を含んだ収入合計

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)		38,295
指定管理料 (B)		22,053
収入合計 (A)+(B)		60,348

収支予算書(たきがしら会館)

3 指定管理・支出の部(令和9年度)

		積算内訳	合計金額 (千円、税込み)
③ 維持管理運営費用			60,348
項 目	人件費	・常勤職員報酬 統括責任者 1名年俸6,000千円 管理担当者 1名年俸3,000千円 事業担当者 1名年俸3,000千円 ・非常勤職員給与 パート2名(8時間勤務 1部、2部交代)時給1,200円 年額=6,000千円 交通費 500千円	18,500
	修繕費	指定管理業務基準に則る	3,300
	設備管理費	たきがしら過去実績参照	4,000
	保安警備費	警備委託料	1,000
	備品購入費	スポーツ用具等	300
	消耗品費	施設運営消耗品、教室消耗品	2,000
	外構・植栽管理費	外構・植栽	1,000
	廃棄物処理費	市役所ごみゼロルートごみ処分費用	400
	広報費	タウン誌、折込広告	400
	印刷製本費	施設リーフレット作成費	500
	光熱水費	たきがしら過去実績参照。新設冷暖房費用は見込まない。	9,000
	燃料費	なし	0
	保険料	施設賠償責任保険、レクリエーション保険(たきがしら参照)	350
	使用料・賃借料	教室施設利用料、券売機、複合機、AED、トレーニング器具	3,748
	委託料	横浜市スポーツ協会コンサルティング料	1,200
	謝金	教室講師料等	9,650
	公租公課費	法人事業所税、消費税、収入等	2,000
	通信費	電話料、インターネット通信料、切手等	400
	支払手数料	振込手数料等	200
	事務経費本部分		2,400
その他	WEBサイト開設費用、無料公衆無線LAN導入等	0	

※1 次の例を参考に記載してください。
人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など
※2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名
施設名

株式会社横浜ビー・コルセアーズ
たきがしら会館

収支予算書(たきがしら会館)

4 自主事業・収入の部(令和9年度)

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入		1000
飲食事業		
物販事業	自動販売機等	1,000
その他		

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

収支予算書(たきがしら会館)

5 自主事業・支出の部(令和9年度)

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費		500
飲食事業		
物販事業	自動販売機目的外使用料、電気代	500
その他		

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。